

國民精神總動員

# 人口問題研究題研究

第一卷 第四號

昭和五十一年七月刊行

研究

満洲に於ける移動人口——労働力としての苦力(其の二).....小山榮三(一)

資料

ブルグドルファー著「白色民族は滅亡するか?」(一).....本多龍雄(三九)  
國勢調査間年次に於ける普通世帯人口及普通世帯數の推計.....館田嘉彰(四九)

紹介

トイトマス著「貧乏と人口」(北岡).....(五二)  
マーシャル著「人口問題に關する英國民衆の考へ」(大月).....(五五)  
支那及滿洲に於ける將來人口の推定(小山).....(六〇)

彙報

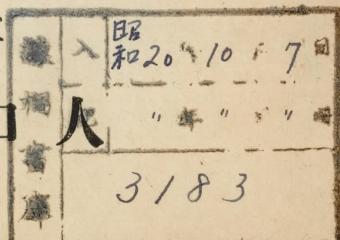
内地在住朝鮮人出產力調査の施行——人口問題研究所研究報告會

厚生省衛生局の國民醫療調查——厚生省豫防局の東京大阪兩市に於ける兒童健康診斷成績の發表——昭和十三年全國結核死亡統計の集計——厚生省主催國民優生大講演會の開催——職員健康保險法並船員保險法の實施——紀元二千六百年記念全國社會事業大會の開催——司法省の支那事變前後に亘る一般及少年犯罪増減調査——東京市に於ける市民調查の施行——財團法人人口問題研究會の罹災——厚生科學研究會の創立並機關誌「厚生科學」の創刊——恩賜財團愛育會昭和十五年度事業計畫——社團法人日本產業衛生協會の健康保險法の改善に對する決議  
一九三九年獨逸の婚姻、出生及死亡統計の發表——一九三三至三九年間獨逸の結婚資金貸與及其の償還免除件數の集計——獨逸DAFの多子家族生計費調查

文獻

邦文人口問題關係文獻(四)——外國雜誌人口問題關係文獻(四)

厚生省人口問題研究所



# 人口問題研究

## 第一卷 第四號

研究

を緩にし百萬の苦力を移入しようと計畫されてゐる。

而して入離滿差が略、滿洲國に定住するところの人口數と推定されるのである。

### 『滿洲に於ける移動人口』—勞働力

#### としての苦力』其の二

小山榮三

#### 四、滿洲國に於ける勞働人口の移動現象

國外移動 滿洲入國の移住者及び出稼苦力は人口統計上の用語に從へば、人口增加に於て出生、死亡による「自然的増加」に對し地域的變動なるが故に「社會的増加」と呼ばれるものである。

滿洲の如く海陸に入口を持つ國に於ては正確なる移民統計の計量は極めて困難である。第二十表に見られる如く昭和二年入滿數が百四萬と甚だしく急激な増加を示したのは支那動亂の影響と見るべく、昭和七年に入滿三十七萬に對し離滿四十四萬を數へ、出超となつたのは滿洲事變の影響に基づくものである。更に昭和九年以來入滿數が漸減してゐるのは外國勞働者入國取締による制限が加へられたからであるが最近生産擴充の結果この取締

滿洲に於ける移動人口 II 勞働力としての苦力 其の二

第二十表 入離滿勞働者年度別統計

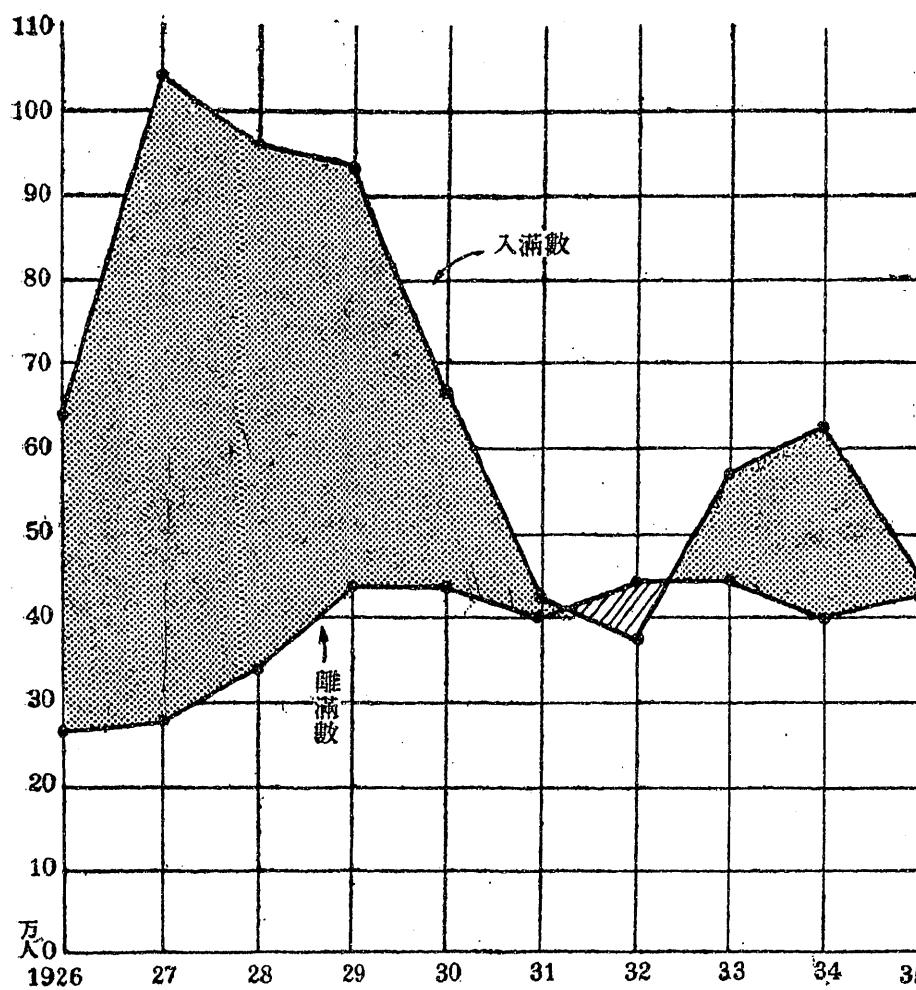
種別	實數			對入滿數に 満數の比
	入滿數	離滿數	差引	
大正一四年	四七九、四七五	一九三、〇九三	二八六、三八二	四〇・三
昭和元年	六四六、六二七	二七二、四五三	三七四、一六四	四一・一
二年	一〇四三、七七一	二八一、二九五	七六二、四七七	二六九
三年	九六七、一五四	三四二、九七九	六一四、一七五	三五・五
四年	九四一、六六一	五四一、二五四	四五〇、四〇七	五七・五
五年	六七三、三九一	四三九、六五四	二三三、七三八	六五・三
六年	四一六、八五五	四〇二、八〇九	一四、〇一六	九六六
七年	三七三、六三九	四四八、九〇五	一〇、五	一二〇・五
八年	五六八、七六七	五四七、五二三	一一一、一四四	七八・七
九年	六三七、三三三	三九九、五七一	二二七、七五一	六三・七
一〇年	四四四、五四〇	四一〇、三一四	二四、一三六	九四・六
一一年	三五九、七六一	三八二、九六六	一三三、二〇五	一〇六・五
一二年	三三三、六八九	二五九、〇九三	六四、五九六	八〇・〇
一三年	四九二、三七六	二五三、七五五	五一、三	

入滿經路 入滿苦力の發港地は表に見られるが如く青島が最も人數多く、次に芝罘、龍口、天津、威海衛、塘沽の順であり、滿洲に於ける經由

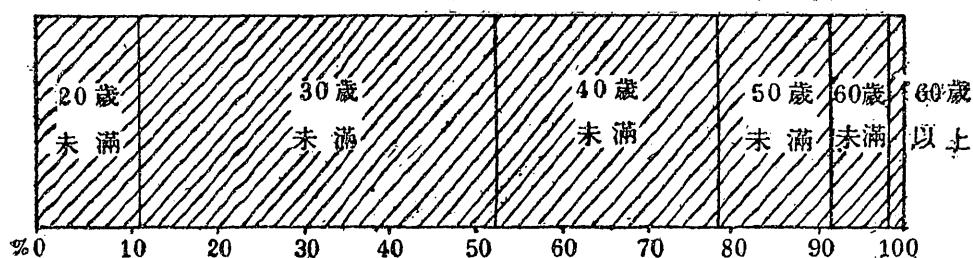
港は大連、營口、安東である。陸路は山海關が壓倒的に多く、次は喜峰口、古北口、冷口の順である。

離満の場合も略々同様である。

第二十一表 入離満労働者累年比較圖



入満労働者年齢別 (康徳2年)



第一十二表 入離滿勞勵者經由路別統計(昭和十一年度) 大東公司調

**國內移動**　満洲國に於ける労働者の季節的移動は國外労働者に限らない。寧ろ農業以外の産業に於ては南滿の農村過剩人口が國內移動を反覆してゐるのである。

ら都市への流入が認められる。然し北支の農村労働の後進性と後れた技術に比し、南滿の労働者はより熟練した生産力の高い労働を興へてゐるのであつて、このことは産業別労働者に於ける國內労働者と國外労働者の比率によつても知ることが出来る。

滿洲國の産業及び國民經濟一般の發展にとつて第一の大きな意義をもつてゐるものは人口の國內移動であつて、この流動の現象はその原因およぶ結果においても工業、礦山業、土木、製造業等の産業活動に結びついた。

彼等の國內流通が如何に激しいかは昭和十二年四月一日から同年六月三十日に至る三箇月間に亘つて満鐵鐵道總局が調査した次の統計によつて明

第一集中狀態

省別移動　調査期間中に於ける移動人員を月別に見るに四月三三六、九九人(四〇・一%)、五月一九〇、九七六人(三四・七%)、六月二一〇、五〇人(二五・一%)にして此の合計は八三八、四八二人となる。而してこれを集中省別——降車驛別人員を省別に分類集計せるもの——に示せば次の如くである。

集中人員	比率	八三八、四八二	一〇〇·〇
數州	東天	八六、一七二	二·二
省	林	八、一〇九	一·〇
省	東	五七、五一八	一·三
省	州	一八、三七一	一·三
省	江	八、五九一	六·八
省	島	九六、四〇三	二·二
省	河	二七〇、〇六五	一一·五
省	江	三三、三一六	二·二
省	河	四五、二三五	二·七
省	安	六、三七八	五·四
省	吉	〇·八	〇·八
省	奉		
省	關		
省	熱		
省	興		
省	龍		
省	濱		
省	間		
省	三		
省	黑		

**人員階級別** 勞働者の降車人員二千人以上の驛を十階級に分ち各階級に相當する驛を夫々列舉せば下の如くである。而して二萬人以上降車せる三驛の實數は哈爾濱一〇三、二七八人、奉天八二、四八五人、牡丹江二一、二七二人となる。

人	員
普蘭店	驛
興城	
朝陽	
壩廟島	
八道壕	
凌源	
山城鎮	名
穆稜	
閨家	
大連	
沙河口	
鐵嶺	
開原	
本溪湖	
大石頭	
北票	
阜新	
海州	
西安	
公主嶺	
西寧	
三〇〇一—四〇〇〇	
二〇〇一—三〇〇〇	

省の内外別移動 省別移動を更に省の内外別即ち自省内に於ける各縣相互間の移動と他省より自省へ流入せる移動とに分てば興安省、間島省及黒河省の三省以外は何れも前者が多くなつてゐる。



## 第一 分 散 狀 態

**省別移動** 調査期間中に於ける移動人員總計八三八、四八二人を分散省別に示せば次の如くである。

省	別	省の内外別移動		分散人員		比率
		人	員	總數	比	
關東州	總數	省內移動	省外移動	省內移動	省外移動	八三八、四八二
吉林省	三三、六九三	一〇、五七	二三、一三六	一〇〇	三一・三	三三六、〇七四
安東省	一七、一三六	三六、〇七四	二六、四一八	九九、六五六	一〇〇	一〇八、六一二
	一・一	一〇八、六一六	一〇八、六一六	五五、二二七	一〇〇	九八、六七九
	一・一	一七、一一六	一七、一一六	五三、三九五	一〇〇	九八、六五一
	一・一	一・一	一・一	一・五	一・五	一・三〇
	一・一	一・一	一・一	九・二	九・二	二・七〇
	一・一	一・一	一・一	二・四・四	二・四・四	四・〇
	一・一	一・一	一・一	一・九	一・九	一・一
	一・一	一・一	一・一	三・八	三・八	總數
	一・一	一・一	一・一	〇・三	〇・三	八〇〇・〇

熱河省	九、八五一	六、八二一	三、〇三〇	100	六九・一	三〇・八
興安省	一三、〇八四	七、六九三	五、三九一	100	五八・八	四一・二
龍江省	七七、六〇五	五三、〇八八	三五、五一七	100	六七・一	三三・九
濱江省	二〇四、三七八	一五八、四四三	四五、九三五	100	七七・五	三三・五
間島省	一五、六六一	一〇、二一八	五、四四三	100	六五・三	三四・七
三江省	三一、五七三	二五、三三五	六、二三八	100	八〇・二	一九・八
黑河省	二一、一四六	一一、一八九	九五七	100	五五・四	四四・六
人員階級別	勞働者の乗車人員二千人以上の驛を十階級に分ち、各階級に相當する驛を夫々列舉せば下の如くである。而して乗車人員二萬人以上					
の驛の實數は奉天四六、九六九人、山海關四六、三四一人、營口三五、五六三人、牡丹江三四、七一四人、新京三三、〇三七人、哈爾濱二五、二二一人						

## 省の内外別移動

省 別	省の内外別移動		省の内外別移動		人 員 比 率	人 員 員 員
	總 數	省內移動	省外移動	總 數	省內移動	
關東州	三三、六九三	一〇、五五七	二三、一三六	一〇〇	三一・三	四、〇〇一—四、〇〇〇
奉天省	三六、〇七四	二六、四一八	九九、六五六	一〇〇	五五・九	五、〇〇一—六、〇〇〇
吉林省	一〇、六一二	五五、二二七	五三、三九五	一〇〇	五〇・八	六、〇〇一—七、〇〇〇
安東省	一七、一一六	六、二三五	一〇、八九一	一〇〇	三六・四	大木斯

省の内外別移動 省別移動を更に省の内外別即ち自省内の分散と他省へ流出せる移動とに分てば關東州、安東省及錦州省以外は何れも前者が多くなつてゐる。

セ001—ハ000  
ハ001—10,000  
10,001—15,000  
15,001—20,000

鐵嶺 吉林  
四平街 錦縣 諶河  
齊々哈爾 濱江

ハ0,001以上

大連

奉天 營口 新京 山海關 哈爾濱 牡丹江  
撫順 本溪 湖濱 票口  
鞍撫 本北 阜西 跤密 穆佳 木斯

四〇五九  
○・五  
○・九  
○・五  
○・五  
○・二  
○・一  
○・四  
○・二  
○・一  
○・三  
○・二  
○・二  
○・二  
○・三  
○・二  
○・二  
○・八

主要都市別移動 勞働者の供給地乃至は分散中心地と目される主要都市別分散人員を見るに左表の如くにして奉天は最高の五一、五八六人にして總數八三八、四八一人に對する比は六・一%營口は第二位三七、二八三人にして比率は四・四%となる、尙ほ下記主要都市の中には次の驛を含むものである。

大連——大連、沙河口、奉天——奉天、皇姑屯、奉天總站、新京——新京、南新京、東新京、哈爾濱——哈爾濱、濱江、安東——安東、沙河鎮、營口——營口、河北

### 主要都市別移動

#### 分散人員

總數に對する比

都市別	分散人員	總數に對する比
大連	二四、六八八	二・九
營口	三七、二八三	四・四
天	五一、五八六	六・二
東	七、一五二	〇・九
縣	九、七八三	一・二
京	三四、六〇二	四・一
林	七、三七三	〇・九
吉	三六、〇五三	四・三
新	一二、四六八	一・五
哈爾濱	三四、七一四	四・一

鑛山所在地別移動 入溝門戸地別 關の各驛より乗車分散せる人員は左記の如くである。

入溝門戸地	分散人員	總數に對する比
大連	一九、九三六	二・四
安東	四、八七〇	〇・六
營口	三五、五六三	四・二
山海關	四六、三四一	五・五

出身地・職業別 入溝門戸地別 關の各驛より乗車分散せる人員は左記の如くである。

又職業に於ては製造業が最も多く次に農業土木業である。このことは最近の溝門戸地別移動

鑛山所在地別移動 鑛山所在地に接近せる驛より乗車し分散せる人員を見ると撫順は最高七、八〇〇人にして移動總數八三八、四八一人に對する比

は〇・九%第一位は佳木斯の六、九八七人〇・八%となつてゐる左表撫順の中には撫順城を含む。

### 鑛山所在地別移動

分散人員 總數に對する比

四〇五九  
○・五  
○・九  
○・五  
○・五  
○・二  
○・一  
○・四  
○・二  
○・二  
○・三  
○・二  
○・二  
○・二  
○・三  
○・二  
○・二  
○・八

滿洲に於ける移動人口 ハ労働力としての苦力 其の二

招致の積極的な活動からである。

早期より移民招致が行はれてゐたのに拘らず——例へば清朝順治年間に於ける遼東招民令、墾殖實邊政策等——交通の不便と匪賊の跳梁は移民の渡來を阻んでゐた。従つて東支鐵道敷設以前迄は大量の移民は行はれなかつたのである。東支鐵道貫通以後に於てもその移民は純粹に農業的な性質を帶びてゐた頃の鐵道網の發達が不充分であり、市場からの距離が甚しかつたために農業經營そのものは著しく消費的性質を帶び、農業の商品性は極めて微弱であつた。これはまた農業の技術、資本の低い構成、「低勞賃經濟」が植民の成功を阻害する消極的影響を及ぼした。更に滿洲の在來の植民が専ら農業的性質を帶びてゐたために、滿洲の廣漠たる地域の森林、鑛物等は利用さるべくもなかつた。このことは、それ自身また、國內商品市場および國內商品流通の發達を阻害したのである。

第二十三表 入満労働者出身地及職業別統計 大東公司調(昭和十二年度)

出身地	職業	農業	林業	漁業	鑛業	商業	土木業	建築業	製造業	運交業	雜業	計
山東		三四、八四三	九七	一七四	五、七二〇	一一、七四〇	一一、六二六	一九、九七七	五〇、一〇八	一一、一三三	二五、七二一	一八一、一六五
山西		一三、七四六	四四	一七六	七、五九九	一九、五八六	二四、五一七	一、一七一	三五、九二九	四、八〇六	一五、〇七六	一三三、一九一
江南		六七一	二八二	二一八	三五	一七四	一、三八〇	二六	一、七六二	五〇	一五五	四、四四五
蘇北		四一〇	一	九五	一六五	一四〇	九六八	一〇九	三五七	二一三五	一、三五八	一、三五八
蘇南		一	一	一	二八	四六六	一四六	四一	六五	一〇四	三三一	三三一
江蘇		一	一	一六三	六	二五九	三三	三	一〇四	一三〇	三四七	三四七
浙江		一	一	一六三	一〇	一四一	二	四一	六五	一〇	三六六	三六六
福建		一	一	一	七六	四一	一	一	一	一	一	一
廣安		一	一	一	四八	六〇	一五一	三	四二	一四	一	一
察哈		一	一	一	五	一	六	七	一	一	一	一
東爾西		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
徽建		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
廣東		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
察江		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
哈		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

然るに日露戰爭以後日本の對滿政策の緩急は滿洲の產業界、従つてまた労働界に甚大な影響を與へた。而して滿鐵の擴張整備、鞍山製鐵所等の建設は、漸次滿洲國に於ける産業資本主義を助成せしめ、その發展過程は農村人口を封建的土地關係から獨立させ、それを都市の産業市場に投げ出すこととなつた。そしてこの労働人口は滿洲の産業のために生産上の基礎たる労働力を提供するのみでなく販賣市場をも提供したのである。

然し今尙滿洲國に於ける農業に於ける労働使用の社會的——歴史的特殊性は殘存せる先資本主義的土地所有諸關係と結びついた先資本主義的諸關係の歴史的殘存物として労働の雇傭狀態及勞賃形態即ち苦力のシステムに執拗に維持されてゐるのである。工業の進歩に伴ひ舊來の封建的土地關係は破壊されると共に人口大衆を土地から切り離しつゝあるのである。このことは入満苦力の職業別人口數によつても明かである。

其の他

計

一九四九年十月一日

第一十四表 離滿勞動者出身地統計  
大東公司調(昭和一二年度)

一  
四二、六八九  
三三三  
一六一  
一  
八九、四一五  
三三三  
一  
三三三  
一  
三三三  
一  
三三三

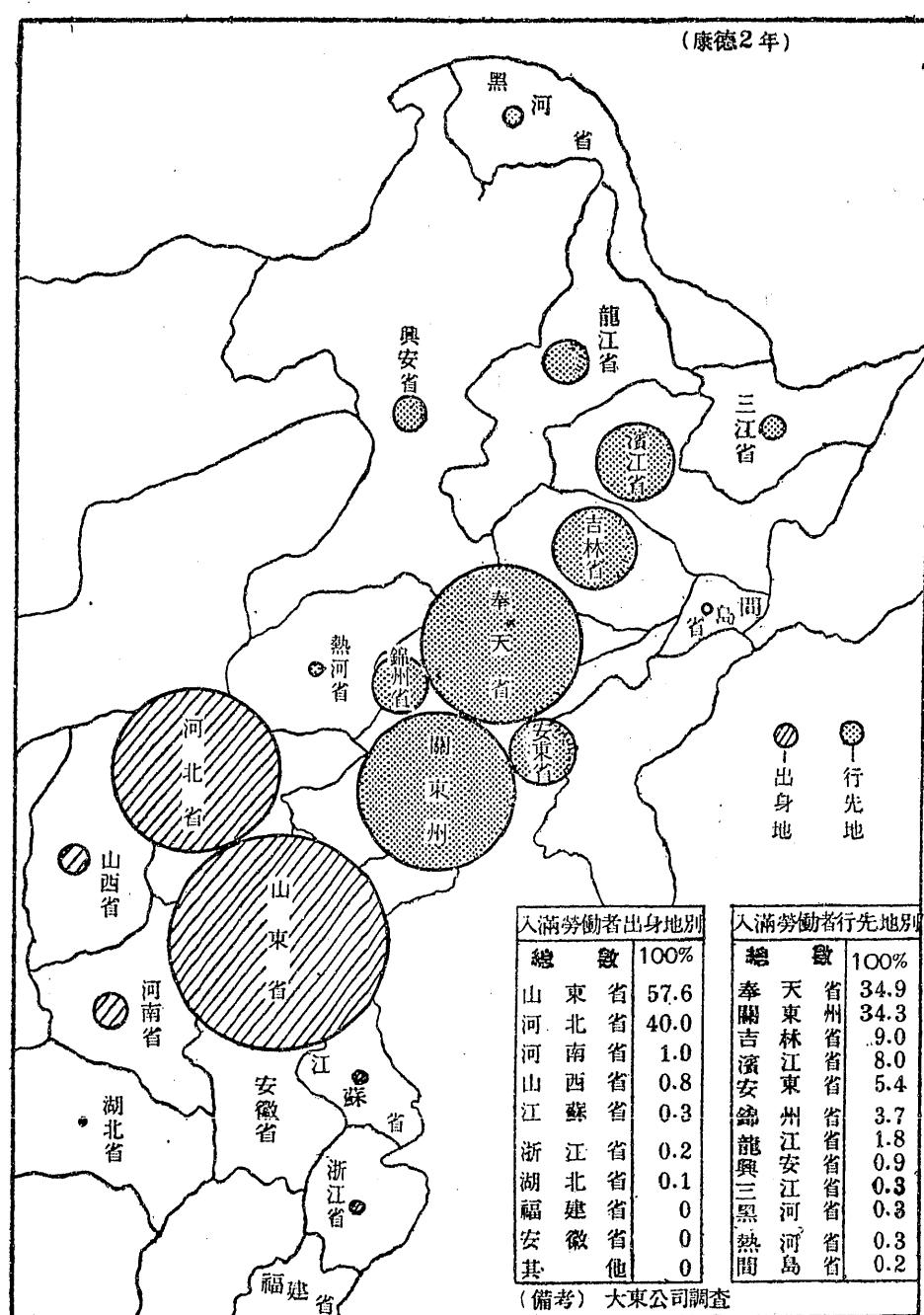
**行先地** 彼等の行先は其の職業の性質及び賃金の高低、連絡の有無等によつて決定される。云ふまでもなく大多數が行く先是奉天であり、次に關東州、吉林、濱江、安東、錦州、龍江、興安、三江、黑河、熱河、間島の順序である。

第一十五表 入満勞働者行先地別統計 大東公司調(昭和二二年度)

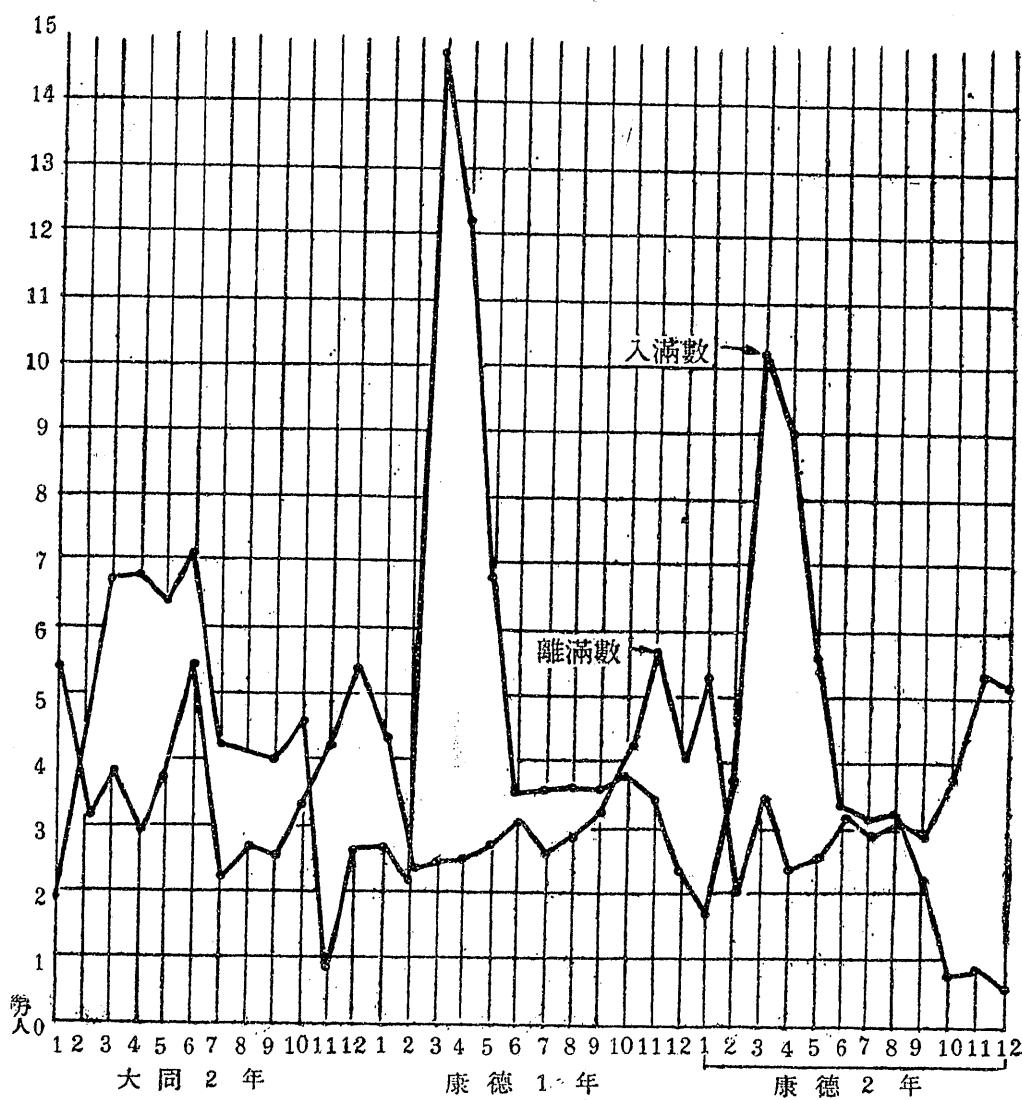
計

島安河州

四〇二 三七七八  
一四 一二  
一三四 二二九  
一一二、八三一 六三三〇  
七五、九四八 一  
九三四九 一  
一一〇、〇五六 一  
一四、一七四 一  
一、四八六 二、七〇六  
三、〇四七 二五八  
六〇二 一  
一、八七六 二、九八六  
一、八七六 一  
二、九八六 一  
五九七 八  
五、七一 三、九八五  
八、一三六 一  
三三三、六八九 一  
一〇 一  
一八、三八三 一



第二十七表 入離満月別労働者圖



入満の時期 出稼苦力の郷土は北支の農村である。農業に於ける労働の使用は極めて季節的な性質を帶びており、生産季節を通じて労働使用自體が變動する。出稼である限りその質銀は郷土の生活費の一部をなすもので

あり、そこに必然的に出稼の時期が決定される。一般に出稼期は舊曆一月、六月、十月であり、舊正月明けの中旬頃から一月上旬が最も盛であることはグラフの示す通りである。

## 第十八表

## 入出國外國人勞動者數

## 1. 入 國

人口問題研究

第一卷

第四號

二

月 別	滿洲國側						關東局側 大連	合計	累計	前年累計
	營口	山海關	喜峰口	古北口	安東	其ノ他				
康德4年1月	結冰	2,418	332	693	結冰	—	6,069	9,512	9,512	6,506
2月	58	4,858	259	295	〃	—	9,175	14,645	24,157	41,362
3月	21,179	28,466	598	822	96	—	38,292	89,453	113,610	102,514
4月	26,439	27,556	805	663	4,060	—	23,291	82,814	196,424	174,685
5月	14,082	13,262	789	521	2,062	634	14,196	45,546	241,970	225,455
6月	7,305	9,104	841	254	1,245	471	7,500	26,720	268,690	251,229
7月	4,515	4,559	364	92	1,115	310	6,389	17,344	286,084	273,535
8月	348	1,874	135	11	233	194	1,236	4,031	290,065	292,658
9月	—	4,460	78	23	44	—	223	4,828	294,893	313,486
10月	—	8,257	18	90	2	—	167	8,584	303,477	335,144
11月	—	8,267	200	67	5	—	1,075	9,614	313,091	352,704
12月	—	9,819	304	170	3	—	4,267	14,563	327,654	360,192
計	73,926	122,900	4,773	3,701	8,865	1,609	111,880	327,654	—	—
康德3年	85,815	109,996			18,343	—	145,607	359,761	—	—
〃2年	107,466	138,300			21,136	—	177,638	444,540	—	—
〃1年	123,767	127,908			42,931	—	332,716	627,322	—	—
大同2年	142,004	105,300			38,501	—	282,962	568,767	—	—
〃1年	64,106	93,383			25,379	—	189,761	372,629	—	—

## 2. 出 國

月 別	滿洲國側						關東局側 大連	合計	累計	前年累計
	營口	山海關	喜峰口	古北口	安東	其ノ他				
康德4年1月	結冰	23,104	200	449	結冰	—	23,492	47,245	47,245	36,346
2月	18	12,748	120	191	〃	—	9,221	22,298	69,543	64,070
3月	2,527	18,404	178	325	108	—	9,025	30,567	100,110	94,488
4月	3,215	12,603	414	264	1,859	—	7,535	25,890	126,000	120,968
5月	3,375	11,091	587	311	3,423	361	7,663	26,811	152,811	147,385
6月	3,082	10,240	613	279	1,859	114	7,776	23,963	176,774	167,994
7月	3,080	7,225	423	59	2,114	182	8,409	12,327	198,266	191,533
8月	1,331	1,905	332	4	2,438	168	6,149	21,492	210,593	211,775
9月	—	2,447	75	18	786	—	3,576	6,902	217,495	230,939
10月	—	5,291	210	149	1,378	—	2,084	9,112	226,607	263,333
11月	—	9,356	175	70	395	—	3,434	13,430	240,037	317,535
12月	—	14,368	181	105	6	—	9,171	23,831	623,868	373,014
計	16,628	128,782	3,508	2,224	14,366	825	97,535	263,868	—	—
康德3年	64,060	163,909			17,822	—	137,175	382,966	—	—
〃2年	66,374	179,028			32,029	—	142,883	420,314	—	—
〃1年	85,150	91,590			39,093	—	182,729	399,571	—	—
大同2年	89,667	135,000			22,253	—	200,603	447,523	—	—
〃1年	121,805	107,567			25,408	—	194,125	448,905	—	—

## 五、滿洲における労働の雇傭および勞賃の諸形態

ることは馮和法氏の指摘してゐるところである。

滿洲の農業労工を三種に分つ。一は長工、二は月工、三は短工と云ふ。

長工は年極め傭であり、月工は月極め傭であり、短工は日傭である。從てまた長工を年工、月工を月伙、短工を小工とも呼ぶ。

**農業労働者** 滿洲における労働の雇傭および勞賃の現在の諸形態は支那本土から受け継いだ前資本主義的・封建制的刻印を著しく有してゐる。

この關係は特に漢民族の社會的諸條件の結果として農業において最も執拗に維持されてゐるのである。而もその特殊なる現象は滿洲國の労働がその技術的發達の低度なるに反し、被傭者數が甚だしく大なることであり、また労働の移動が甚だ高度なことである。既に述べた如く滿洲に於ける労働力の源泉の大部は國外移民に依存し、而も労働力需給の關係に於ては季節的變動が大である。これは主として滿洲の氣候的・季節的條件が強く、労働力を支配してゐることに基づくものであつて、特殊の工鑛業を除いては一般の產業は冬期は休業の狀態に陥る。殊に農業部門に於ては農閑期と農繁期とがあつて労働の需要度が夫々異なり、而も南滿が人口過剩であるにも拘らず北滿は人口が過少である如く地域的に労働力の分布に偏在があるのである。

本來農業労働者の十分の七は滿洲本地人であつて外部から來るものは其の十分の三に過ぎない。而して前者は長年雇工になるに反し山東其他の地

方から來るのは日雇或は月雇となつて農繁期にのみ雇傭されるのである。これは出稼工であつて滿洲に家庭を有せず且つ滿洲農業に不熟練であり、緣故も少ないからである。

苦力とは本來労働者の總稱であつて其の本義は雜役労働者を指す。在満の邦人が農業上用ひるところの日雇労工を苦力と稱するのは甚しい誤である。

年工のうちにには一年中主人の家宅に居住し、耕作や雜用をなすものと、農繁期の内、二、三月から十一、一二月まで主人の家に住むも秋節が來て收穫が終ると自分の故郷の家庭へ歸り、新年を迎へ、早春に再び主人の家僕として再歸するものとの二種あるがいづれも年工と呼ばれる。

併しこの範疇——傭農と苦力は互に絡み合つてゐる。土地のない農民は今日は雇農として傭れ、明日苦力として使はれる。土地利用の零細化と、それによつて生み出された農業における労働力に對する恒常的需要の缺如の結果、零落もしくは土地を失つた農民は、大多數の場合、雇農ではなく苦力となる。借地人および農民——土地所有者の最下層範疇も農閑期には苦力の労働に從事する。

かくして滿洲に於ける農民の社會的分化に就いての著しい特徴の一つは、其の生産技術、生産力の發展の低位に比して農業被傭者數が比較的に多數なる點にある。

農業被傭者の比較的多數なる事の原因として次の如きものが考へられる。

- 一、長き農閑期と短く集約的な農繁期を有するがため季節的雇傭を有利とする。
- 二、かかる需要に應すべき山東、直隸等の諸省よりの大量的移民が存在する。
- 三、零細農民多數にして、且つ土地よりの分離の傾向が發展しつゝあつて、彼等小農業労働賃銀によつて補ふに非ざれば、其の最低の生活をさへ營み得ない。

四、比較的新しく開拓せられし土地なるため、土地と農民との傳統的結び付  
きが比較的少なく、その爲に、土地を失ひたる農民又は土地を得られざる

移住者の或る者は、直ちに小作農にならず、農業労働者となる傾向が存す  
る。

五、零細經營と並存する大工地所有者は、以上の理由によつて支那本土等に比  
して小作人も比較的得難く、且つ水田耕作が殆どなく専ら畑作なるため、技  
術的にも低位乍らも、比較的大規模の經營を行ふものがある。(鈴木小兵  
著「滿洲の農業機構」八三頁)

第二十九表 滿洲における自家労働と雇傭労働の對比表

經營面積	平均 戸數	自家勞 働者數	雇傭勞 働者數	勞動力計		雇傭勞動 能力百分比	雇傭勞動 能力百分比	雇傭勞動 能力百分比
				人	人			
一五〇晌以上	八戸	六・四三	八・二〇	一四・六三	五六・〇	〇・五三三		
五〇—一二〇晌以上	五戸	六・〇八	二・八七	八・九五	三一・一	〇・一六七		
一二〇—一〇晌以上	四戸	四・〇一	二・五八	六・六〇	三九・一	〇・一三〇		
一〇晌以下	八戸	三・五五	〇・三八	三・六三	一〇・五	〇・〇五三		
平 均	三〇戸	四・九〇	三・三一	八・二一	四〇・三	〇・一七四		
備 考								

- (1) 駐労者合計は、一五〇日工を一年として計算  
(2) ヤシューフ「北滿洲支那農業經濟」

播種面積	自家勞 働者數	年雇勞 働者數	其他雇 勞働者數	雇傭勞 働者數	雇傭勞 働者合 計	總勞動 力による 雇傭勞 働者の% 率
一五晌以下	二・〇八	〇・六九	九・七	一・三四	三九・二	〇・一六一
一五晌—三〇晌	三・二一	一・五八	一・四三	二・五三	四四・一	〇・一七八
三〇晌—七五晌	三・三二	三・六八	三・三二	五・八九	六四・〇	〇・三七三
七五晌以上	五・四五	六・一八	五・五二	九・九八	六四・七	〇・三一〇
平 均	三・三九	二・八〇	二・五八	四・五二	五七・一	〇・二七九

## 備考

- (1) 駐労者數は年雇労者數に日雇一五〇日を一年として採算したもの  
を合計す
- (2) 满鐵調査課「滿洲農家の生産と消費」

この表によれば五〇晌以上の大農經營で全労働の五割六分を雇傭労  
働に求め、三〇晌から一〇晌の中農經營では全労働の四割を雇傭労働  
に求め。一〇晌以下の過小農經營ではその一割を雇傭労働に求めてゐ  
る。

これを「北滿」について見ると、「北滿」は「南滿」に比し、耕作面積が大で  
あるだけ雇傭労働者の割合も大なのである。

註 今滿洲の主要な農耕地帶を南滿・中滿・北滿とに分つて、南滿には鐵嶺附近を過  
る緯度線以南の地方を含まし、中滿はその以北より哈爾濱の線以南とし、より  
北方に連する地方を北滿と呼ぶことすれば、農業労働者が農村戸口中に占める比  
率は略々南滿に於て一割から二割、中滿に於て三割前後、北滿に於て五割に及ぶ  
ものと推定されるのである。これ等農業労働者の家族員數は普通耕作農民と比較

して少いので人口に於て占める比率はこれよりも多少低下するが、なほ全滿押し

なべて農業人口の三割を占めてゐるであらうと思へるのである。従つて純然たる農業労働者の家族だけでも少くとも八、九百萬人は居ることになるのであつて、この點日本の農村とは相當事情が異つてゐる。更にこの數に半労働者である過小農を加へると農業被傭労働者の家族數は更に夥しいものとなり、如何に内輪に見積つても一千萬人を下らず、恐らく一千二、三百萬即ち全農村人口の四割程度にも達するであらう。（満洲國農業部大臣官房資料科編「満洲國農業概観」八二頁）

#### 賃銀形態

満洲國に於ける農業機構の半封建制的・半農奴制的諸關係は勞働使用の社會的・歴史的特殊性として一方に於ける急速な産業資本主義の發展乃至生産が擴充に伴ふ物資動員計畫の遂行にも拘らず、殘存せる前資本主義的土地位所有諸關係と結びついたところの社會關係が雇傭狀態および勞賃形態に於て根強く維持され現在に於てはまだ満洲の中世的經濟機構を質的に變化せしめ、産業特に農業自體の生産諸條件および農業のうちに起る社會經濟的分化を引き起してはゐない。

生活水準の低位な人口源泉が存在する満洲では勞働生産性の低い水準および後れた勞働形態を條件付ける北支の農業の社會經濟的特殊性が依然として維持されてゐる限り勞働賃銀も亦極めて低いのである。

投下不變資本の僅少、生きた勞働の一層多くの分量、高い剩餘價值率は豊富な人口源泉が存在する處では極めて低い勞働生産性の維持に導き、直接生産者のこの甚しい低賃銀の可能性、同時に最大の剩餘價值の占有の可能性能を固定せしめるやうな、勞働雇傭の諸形態、および諸方法を存續せしめるものである。

#### 勞働雇傭

満洲に於ける勞働の期限性、季節性は雇傭および賃銀支拂の諸形態に於て生活、習慣に結合した特殊の構造を持つてゐる。勞働雇傭の方式は地域の異なるに従ひ多少差違があるが大別すると長工と短工に區別

される。

短工は日工とも云ひ農業日傭労働者の謂である。彼等の多くは地方の貧農にして、農業經營のみにては生計が困難なるため、餘剩勞働の捌口を努めてこの方面に需めんとするものである。日工のことを別に「做工夫的」或は「做零工的」等といふ。日工の供給箇所は多く「工夫市」である。彼等の需要最盛期は、除草、中耕乃至收穫期である。この時期は作業の性質上、短期間に多數の勞働者を必要とするからである。

長工は雇傭期間が比較的長期に亘る勞働者の意にして短工に對する比較上の語である。一般に一ヶ年内外乃至それ以上連續的に雇傭される農業労働者と解されてゐる。長工に對しては地方的に様々な呼稱がある。即ち山東省方面では「做活的」と謂ひ、河北方面では「長年夥計」又は「長年大工」といひ、滿洲國吉林方面では「抗大年的」等といふ。

#### 一、長工の雇傭期間に依る類別

(イ) 一ヶ年に充たざる者——例へば舊曆四月の除草及び高粱播種期に雇傭し、十月大豆收穫後に解雇する。或は舊正月二十日より、十二月二十日に至る十一ヶ月間雇傭するといふが如し。

(ロ) 滿一ヶ年のもの——期間の始期は一般的には舊正月元旦であるが二月一日、十月一日等々に亘つて居る。この種の勞働者は陰曆の節日に十餘日の休日が得られるのである。

(ハ) 一ヶ年以上の者——この種の長工の中には前借の關係から人身質入に類する窮地に陥つて居るものがある。

長工に對しては食物と住居とを實物給與するのが通例である。而して住居は物置同様のものであるが、食物は家族と餘り差がない。（武居郷一著勞

(効用語辭典一九四頁、一六二頁)

### 二、短工の雇傭

甲、雇傭市場——短工の多く存する所には労工雇傭市場が存在する。これは労働力を賣らうとする苦力が一定時間、一定の場所に集合するのである。普通、市場、寺廟等であつて買手はこゝで商品と同様な關係で労力を買入るのである。北方では人市、工市、工夫市と云ひ廣東

では擺工、人行、賣人行、雲南では工場或は站工場とも云ふ。早朝勞働力の賣手、買手が齊しく集まる。賃銀の決定に關しては當日の需給

狀況によつて中間人が決定することが多い。この中間人は普通村長、鄉長、閩長、僧侶であつてオーケーションの如く賃銀がせりあげられる

のである。

乙、雇傭市場なき場合——この場合には雇主が近村に出掛けたる短工を雇ふか或は労工が隊を組んで尋ねて來るのを待つて傭ふのである。

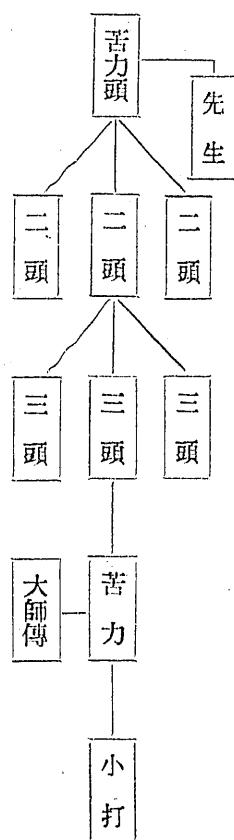
丙、工頭——各地の農業短工には常に工頭がある。工頭は事業主と苦力

の中間に存在してゐる組頭とも云ふべきものである。(馮和法編「中國農村經濟資料續編」七一二頁)

滿洲人の労働者中技術的精練労働者若くは個々單獨に雇傭されて居る労働者は問題外とし、多くの場合苦力頭に依つて統轄されて居る、それで武居氏、飯島氏に據り苦力制度について考察をしよう。

苦力頭、長夫目、把頭、工頭等は厳格な意味に於ては幾分の差はあるが邦人の間に於ては大體同じ意味に解されて居る。曾ては大苦力頭と云つて配下に二頭、三頭を介して多數の苦力を擁し、この大苦力頭は純然たる企業家的立場に在ると云ふやうな封建的搾取制度が多く行はれて居たが、其の弊害が少くなかつたので、現在ではこの制度は殆んど影を没するに至つ

た。そして中苦力頭制度がこれに代つて現れて來た。これも弊害の度が少いと云ふのみで前者と類を同じくするものではあるしこの苦力頭は日本内地に於ける親方の如きものであるが、配下苦力の多少に依り其の格に於て甚だしい逕庭がある、次に説明に便するため苦力の組織を圖解する。



これは一百名内外の苦力が一團をなして居る場合の組織であつて、十四五名の苦力を一班となし三頭が班長となつて苦力と共に一つの作業に對しそ共同動作を取り、二頭は數名の班長を部下に持ち作業の指揮と統制の任に當るもので何れも作業の第一線に出勤するものであるが、苦力頭は自ら作業にタツチすることは全然なく配下苦力に對する管理の總括的實務と、事務の中間に於ける折衝の任に當るものである、従つて各々其の責任に輕重のある關係上、二頭、三頭乃至苦力の間に於ては賃銀の分配比率に夫々差違がある、この點に關しては後に詳述する所がある。苦力頭の任務としては作業の指導鞭撻は勿論苦力の私生活上に於ける、一切の世話をしてもやる、つまり勞働管理の實權を掌握して居る理である、従つて配下苦力に對する一つの任免權とも稱すべきものを有し、且其の地方に於ける一つの顏役をなして居る。

尙先生、大師夫等を勞働編成上大きな分子をなして居る。先生と云ふのは要するに書記であつて苦力頭に直屬し、賃銀の計算、金錢の出納其他一般記録事務を擔當し、苦力頭から月給を貰ひ受け共同食事を攝り、食費は自

己が負擔して居る者が多い。大師夫とは——大師傅、大什夫とも書く——炊事夫のことであるが炊事のみをするのでない、苦力の出勤中は留守居番もなし食事材料の購入其他宿舎の内部的な仕事一切をする。(満鐵調査部「滿洲の苦力」三〇頁)

尚ほ苦力頭は團體苦力の募集にも有力な役割を演ずる。

團體苦力を募集するには、普通最初に募集責任者(俗に檻頭といつて請負人即ち組頭に直屬のもの)の方から信頼する工頭即ち小苦力頭を募集地に派遣する。其の小苦力頭は應募苦力に對して敷底費(此の費用は安家費又は苦力募集の手附金となる)を支拂つて約束の期日に指定の場所に集合せしめる、(此の小苦力頭に所屬する一團の苦力を一鋪と云ふ故に小苦力頭を鋪頭とも云ふ)。それから目的地に引率せられて仕事に取りかゝると云ふ段取であつた。此の敷底費は檻頭が信用あれば出さずに済むことが多かつたが、それでも苦力は先を争つて應募したものである。併し初めて苦力募集をするには必ず敷底費を必要とした、其額は一人に付二元乃至三元で一定はしてゐない。募集が困難であればある程高くなるのは自然で五、六元に達したこともある。近來此の敷底費(前貸金)が高くなつたのは、滿洲國建國後事業が俄に勃興し、業者も多くなり初めて苦力を募集する者が増加したためと、募集困難の二つの原因からである。

大檻一二檻、小工頭は損害を防ぎ苦力に迷惑を掛けない様に組頭と(一)賃銀幾何或は工費幾何(二)支拂期日(三)前貸金幾何(四)保證方法(五)労働時間(六)工事受渡規定(七)傷病時の處置(八)死亡時の處置並に救恤方法(九)工事に關し組頭側から直接苦力を譴責した結果苦力が逃亡した場合は組頭側で責に任ずること(十)團體苦力は其工事の完否に拘はらず約定の期限に安全に歸國せしむること等を豫め契約して置く。(飯島滿治滿洲國労働問題の種々相勞工會報第一卷、第十二號、三八頁)

團體苦力の経費は、出身地から目的地までの旅費、即ち、車馬賃、汽車賃、船賃、途中の宿泊代、飲食費、作業地に於ける一鋪毎の宿舎建設費(一人アンペラ一枚分竹桿、材木、繩代等)土工用具として一人に付シヤベル一箇、天秤棒一本、土籠一組、麻繩二本、又食事用として小鍋、碗、小皿、箸、水壺等の費用の總計で、此等の費用は全部、檻頭が立替へて呉れるのである。一團體の苦力には大檻(檻頭)、二檻、小工頭(鋪頭)の三階級の頭があ

る。普通大檻は組頭に直屬し、二檻は大檻から仕事を請け鋪頭に渡す。時としては大檻は監督の立場に立ち二檻に全部任せることもある。此外に一團體には、主事一人、正副司帳各一人、正副拉杆各一人掌棹一人計六人の從事員がある。正副司帳は俸給制度で其他は皆歩合制度である。主事は團體の仕事全般を掌り、正副司帳は會計、正副拉杆は技手、掌棹は苦力に仕事を分配し監督する役目である。尙一小苦力頭の配下即ち一鋪は概ね三十三人で一團を爲し、一人は此の鋪の餘計、二人は炊事掛り、後の三十人が毎日労働に從事する組織で團體自活と云ふわけである。

稼賃はどうなるかと云ふと、賃銀制度と請負制度とで異なるが、要するに大檻、二檻は苦力の數に應じ其の往復の旅費、其の他の費用立替金及各自の利益を計算して一人宛幾何かの頭をはねてから苦力に支拂ふのである、其の中から鋪頭が又一人に付一日三仙乃至五仙を取るのである、唯此等頭目は苦力に相當の賃銀を剩させて歸國せしめ、又來年も喜んで出稼に出稼をするには必ず敷底費を必要とした、其額は一人に付二元乃至三元で一様に仕向けて居ることを忘れてはならぬ。

大檻一二檻、小工頭は損害を防ぎ苦力に迷惑を掛けない様に組頭と(一)賃銀幾何或は工費幾何(二)支拂期日(三)前貸金幾何(四)保證方法(五)労働時間(六)工事受渡規定(七)傷病時の處置(八)死亡時の處置並に救恤方法(九)工事に關し組頭側から直接苦力を譴責した結果苦力が逃亡した場合は組頭側で責に任ずること(十)團體苦力は其工事の完否に拘はらず約定の期限に安全に歸國せしむること等を豫め契約して置く。(飯島滿治滿洲國労働問題の種々相勞工會報第一卷、第十二號、三八頁)

必ず實行され鄉間で排斥されるので整然たる秩序が維持されると云ふ。(青島守備軍民政部山東資料第一編七頁)

**短工の賃銀** 短工の賃銀は多く貨幣で支拂はれるが又農産物で支拂はれる場合もある。更に長工の場合には田地使用権を給して賃銀に代へることも行はれる。短工を日工と月工の二種に分ち更に食事附のものと然らざるものとの二種に分たれる。

今日企業主の支拂つた勞銀が個々の労働者の手に這に入る迄にどんな経路を履んで行くかを見るに、それは單獨労働者と集團労働者、其の集團の中には一人乃至二人の苦力頭に依つて統一されて居るものと、百餘名の大小苦力頭の下に分属され一大集團となつて居るものとの間にはそれく多少の相違はあるも大別して左の三種に分つ事が出来る。

一、事業主の依頼に依り或作業に對し總括請負を爲すと云ふ様な場合には請負賃銀は一括して事業主より請負人に渡し、請負人より更に苦力頭、二頭の手を經て始めて個々の苦力の手に勞銀が渡される、だから其間に各々多少の搾取が行はれ、前貸金の元利、食費代、作業用具費、破損辨償金等を差引かれて行き、最後に労働者の實收入となるもの微々たるものとなつて仕舞ふ。

二、供給苦力の賃銀は企業主より供給請負人に支拂はれ、更に苦力頭の手を經て苦力に渡される。

三、直轄苦力——撫順炭礦採炭苦力の如き——に對しては會社の會計係

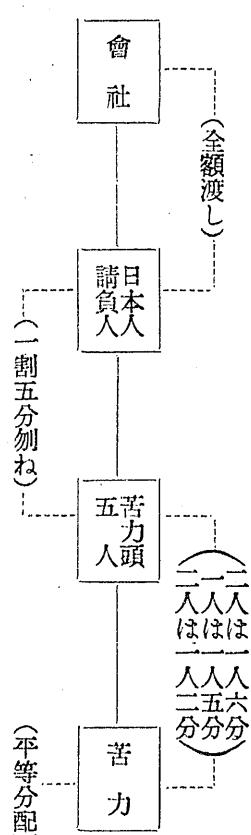
に於て總工賃に對する或一定率を苦力頭に對する別途支給金として控除し、更に物品購入代、食費、苦力頭の前貸金がある場合は其元利等を賃金より控除し残額を個々の苦力に直接支給する、即ち個人計算個人支拂である、だから苦力頭の収益は一定されて居り他に搾取の行は

るゝ間隙が全く與へられないものである。

滿洲國に於ける労働者の頭別制度發生の原因として秋山斧助氏は次の如き説を爲して居る。

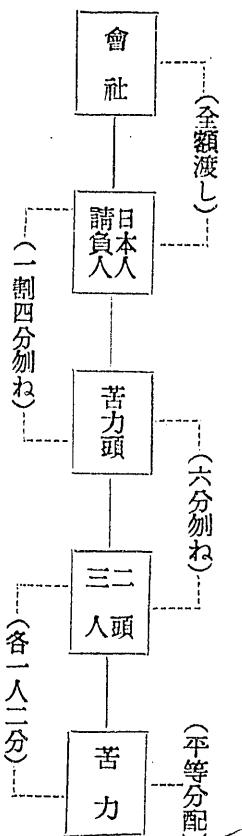
彼等(日傭労働者)は全然貯蓄を有しないと同時に全然信用を有しない、従つて總ての計算期間の単位が極めて短い、日用品の購入が現金である事は勿論、下宿料や家賃の支拂が多くは日拂である、金を借りるにしても烏金と云ふのがある。(中略)日傭労働者の生活が右のやうな有様であるから従つて其日の賃金は其日に握らなければならないと云ふことになる、然るに官廳其他一般事業主の賃銀支拂習慣は一箇月拂若くは半月拂であつて到底彼等の要求を満足せしめ得ない、従つて事業主と労働者との間にあつて、賃銀を立替へ兩者の要求を満足せしむる仲介者が必要となるのである、之が日傭労働者の賃銀頭別制度發生の根幹を爲すものである。

つまり頭別の中には前拂賃銀に對する金利が含まれて居る、滿支人の労働者を取り巻いて居る下請負人若くは苦力頭の頭別の中底を究むれば右と全く同一關係の存在することが認められる、今賃銀の分配關係を一、二圖解して見る、次に記すのは荷役作業に從事する收容苦力即ち部屋人夫であるから、請負人が邦人であり、別に苦力頭を有するものと、請負人と苦力頭とを同一人が兼ねて居るものとの間には多少趣きを異にする。



右の苦力頭は自己も作業に從事するから結局、六分乃至二分が一般苦力

に比較して餘分に分配を受けて居ることになる、この分け前を「空份子」と云ふ、次に記す一頭も亦同じ關係にある。



右は單に一例に過ぎない、元來苦力頭に依り統率されて居る労働者——我國の名稱で云へば部屋人夫——の組織は多種多様であり、従つて先生(書記)の賃銀乃至は食費を請負人が負擔するもの、苦力頭が負擔するもの、或は食費だけは先生自ら支辨するもの等があり、又共同生活上の使用人即ち大師夫(炊事夫)、小打(小使)等の賃銀を苦力頭が支出するものと、苦力が共同して支出するもの等がある、従つて分配額にも自然様々な變化が伴つて来る。(滿鐵調査部「滿洲苦力」四七頁)

農業労働の大多數は土地に結びついており、且つ農繁期をもつてゐるの  
で農業に於ては一方では日傭労働者の雇傭他方では期限付労働者の雇傭が  
重要な役割を占める。雇傭形態には長工、月工、短工の區別があること

は前述した通りであるが彼等の賃銀は地方、或は能力の相違に従つて一定してゐない。殊に月工と短工は其の労働時期によつて大きな變化があ

年工は普通農繁期二、三月から十一、二月まで主人の所で働き收穫が終了すると家郷に歸り新年を迎へ、早春又主人の元に歸るものと一年中主人の家で働くものとがあるがいづれも年工と呼れてゐる。今各地の年工の賃銀を示せば左の如くである。(馮和法編中國農村經濟資料一〇七四頁)

第三十一表

参考 標榜技術優秀な者が上等である。苦力頭、耙頭、鋤頭、大師傅等が之に屬す。普通の苦力は中等、下等とは十五六歳の少年苦力、技術劣等者および食事を主人側が負擔するもの等である。

第三十二表 長年雇工賃銀表（民國十八年八月遼省民政廳調查）

撫開鳳鎖西臨新海岫遼盤寬北昌鐵輝開西懷遼蓋綏安本通安雙瞻  
順原城東豐江民龍巖中山甸鎮圖嶺南通安德陽平中圖溪東山櫟  
縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣

六元	一元五元	三元	八元	十五元	六元	十五元	四元五角	十五元	十元五角	十六元	十五元	八元	十五元	六元	十二元	十五元	二十元	二十六元	十二元	八元五角	五元	四元	十三元五角	十五元	十六元	二十二元	十五元	十二元	十元	三元	六元	七元	十元
----	------	----	----	-----	----	-----	------	-----	------	-----	-----	----	-----	----	-----	-----	-----	------	-----	------	----	----	-------	-----	-----	------	-----	-----	----	----	----	----	----

九 一 六 元	同 上	十八 元	同 上	三 元	十 元	十四 元	十三 元 餘	九 元	七 元	十 元	十一 元 餘	九 元	七 元	十 元	十五 元	十三 元	五 元	八 元	同 上
------------------	--------	---------	--------	--------	--------	---------	--------------	--------	--------	--------	--------------	--------	--------	--------	---------	---------	--------	--------	--------

同上 同上

第三十四表 短工每日工資賃銀表

(民國十八年八月遼省民政廳調查)

所謂月工の期間は二ヶ月、三ヶ月、から六ヶ月までの定がある。彼等の賃銀は地方により、雇用期間の长短により毎月の額が大いに違つてゐる。

地名	每月工賃	每月工賃	每月工賃
金州	九一十元	八一九元	七一八元
平嶺口	八一九元	四一五元	四一五元
遼陽	五—六元	五六元	五六元
長春	八元	四一七元	四一五元
備考 均由雇用者供給火食	八元	六元	五元
地 方	平	均	均
金 熊 州 岳	下種時 (四五)	春 橋 原 岩	石 嶺 口 日
金 撫 順 原 城	角 六角	角 四角	角 四角
金 撫 順 原 城	角 八角	角 四角	角 五角
金 撫 順 原 城	角 一角六角	角 一角	角 七角

第三十五表

所謂月工の期間は二ヶ月、三ヶ月、から六ヶ月までの定がある。彼等の賃銀は地方により、雇用期間の长短により毎月の額が大いに違つてゐる。月工一ヶ月の賃銀は略、左の如くである。

第三十六表

短工の賃銀は時期によつて大いに違なる。大體春期下種時は廉く其後漸次騰貴し、拔草鎧地時期には最高で收穫後は低落する。

左表の示すところは短工一日の賃銀であるが年々同じくない故大略を示す。

短工の賃銀は時期によつて大いに違なる。大體春期下種時は廉く其後漸次騰貴し、拔草鎧地時期には最高で收穫後は低落する。

第三十六表

熊金	地
方	
岳州	
	西五月種時
三角	三
三角	三
	六七月拔草鋤地
四角	四
四角	四

1

第三十七表 貨銀統計

## 一、産業部資料科の統計月報に依る。

產業別勞働者賃銀（康德五年一〇月）

一  
産業部資料科の新計月報に依る

農業労働者の賃賃變動の一般的傾向は發達せる産業狀態においてさへ工業労働に比して農業労働者に有利に展開してないことは次の貨銀表を比較しても明かである。



業工具器械機				業工屬金				業工績紡				別業工		他			
其	朝	日本內地人	滿洲人	其	朝	日本內地人	滿洲人	其	朝	日本內地人	滿洲人	別族民		平	交	運	
他	人	人	人	他	人	人	人	他	人	人	人	—		均	通	輸	
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	別域地		女	男	業	男
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	0.三七	新京	0.六	0.六	0.六	0.六
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	0.四六	吉林	0.全	0.全	0.全	0.全
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	0.四一	哈爾濱	齊々	齊々	齊々	齊々
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	0.四一	佳木斯	牡丹江	牡丹江	牡丹江	牡丹江
11	0.八〇	二.〇一	一.八〇	一.七〇	一.七〇	一.七〇	一.七〇	一.七〇	一.七〇	一.七〇	一.七〇	0.四四	哈爾濱	一.六	一.六	一.六	一.六
11	一.八三	一.九九	一.七三	一.七一	一.七一	一.七一	一.七一	一.七一	一.七一	一.七一	一.七一	0.六六	安東	二.三	二.三	二.三	二.三
11	一.一九	一.五〇	一.八六	一.八六	一.八六	一.八六	一.八六	一.八六	一.八六	一.八六	一.八六	0.四二	奉天	一.〇	一.〇	一.〇	一.〇
11	一.〇三	一.九三	一.八八	一.八九	一.八九	一.八九	一.八九	一.八九	一.八九	一.八九	一.八九	0.三六	撫順	一.六	一.六	一.六	一.六
11	一.七七	一.三七	一.一三	一.一三	一.一三	一.一三	一.一三	一.一三	一.一三	一.一三	一.一三	0.七四	本溪湖	一.一	一.一	一.一	一.一
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	0.六〇	遼陽	一.一	一.一	一.一	一.一
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	0.五九	鞍山	一.一	一.一	一.一	一.一
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	0.五九	營口	一.一	一.一	一.一	一.一
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	0.五六	四平街	一.一	一.一	一.一	一.一
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	0.四六	錦州	一.一	一.一	一.一	一.一
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	0.四六	平均	0.全	0.全	0.全	0.全
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	0.五九	11	11	11	11	11

	他 其	業工斯瓦及氣電				業工品料食				業工學化				業				窯
		其	朝	日本內地人	滿洲人	其	朝	日本內地人	滿洲人	其	朝	日本內地人	滿洲人	其	朝	日本內地人	滿洲人	
滿洲に於ける移動人口	日本内地人	滿洲人	朝鮮人	日本内地人	滿洲人	其	朝鮮人	日本内地人	滿洲人	其	朝鮮人	日本内地人	滿洲人	其	朝鮮人	日本内地人	滿洲人	
	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	
	二・三・五	0・一・七	一・一・七	一・一・七	一・一・七	二・二・五	0・八・九	一・一・七	0・六・〇	二・一・四	0・七・二	一・一・七	一・一・七	一・一・七	0・七・一	一・一・七	一・一・七	一・一・八
II 勞働力としての苦力		0・四・〇	一・一・七	0・七・五	一・一・七	一・一・七	一・一・七	0・五・〇	一・一・七	一・一・七	一・一・七							
其の二		0・八・五	一・一・七	0・六・九	0・六・七	一・一・七	一・一・七	0・五・五	一・一・七	一・一・七	一・一・七							
		0・八・八	一・一・七	0・六・六	一・一・七	一・一・七	一・一・七	0・五・三	一・一・七	一・一・七	一・一・七							
	三・六	一・一・三	一・一・七	0・八・一	一・一・〇	一・一・七	一・一・七	一・一・七	一・一・七	一・一・七	一・一・七							
	一・一・四	0・四・九	一・一・七	0・七・九	0・七・九	0・七・九	0・七・九	0・六・六	一・一・九	一・一・〇	0・六・九							
	一・一・〇	0・三・〇	一・一・七	0・八・三	0・八・三	0・八・三	0・八・三	0・九・〇	一・一・七	一・一・七	0・八・〇							
	一・一・四	0・七・三	一・一・三	一・一・七	0・七・〇	0・七・〇	0・七・〇	0・七・〇	0・九・七	一・一・八	一・一・九	0・八・二						
	一・一・六	0・八・四	一・一・〇	一・一・六	一・一・三	0・七・三	一・一・〇	一・一・七	0・七・〇	一・一・七	0・七・九	0・七・九	0・七・九	0・七・九	0・七・九	0・九・五	0・九・五	0・九・七
		一・一・一	0・八・六	一・一・一	0・八・六	一・一・一	一・一・一	一・一・一	0・八・〇	一・一・一	一・一・一	0・八・六						
		一・一・一	0・九・二	一・一・一	0・九・一	0・九・一	0・九・一	0・九・一	0・九・一	一・一・一	一・一・一							
		四・八・三	0・九・九	一・一・一	0・九・九	0・九・九	0・九・九	0・九・九	0・九・九	一・一・一	一・一・一							
二五		0・九・六	一・一・一	0・九・九														
		一・一・一	0・九・九	一・一・一	0・九・九													
		二・三・四	0・九・八	一・一・一	0・九・九													



工 士	夫 人通普	別名職	業		鑛		鐵		平
			夫 外	坑	夫 内	坑	均		
其朝	日滿	其朝	日滿						
本 鮮 內 洲	本 鮮 內 洲	別族民	日本 內 洲						
地	地	—	鮮 內 洲						
他 人 人 人	他 人 人 人	別域地	他 人 人						
一 二 三	一 二 〇	新 京	吉 林						
三 八 〇	一 三 〇	哈齊 爾々							
一 五 七	一 四 四	牡丹江							
三 〇 九	一 〇 三	哈爾濱							
三 〇 七 五	〇 六 八	安 東							
〇 八 一	〇 七 八	奉 天	一 六 〇	一 六 〇	〇 六 六	〇 六 六	〇 九 五	一 三	
二 〇 〇	三 〇 九	撫 順							
三 〇 三	一 〇 三	鞍 山							
二 〇 〇	〇 七 六	營 口							
二 〇 〇	〇 八 八	錦 州							
二 〇 〇	一 一 四	平均	一 六 〇	〇 全 一	〇 六 六	〇 六 六	〇 九 五	〇 十 五	

均平	他	其	職物指	工木	官	左	工石	工積瓦煉
其朝日滿	其朝日滿	其朝日滿	其朝日滿	其朝日滿	其朝日滿	其朝日滿	其朝日滿	其朝日滿
本 鮮 內 洲 地	本 鮮 內 洲 地	本 鮮 內 洲 地	本 鮮 內 洲 地	本 鮮 內 洲 地	本 鮮 內 洲 地	本 鮮 內 洲 地	本 鮮 內 洲 地	本 鮮 內 洲 地
他入人入人入他入人入人他入人入人他入人入人他入人入人他入人入人他入人入人他入人入人								
三·四〇	三·一六〇	三·一八一		三·七六	三·一七四	三·五〇	二·五〇	一·九二
四·六四	一·四八	五·五三	三·〇〇	六·〇〇	二·二〇	六·〇一	四·八〇	二·五〇
三·八七	一·七〇				二·三〇	二·三〇	三·八七	二·五〇
三·九六	一·五一	三·〇〇			三·七七	五·〇〇	四·五〇	一·六四
三·〇六	一·〇五	二·九〇	五·八		三·五〇	一·五七	一·七〇	一·九七
〇·八七					一·四八	一·四三		一·四九
二·〇〇	三·一六	四·〇〇	一·五三		一·五三	四·〇〇	一·六五	一·四八
一·五五	三·一四	一·六七	一·四九		三·六四	一·四〇	一·三三	一·二六
〇·九六					一·二九			一·〇一
一·〇〇	〇·九三				一·五四		一·六〇	一·六〇
一·〇〇	四·一九	一·六六	一·六八		三·九六	一·八	四·三七	一·七七
五·一〇		七·六七	八·六八		五·一〇		四·四五	一·六八

運輸業労働者賃銀（康徳五年一〇月）

業車動自合乘	別種業	均 平 他 其 積者 頭勢 墓卸										者勤勞 卸積驛 別類種	新 京 吉 林 哈 齊 烈 牡 丹 江 哈 爾 濱 圖 們 安 東 奉 天 營 口 四 平 街 錦 州 平 均		
		車 運 平		其 朝 日 滿		其 朝 日 滿		其 朝 日 滿		其 朝 日 滿					
		轉	別名職	本 地	鮮 地	本 地	鮮 地	本 地	鮮 地	本 地	鮮 地				
滿洲に於ける移動人口	掌 女 男	手 女 男	均 女 男	別族民	滿洲人	日本内地人	朝鮮人	其他	滿洲人	日本内地人	朝鮮人	其他	新 京 吉 林 哈 齊 烈 牡 丹 江 哈 爾 濱 圖 們 安 東 奉 天 營 口 四 平 街 錦 州 平 均		
二九	○・七〇	○・八三	一・七六	○・〇一	一・一三	一・一三	一・三五	一・三五	一・一三	一・一三	一・一三	一・一三	一・三三 一・四八 一・八〇 一・八〇 一・〇五 一・五二 一・五二 一・三三 一・〇七 一・一八 一・一八 一・一八 一・一八 一・一四		
	○・九九	○・七六	一・二五	一・四四	一・九一	一・九一	一・六五	一・六五	一・〇六	一・〇六	一・〇六	一・〇六	一・一三		
	○・六一	○・六一	一・一一	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六		
	○・六六	○・六六	一・一一	一・一一	一・一一	一・一一	一・一一	一・一一	一・一一	一・一一	一・一一	一・一一	一・一一		
	○・九三	○・七三	一・〇九	一・〇九	一・〇九	一・〇九	一・〇九	一・〇九	一・〇九	一・〇九	一・〇九	一・〇九	一・一三		
	○・九七	○・九七	一・〇九	一・〇九	一・〇九	一・〇九	一・〇九	一・〇九	一・〇九	一・〇九	一・〇九	一・〇九	一・一三		
	○・七八	○・七八	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一三		
	○・九一	一・一三	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一三		
	○・九七	一・一三	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一三		
	○・六一	一・〇三	一・〇三	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一三		
	○・六七	○・六六	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一三		

交通業労働者賃銀（康徳五年一〇月）

國許送金 苦力の大部分が出稼である以上彼等が稼いで蓄積した勞銀は

國許へ送金又は持參されるのである。一人平均百圓前後と見られてゐる。

満洲國から支那に流出するこの送金の總額は毎年千五百萬圓と推定されてゐる。彼等は出来るだけ送金を大ならしめんとして殆んど動物的生活に甘じて蓄財するのであつて、その送金が如何に支那の國際收支のバランスに

第三十八表 離滿勞勵者攜帶金及送金 昭和十二年度 大東公司調

第三十九表 送金額と人員 昭和十二年 大東公司調

送金額	調査地	大連	安東	營口	山海關	計
無	人	至圓	人	至圓	人	至圓
五圓未滿		0	0	0	0	0
五圓以上		0	0	0	0	0
一〇圓以上		0	0	0	0	0
一五圓		0	0	0	0	0
二〇圓		0	0	0	0	0
二十五圓		0	0	0	0	0
三十圓		0	0	0	0	0
四十圓		0	0	0	0	0
五十圓		0	0	0	0	0
六十圓		0	0	0	0	0
七十圓		0	0	0	0	0
八〇圓		0	0	0	0	0
九〇圓		0	0	0	0	0
一〇〇圓		0	0	0	0	0
一五〇圓		0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0
人	至圓	人	至圓	人	至圓	人

第四十表 携帶金額と人員 昭和十二年 大東公司調

携帶金額	調査地	大連	安東	營口	山海關	計
無	人	至圓	人	至圓	人	至圓
五圓未滿		0	0	0	0	0
五圓以上		0	0	0	0	0
一〇圓以上		0	0	0	0	0
一五圓		0	0	0	0	0
二〇圓		0	0	0	0	0
二十五圓		0	0	0	0	0
三十圓		0	0	0	0	0
四十圓		0	0	0	0	0
五十圓		0	0	0	0	0
六十圓		0	0	0	0	0
七十圓		0	0	0	0	0
八〇圓		0	0	0	0	0
九〇圓		0	0	0	0	0
一〇〇圓		0	0	0	0	0
一五〇圓		0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0
人	至圓	人	至圓	人	至圓	人

七〇圓〃	三三	一	二二四	二〇	四、九九
八〇圓〃	一五五	吉	二六	一六〇	四、九九
九〇圓〃	一六	四	三一	二〇七	四〇三
一〇〇圓〃	五	三五	一	一八〇	二六
一一〇圓〃	一一	一	一七	一八〇	一四七
一二〇圓〃	一一	六二	四〇	四三	七一
一三〇圓〃	一	一七	四〇	四六	七九
一四〇圓〃	一	一七	一三	一九	一九
一五〇圓〃	一	一七	一三	一九	一九
一六〇圓〃	一	一七	一三	一九	一九
一七〇圓〃	一	一七	一三	一九	一九
一八〇圓〃	一	一七	一三	一九	一九
一九〇圓〃	一	一七	一三	一九	一九
二〇〇圓〃	一	一七	一三	一九	一九
合計	一八三	人	一〇〇〇	人	一七〇〇
	一五五	圓	一〇〇〇	圓	一五〇〇
	三三六	人	一七五	圓	一〇六〇
	一一〇	圓	一七五	人	一〇六〇
	一一〇	圓	一七五	人	一〇六〇
	一一〇	圓	一七五	人	一〇六〇
	一一〇	圓	一七五	人	一〇六〇
	一一〇	圓	一七五	人	一〇六〇
	一一〇	圓	一七五	人	一〇六〇

## 六、滿洲に於ける労働統制

勞働生産性の増進　滿洲事變を契機とし、『日滿一億一心・民族協和・王道樂土・道義的世界の實現』を建國の理想として發祥した滿洲帝國は五箇年にして政治經濟諸般の基礎的建設を一應完了し、康徳四年を機としてあらゆる部門に於ける積極的な建設の段階に入った。產業開發の五箇年計畫の著手、開拓國策の本格化、治外法權の撤廢等着々として國家態勢を確立しつゝ、產業の飛躍的發展を實現してゐる。従つてこゝには在來の社會諸關係の抵抗力に遭遇せざるを得ないのである。勞働生産性の増加を計り、工業諸部門の發達を促進するには勞働の統制が必須の條件である。滿洲の經濟および社會構造は農業生産的諸關係に於ても、輓近に發達した大工業的

諸關係に於ても、勞働生産性の低い從つて低廉且つ大量な生産上の基礎——勞働力——の上に築かれたるのである。こゝにおいて滿洲國產業の基本問題は生産組織のうちに如何にして勞働力の適正なる使用配置をなし、產業の發達を抑制する諸關係を廢棄し、かゝる勞働力の源泉を培養するかにあるのである。

殊に滿洲に於てはそれらは單なる勞働關係として解決され得ず、その民族構成の錯綜性は常に勞働の問題を社會的に複雜化する傾向を有してゐるからである。

滿洲に於ける勞働事情の變遷を滿洲國勞工協會の「我が協會に與へられた使命」により記さう。

勞働事情の變遷　滿洲に於ける現住民族の發展過程は、他の國家の夫れと趣を異にし、自然增加に比し遙かに強大なる移民によつて形成せられたのである。

勞働統制の一元的實踐機關として滿洲勞工協會の設置を見るに至つた今日迄の勞働事情の推移變遷の跡を探ぐれば次の如くである。

(一) 清朝時代　滿洲に於ける幾多民族の興亡盛衰の歴史は扱て置き、滿洲近世史を縹くに、特筆すべきは康熙、乾隆の繁榮時代をなした清朝時代である。

清朝は封禁によつて、滿洲を自家の私領と做し、祖先發祥之地として神聖視し、優越觀を以て漢人移民の混入を避け、鎖國主義を採つたのである。之れ所謂移民統制(或は禁止)の魁をなしたものである。

然し乍ら、國勢の衰頽は如何ともし難く加へて内亂、外患(ロシアの侵略)は遂には滿洲人たる清朝の自家郷土主義を精算せざるべからざるに至り、其の開拓を先づ漢民族の手に委ねるの結果となつたのである。

(二) ロシアの東方經營 十九世紀の後半に至るや、ロマノフロシアは俄然積極的東漸政策を開始し、満洲經營に乗出するに至つたのである。

而して、之が積極策の具現として、一八九七年總延長一千五百七十五哩の東清鐵道の建設に移り、僅か五ヶ年と云ふ驚くべき短日月を以て完成せしめ、之が工事に使役せる無數の労働者は山東方面に仰ぎ、之が労銀として三億ルーブルを滿支人に吸收せられしと云ふ。

ロシアの満洲經營に伴ふ鐵道建設並に產業開發に從事せる無數の労働者群は、茲に生活の根據を定め、恒久的に満洲に土着するに至つたのである。

斯くて、満洲の人口は割期的激増を示すに至つた。

(三) 日露戰爭以後 滿洲に於けるロシアの地位は、日露戰爭以後、日本のとつて代る所となり、日本の對滿政策の緩急順逆は満洲労働界に重大影響を及すに至つた。

日本の對滿政策具現の第一期と目すべき時代は明治四十年滿鐵會社の創立による南滿洲鐵道の整備、旅順、大連の建設修築、同四十一年より

四十二年に至る安奉線の改築、大連蘇家屯間の複線工事等、戰捷の感激による大陸發展の礎石を据えた建設時代である。

第二期は大正初期より同七、八年間に於ける鞍山製鐵所、鞍山市街の建設を中心とする諸事業が起工せられたる産業開発時代である。

第三期は大正十年より昭和五年に至る四洮鐵道、洮昂鐵道及び吉長、吉敦等各借款鐵道の建設時代にして、之が前半は滿鐵事業の大飛躍期と目せらるゝが、後半大正末期より昭和初期に於ては利權回収熱に動かされた張軍閥の資本及び技術による滿鐵包圍線敷設時代であり、日本特殊權益の危殆時代である。

此等の各期共、國內労働力を以てしては如何ともなし難く、無數の苦力を山東河北方面より入満せしめたのである。

滿洲建國と外國労働者入國制限舊東北軍閥の全面的排日侮日政策は、昭和六年九月十八日の滿鐵線破壞事件を契機として日本軍のため斷乎一蹴さるゝ所となり、昭和七年三月王道國家滿洲帝國の生誕となり、民族協和を表徴する五色旗は翩翩として満洲の天地の上に翻へるに至つた。

滿洲國の整備と共に建國當初一時三十七萬(大同元年)を激減した山東河北方面よりの入満出稼労働者再び累進的増加を來し、康德元年に於ては六十三萬の多きに達するに至り、之が労働者による勞銀の國外流出年額は一千六百萬圓にのぼりしと云はれる。

茲に於てか、識者間に在りては治安の維持、勞銀の國外逃避防止、満洲人労働者の生活安定、日滿統制經濟の展化、人口支持力の保持等々の觀點より、入満労働者に對し量的並に質的制限を加ふるの要ありとの説が唱へらるゝに至つた。

而して、其の聲は廳て昭和九年一月、労働統制委員會の設置を齋らし之が第三回委員會の決議は康德二年三月二十一日公布の外國労働者取締規則の制定となり、之が實踐機關として康德二年二月二十六日創設せられしがつたのである。

然し乍ら、右の單なる外國労働者の入國制限のみにては、満洲國內に於ける労働統制の完璧を期し得べくもなく、更に之が、第二次工作たる國內に於ける労働需給の調整と労働資源の涵養を圖るを要し、支那事變の勃發と產業年次計畫の遂行とは之が一元的統制實踐機關の設立を急速ならしめ、斯くて、満洲労工協會の創設を見るに至つたのである。

**労働統制の内容** 労働統制とは労働者對資本家の關係をより合理的に解決せんため、政府或は之に代るべき統制機關が支配力を以て積極的に雇傭關係を是正せんとする計劃的行爲である。

而して之が、内容は次の如くである

(一) 労働條件の統制

1. 賃銀支拂方法の統制

2. 賃銀支拂確保の統制

3. 最低賃銀の決定

4. 勞働時間の統制

(二) 勞働保護の統制

1. 休息時間の制定

2. 夜業の禁止

3. 女子少年労働者の保護

(三) 勞働需給の統制

1. 労働者募集の取締

2. 労働紹介の統制

労働統制の内容は以上の如くなるも、特殊事情下にある滿洲國にありては

更に滿洲國內に於ける労働力の自給自足化を確立せんとする統制——労働者の國民的統制——を行はなければならぬのである。

**労働統制の必要性** 現下滿洲國の諸産業は産業年次計劃の線に沿ひ、飛躍的發展をなしつつあり、之に要する労働量は莫大の數にのぼり、労働力の配分調整と人的資源の確保涵養とを必至ならしめるに至つた。

物的資源の計劃的開發は人的資源即ち労働力の計劃的確保涵養を俟たず

して遂行不可能であり、生産力の割期的擴充は労働力の重要性を倍加せしめ、茲に今日迄看過せられてゐた労働資源は、非常時を背景として、俄然脚光を浴びて登場するに至つた。

今労働統制を必要ならしむる諸項目を擧ぐれば次の如くである。

**滿洲に於ける労働需給の特異性**

滿洲労働界は左記の如く他の夫れと異なる特徴を有し計劃的統制の必要性も茲に存するのである。

1. 諸企業の労働力補給は國外労働力に俟つ所大なり。

先づ滿洲國に於ける労働力の自給自足化を圖り、足らざるを國外より補給するの策に出づるを要す。

2. 工礦業部門を除いては冬期企業を繼續するもの殆んど少なし。

この冬期に於ける莫大なる休眠労働力を工礦業等の部門に振り向ける要あり。

3. 農業部門に於いては農閑期と農繁期とがあり、之に伴ひ労働力も過不足あり。

農閑期餘剰労力を農繁期に支障なき範圍の所要部門に振り向けるの要あり。

4. 地域的に労働力の飽和地あり、不足地あり。

即ち南滿地方に於ては比較的に労働人口の飽和状態を呈するを見、北滿地方に於ては労働人口の過少状態におかれてあるを見るのである。

この過剩労力を有する地域の労働力を不足地域に移動せしむる要あり。

5. 特異な企業形態(油房、製粉業等)に於ては原料の出廻期と否とに

より労働力需要の繁閑あり。

労働力不要となりたる時の労働力の合理的配分を要す。

## 滿洲人労働者の生活安定 滿洲國の生誕を一轉期として、日滿兩國の關係

係は恰も日本内地の都市と農村との關係の如く、都市の繁榮は農村の購買力の上に立つと云ふ理論其ものを以て結ぶことが絶対に必要であり、兩國の永遠の繁榮を惟ふ時満洲人の生活の安定と其の向上促進こそ急務中の急務であるのである。

茲に於てか、道義國家滿洲國の進展は満洲人の生活の安定向上を意味すべきであり、同時に満洲人労働者の生活の安定向上を期すべきである。

斯かる見地より満洲人労働者の生活の安定向上を外國よりの出稼入満労働者の先きにすべきは論を俟たぬ所である。

而して満洲人労働者の生活の安定と其の向上を圖ると云ふことは單に日給五拾錢の者に八拾錢を與へると云ふことのみではなく、國外労働者の入國制限や、國內に於ける労働管理の合理化又は特殊事業の統制を図ること等にあり、企業家の犠牲的神精神の發露を俟たずして賃銀收入を増加せしめ得る方策があるのである。

**勞銀の國外逃避防止** 滿洲國產業の振興は好むと好まざると拘らず、國外労働者の多數を吸收せざるべからざるに至り、この出稼労働者の殆んどは歸還に際し一人平均四〇圓乃至五〇圓程度の金額を懷にして去るか又は送金してをり之がため最近北支方面に年々一千五六百萬圓の金額が流失しておつたのである。

若しも斯かる狀態が、永年繼續せんか、折角満洲國產業に投下せし資本は國外に流出してもどらず満洲經濟社會の健全なる發達は期し得らるべくもないものである。

茲に於てか、勞銀の國外逃避を防止するの要あり、之がためには國外労働者の入國制限若くは満洲國內永住策を講ずるの必要があるのである。

## 日滿統制經濟の展化 日滿兩國の關係は一體不可分たるべきであり、日

滿兩國の經濟も亦この原則下に其の機能を發揮しなければならぬのである。

持たざる國日本と持つ國滿洲國とが經濟的結合——日滿統制經濟——をなすべきは議論の餘地なく之に伴ふ物的、人的交流は必然にして日本は生活必需品及び工業原料を滿洲に仰ぎ、工業生産品の販賣市場を滿洲に求むべきであり且つ日本の資本、技術等を滿洲に移入せしむることは必要缺くべからざることである。

之がためには日滿兩國の經濟的交流を第一義とし日滿以外の國家及び國民は第二義的意義を持つものである。

茲に日滿統制經濟の確立に當り、労働者の統制をなす所以が存するのである。

**治安の維持** 滿洲國成立して以來既に有數星霜、萬般早くも成ると雖も其の地域の廣大さと、未開國より一足飛びに文明國に趨遷せるとにより、治安は必ずしも全しと云ふを得ず、加へて北に赤露あり、南西に支那國あり、彼等の絶えざる攬亂使嗾は治安工作の上に幾多の難題を與へつゝある。

戰禍、匪禍、災禍、稅禍等により喰はむがために郷土を後にした支那人苦力は如何なる障壁をも乗り越へて入満し、下級労働に關する限りより高能率とより低賃銀と云ふ武器を以て満洲人労働者を驅逐した是等多數の失職者著労働者は喰はんがために已むなく匪賊と化するに至り、斯くては滿洲の治安は永久に全きを得ないのである。

茲に於てさきに述べし如く、入國の外國労働者取締規則の公布を見たのは當然であるが、更に、國內労働資源の質的量的把握を爲しそれらの保全に

任ざると同時に密入國を阻止し通匪を妨げ牒報を防ぎ治安を保る處ある者の取締を嚴にするの要あり、茲に労働統制の必要性を強調する所以である。

**産業の計劃的開發** 先に幾度か論じた如く、産業の開發は労働資源を絶対に輕視することを得ず労働力の計劃的調整配分なくして産業年次計劃の遂行は不可能である。

労働力の供給配分に際しては需要の輕重緩急に即應し圓滑なる供給をなすを必須要件とし、物的資源が如何に豊富であり産業開發が、如何に緊迫するとも労働力が、之に順應して供給せらるるに非ざれば到底産業の計劃的開發は望むべくものである。

**支那事變戰時體制** 去る年七月七日蘆溝橋に於ける支那側の不法事件を契機として遂に支那事變の幕は切つて落され局面は更に更に擴大しつゝある。

皇軍出師の意圖は民衆と遊離せる暴逆蔣軍閥を膺懲し誤れる抗日排日感情を拭色し赤色勢力と白人帝國主義への依存を打破し東亞の恒久的和平を計るにある。

日本一度戰時體制下に置かれるや、國內は擧げて之が目的遂行のために整備され、産業に、經濟に、財政に正しく聖戰遂行への態勢下に入るに至れり。斯かる秋日本と一體共存共榮共亡の關係にある滿洲國亦當然戰時體制下を離るるを許さず諸般の機構は改まり、産業年次計劃は修正され生産力は擴充され人的資源の確保は急を要するに至れり。

生産力の擴充に際しては労働資源の計劃的配分は充分にして必要な要件であり、労働資源の涵養確保こそなさねばならぬ重大要件となつたのである。

一言にしてつくすなら戰爭は生産力の擴充を必須要件とし、生産力の擴充は労働統制を不可缺要件とするのである。

**勞工協會の生誕と其の使命** 以上の労働統制の必要性は康徳四年七月行政機構改革により民生部内に新設せられし輔導科をして着々と之が、一元的統制實行機關の設置を急がせるに至り、同年十二月十四日勅令第四五六號の滿洲勞工協會法の公布となり、康徳五年一月七日財團法人滿洲勞工協會の成立(登記完了)となつたのである。

其の與へられたる使命は労働者を保護し、労働力の需給を調整し労働資源の涵養を圖り、平時にありては産業年次計劃に對應する労働力の供給を遺憾ながらしめ有事に際しては必要労働量の供給を萬全たらしめて狹義並に廣義國防の完璧を期するにあるのである。

而して之がため滿洲勞工協會の行ふべき業務は左の如くである。

1. 國公労働者の募集、供給輸送の斡旋
2. 國外労働者の招致及び輸送の斡旋
3. 入國労働者の配給の斡旋
4. 労働者の登録及び労働票の發給
5. 労働者の訓練及び保護施設の經營
6. 勞働市場の管理經營及び一般職業紹介
7. 労働に關する各種調査
8. 其の他政府より特に命ぜられし事項

**勞働力配分の調整と労働資源の涵養** 滿洲勞工協會に與へられたる二大使命たる労働力配分の調整と労働資源の涵養との間には相關表裏の關係があるるのである。

勞働資源の涵養確保なくして労働力配分の調整をなし得べくもなく、益

益増大する労働力の需要に應じ自由豁達に需給調整を圖るために先行的に之が基礎となるべき供給可能の労働者數を正確に把握すると同時に一面之が労働力の保護培養を圖り労働力の需給量を精査し、労働力の配置の範圍に妥當性を持たしむることが肝要である。

一例をとるに現下戰時體制下に於ては戰線に有力なる兵力配置が絶対に必要なるが他面國內に於ては戰線に必要なる兵力を常に保持するために後方豫備軍の訓練育成を必要とするが如きである。

實に労働力の配分調整と労働資源の涵養との關係は兩輪唇齒の關係にあるのである。

**労働者登録** 既に述べたる労働統制の必要性により茲に從來の無統制狀態を精算し政府の統制ある實行機關として滿洲勞工協會創設せられ、労働者の募集供給、輸送、斡旋、訓練、保護施設の經營、労働市場の管理、一般職業紹介等の業務を行ふこととなり之が基礎的工事として、協會は労働者登録に乘出すに至つた。労働者登録及労働票の發給は滿洲勞工協會が之を行ひ、これを受けようとする者は申請書を提出するのである。協會は申請を受理したときは直に登録臺帳に下記の事項を登録しなければならない。(一)出生地又は本籍地、(二)現住所、(三)性別、(四)氏名、(五)年齢、(六)民族別、(七)産業中分類、(八)職業小分類、(九)職能、(十)現職、(十一)労働者(日傭労働者を除く)の雇主の氏名及事業の種類、(十二)寫真(已むを得ざる場合は右食指指紋)、(十三)十本指紋、(十四)前各號に掲ぐる事項の外特に指定する事項。

**労働者登録の必要性** 滿洲勞工協會が其の使命を遂行するに當つては、先づ之が第一次工作として凡ゆる部門に亘る労働者の登録を計劃的に實行することを必要とするのである。

即ち滿洲に於ける全労働人口の分布狀態の確認を要し、更に詳述するならば職業別、民族別、性別、年齢別若くは雇傭形式別に依る労働者的地方別乃至産業部門別労働者分布狀態を的確に摑みつゝ一面に於て労働移動の整理を滯りなく更に進んでは潜在的乃至顯在失業者を量的に把握することを必要とするのである。

滿洲國の現状を見るに國民の經濟的活動を統計的に考察すべき基礎資料に乏しく前述せる如き基礎資料はおろか、労働者の産業大分類別分布狀態の量的觀察すら的確には行ひ難く、労働力の需要と供給とを計劃的に將又組織的に結合せしめんとする企ては蓋し至難とする所である。

労働者登録は以上の必要性を充さんための手段として行はれるものにして、労働者の戸籍簿の作成にも當るものである。之なくしては機械の便なくして河江を遡るにも等しく労働統制なる重大使命を遺憾なく遂行することは至難であり、従つて協會は先決問題として之に全力を傾注しつゝあるのである。

**労働者登録の派生的效果** 以上述べた所により労働者登録は協會に與へられたる使命達成の手段であることは明瞭であるが之が派生的效果も亦大きいなものがある。

今一例を擧げて見るならば從來の如き無統制狀態下に於ては労働力必要を目前に控へてゐる企業家は徒らに模索し労働者の狩り集めに狂奔し、労働者争奪引抜に大童となり、その結果は益々賃銀の昂騰をもたらし、労働市場の不安と動搖を醸し延いては産業部門の生産力を減殺し、労働者の素質を低下せしめ禍根を將來に迄残すに至るのであるが登録の結果は一面労働者に定著性を與へ、技術の練磨向上を圖り適所に適當なる労働力を供給し得ることにより、企業の圓滑なる遂行を期し得ると同時に他面勞銀支拂

の保障、其他の労働保護により労働力の質的向上を圖り得るのである。満洲國が労働登録制度實施に於て指紋を管理したのは満洲國の特殊の一端を窺ふものとして注意したい。指紋は個人鑑別法として主に司法、警察方面に於て利用されてゐるものであるが、これが労働統制上の目的で使用したのは満洲國が最初であらう。在來警務司で管理してゐた警察指紋と民生部が労工協會をして管理してゐる労働指紋は康徳六年以來新に治安部大臣の管理に屬する指紋管理局が統合管理することとなつた。

**今後の問題** まことに極東十億の被壓迫民族を歐米諸國の半植地的隸屬化から解放するのは我が日本民族の歴史的使命である。而してこの使命を遂行するための技術的・經濟的・物的基礎を確立するためには、日本を指導者とする日・滿・蒙・支を貫く極東經濟ブロックの完成に待たなければならぬ。

したがつて満洲開拓民の如きも、それは單に日本内地における過剩人口調節または細農の再生産の一手段としてではなく、かかる使命達成のための大和民族大陸移動の前衛部隊と解釋されなければならないものなのである。

それ故に満洲國の諸問題を取扱ふには民族構成の複雑性を認識して、それから出發しなくてはならない。殊に満洲社會の特性の原型は支那本土に存する限り、我々はそれを正しく把握するのみならず更にそれを日本と有機的に結合させことによつて問題全體の解決の根據としなくてはならないのである。

負傷者の多數なのは作業の關係上當然と見るべきものであるが、比較的梅毒患者の多數なるは彼等が單身者なると低級なる享樂に満足する結果である。

流行病に對する防疫は彼等の文化の向上と共に定期及臨時豫防注射を甘受するに至り近來甚だ良好なる成績を擧げてゐる。(福昌華工株式會社「碧山莊」一七頁)

**註** 苦力は前述した如く山東省の農村出身者が大部分であつて、概ね溫順、質朴、忍耐力強く營々として最低限度の生活標準に甘じて一日十時間乃至十二時間の筋肉労働に堪へ而も比類なき勞作能率をあげてゐる。然らば彼等の衛生保健はどうであらうか。大連の苦力大收容所たる「碧山莊」の苦力の保健狀態を見るに昭和十二年一月より同年十二月迄の一ヶ年間に於ける傷病者は公傷者(作業中の負傷)二、〇二七名其他の罹病者四、一九三名合計六、二三〇名にして一日平均一七名強、之を同期間に於ける平均一日在籍數一三、〇九一名より見れば一、〇〇〇名につき一・三名となる、比較的良好な状態にあると云へよう。次に前記一ヶ年間に於ける重なる病名を擧げて見よう。

病名別	公傷	腫症	私傷	眼症	梅毒	腸炎	呼吸器病	感冒	神經病	疥癬	耳症	其他	合計
患者數	三〇七	九六	四三三	三九	三九	二六六	三八	二〇五	一八三	一四	六三	一〇〇	六三〇
百分比	三・六	一・五九	七・四	六・四	六・三	四・七	三・七	三・三	二・九	二・三	一・七	一・三八	一・〇〇

## 資料

ブルグドーファー著「白色民族は滅亡するか?」(1)

Dr. Friedrich Burgdörfer, Direktor beim Statistischen Reichsamt, „Sterben die weisen Völker? Die Zukunft

der weisen und farbigen Völker im Lichte der biologischen Statistik.“ Herausgegeben von der Deutschen

Akademie 1934.

### 本多龍雄

茲に紹介せんとする右の小冊子は獨逸統計局長ブルグドーファー博士がナチス政權樹立の翌年、白色民族特にゲルマン系諸民族の民族的衰亡の危険を精細な統計的資料を以て検證し忠告する爲に出版されたナチス獨逸の啓蒙的著作で、單に獨逸のみならず廣く世界の識者の注意を喚起せんものである。聊か舊著には屬するが稍々詳細に亘つて紹介する所以である。行論中現今とあるは一九三四年當時をいふのであることを注意され度。尤もナチス治下の獨逸を除いては各國其の後の人口學的状況は少しも變動を示してゐない。

### I 前半題に於ける世界人口増加の概勢

ブルグドーファー著「白色民族は滅亡するか?」(1)

著者ブルグドーファーは冒頭先づ十九世紀に於ける未曾有の世界人口增加の事實に豫め讀者の注意を喚起してゐるが、其の概勢を見ると一八〇年に漸く六億を算した世界總人口は、一八三〇年には八億に、一八七〇年には十二億近くに、一九〇〇年には約十五億に増大し、そして現在は略二十億に達すると考へられる。世界人口は前世紀中に二倍以上になつたわけで、一八〇〇年に對し現在は三倍以上となつてをり、更に之を一六五〇年即ち三十年戦争の終結後(推定約四億五六千萬)に較べると四倍以上となつたことになる。著者は常設國際統計局の報告その他資料に著者自身の種種の推定を加へて此の前世紀世界人口増加の大陸別概勢を次の如き第一表として掲げてゐる。

第一表 一八〇〇——一九三一年間の世界人口増加

(a) 大陸別人口數(単位百萬)

	ヨーロッパ	アジア	アフリカ	アメリカ	オーストラリア (大洋洲)	計
ヨーロッパ	1411	1110	30K	500	1111	1840
アジア	110	500	410	111	111	1111
アフリカ	411	81	100	111	111	1111
アメリカ	111	58	85	111	111	1111
オーストラリア (大洋洲)	1	1	1	1	1	1111
計	1111	1111	1111	1111	1111	1111

\* ヨーロッパ内支那を四七四(百萬)と推定

(b) 大陸別人口增加(一八〇〇年=100)

	ヨーロッパ	アジア	アフリカ	ヨーロッパ	アジア	アフリカ
ヨーロッパ	100	1110	1111	100	1110	1111
アジア	100	1111	1111	1111	1111	1111
アフリカ	100	1111	1111	1111	1111	1111

アーマリカ	一〇〇	一八一	四〇五	八五七	一、一九五
オーストラリア (大洋洲)	一〇〇	一〇〇	三〇〇	七〇〇	一、〇〇〇
計	一〇〇	一三六	一九八	二七六	三四六

之によつてみると先づヨーロッパは一七五〇年(一一〇(百萬))から一八三〇年までの間に約二倍となつたのに續いて、一八三〇年から一九三〇年までの間に再び倍加してをり、それに世界大戦による戦死及び出産減は三千五百萬を超えると推定されてゐるばかりでなく、このヨーロッパは又過去數世紀間特に十九世紀中に莫大な人口を新大陸へ送り出してゐる(北米合衆國だけでも一八一九——一九三一年間に約三千八百萬、その内獨逸は約六百萬)。この大量移入民を獲た兩米大陸は一八三〇年以降百年間に六倍以上に増大した。世界人口の半數以上を占めてゐるアジアも二倍以上となり、アフリカも亦二倍近くになつてゐる。十九世紀に於けるこの澎湃たる人口増加の趨勢は爲めに世界的過剩人口の杞憂をさへ惹き起した位だが、現在も猶ほ一部の關心者を失はないこの種論議が本著者に極めて軽く扱はれてゐることは當然で、全大陸の人口收容力が八十億乃至百億と推定されてゐる現在、況んや今後に於ける農業その他一般技術の進歩を考慮に入れるとなら殆んど論議の價値なき問題に過ぎぬと著者は考へてゐるようである。

この様な教壇的論議よりも著者が以て遙かに重大なる事柄として指摘するのは、外でもない、現在白色民族の當面してゐる顯著な出産減退の事實で、今世紀初頭以來特に西・中・北歐諸國や其他の西洋文化圈内に克明に看取されるこの事實が將來これら白色諸民族に及ぼすに相違ない世界史的變動を豫告し忠告することこそ聊々本著成立の所以でもあるわけである。

於是、著者は先づ過去數世紀に於ける白色民族の未曾有の膨脹に樂觀して其の現在及び將來の危険を思はない讀者を戒めにかゝる。人種別世界人口の現狀は第二表の如く、

第二表 人種別世界人口(單位百萬)

	ヨーロッパ	アジア	アフリカ	北米	中南米	オーストラリア	總數						
							四九九	一、一三五	一四六	一三三	一三四	一、一九	
計	二、〇三〇	六七八	九九九	一八	二八	一四〇	一六七*	一〇	一	一	一	一	一

\* この全部は近東に於けるアジア人でモンゴル、アリアン、セム、ハムの雜多な混血人種と考へられる

白色人種は世界總人口の約三分の一を占めてをり、かくの如き比重を獲得せる過去數世紀間の白人激増の數字は確かに未來への杞憂を無用視せしむるも故ありとして、著者はアメリカ著名の統計學者ウイルコックスの興味ある計算結果(註)を引用してゐるが、之によると全世界の人口は

一六五〇年に 四六五(百萬)、その内歐洲は一〇〇(百萬)

一八五〇年  
一九二九年  
一八一〇  
四七八

となつてゐて、約三百年近い間に世界人口は約四倍となつたのに對し、

白色人口は歐洲内だけで約五倍となつてをり、且つ其間大量の移民を他大陸へ送つてゐて一九二九年現在の全世界白色人口は（同じく ウィルコックスに依れば）六四一〔百分〕に達する。換言すれば有色人口が三倍化せる間に白色人口は六倍以上にも増大せることになる。

(註) Walter F. Wilcox, Increase of the Population of the Earth and of Continents. In "International Migrations," Vol. II. New York 1930:

右の如く過去數世紀間白色人種が有色人種に對して持つてゐた此の謂はば生物學的優越こそ、著者によれば、其の政治的經濟的乃至は文化的世界支配の基礎であつたのだが、併し漸く産兒制限といふ民族的自殺病に侵され初めた此の最高文化民族は最早その人口の現状維持にさへ困難を感じる状態に立到つてをり、現在なほ數字の上に現はれてゐる自然増なるものも實は子供や青年の増加に非ずして單に老人の増加に過ぎないことを著者は警告しようとするのである。それだけに多産的なアジアの有色人種が著者の憂患の種となるのも當然で、著者は前掲第一表(1)の中に既に其の増殖速度の逆轉を看取し得ることを注意してゐる。即ち前世紀中、殊に今世紀以降歐洲人口の増加速度は他大陸より遅れてきてをり、一八〇〇—一九三二年間世界人口は三・五倍に増加せるに對し歐洲は二・九倍の増加に過ぎず、世界の白色總人口に於いても其の増加は三倍を僅かに超えるに對し、其の間黃色人種は三・五倍に増大し現在世界總人口の約五分の三を占めるに到つてゐる(第一表参照)。

於是、著者は白色及び有色人種の出產數の比較を試み、資料の缺陥を種々の推定を以て補足せる次の如き第三表を掲げてゐるが、

ブルグドエルファー著白色民族は滅亡するか(1)

第三表 白色及び有色諸民族の出產數の推定(一九三二年)

總人口 (單位百萬)	出產數		
	白色	有色	千
ヨーロッパ (ロシアを除く)	四九八	三八二	一・一六
アフリカ	一、一二五	一四六	一、一六
北米	三三三	三三四	一〇
中南米	一一一	八四	一一〇
オーストラリア (大洋洲)	一〇	一一〇	一四〇
計	一七〇三一〇	六一、〇〇〇	一七、〇〇〇
		四四、〇〇〇	

之によつて見ても世界總人口の三分の一を占めてゐる白色人種が其の出產數に於て占めてゐる割合は四分の一に過ぎないことになる。更に其の内の四分の一強はロシアの占める所で、ロシアを白色人種に入れることに異議はないとしても之をヨーロッパといふ政治的觀念の中へ包攝し得るか如何かは多少問題となるだらうと著者はいつてゐる。

### III 歐洲に於ける出產減退傾向、特に出生率及出生數の低下に就て

於是、著者は本著の主題たる白色民族の出產減退の事實を各國別に検證しあじめる。蓋し十九世紀末までは尙フランス特有の現象と思はれてゐ

た出産減退は、二十世紀に入るに及んで多少の程度の差こそあれ全白人文明國に見られる國際的現象となつてをり、獨逸を筆頭として二三の諸國は此の點では既にフランスを追ひ越して了つてさへゐるからである。それも醫學の進歩普及が死亡率を漸減させてゐた間は焦眉の問題でもなかつたし、のみならず死亡率の低下は出産率の低下にも拘らず出生超過（自然増加）を漸増させさへしたのだが併しこの種の人口増加に限度があるのは恰も消費の節約だけで永く企業収益の増大を圖らうとするに等しいと著者はいふ。

そこで先づ普通の出生率について検べてみると、一九〇〇年には多くの歐洲諸國は人口千に付三〇乃至四〇の出生數（獨逸は三六）を示してをり、英、瑞、白、スイスでは三〇を僅か割つてはゐたが今日の比ではない。フ

ランスだけが例外で一八〇一年の三二・八を最高として以後漸減し、前世紀末には約一〇の數値を以て世界最下位に立つてゐたのだが、併し現在（一九三三年現在）獨・英・瑞典のゲルマン系諸國と其の位置を替へるに到つたことは前述の如くである。そこで著者は之ら諸國が夫々出生率の最高を示せる年次をとつて之を一九三三年現在と比較し次の如き数字を掲げてゐる。

フ ラ ン ス 人口千付 三二・八（一八〇一年）より 一七・三%、即ち 四七%減

第四表 (a) 世界各國別出生數の増減（單位千）

總人口	一九〇五	一九一〇	一九一五	一九二〇	一九二五	一九三〇	一九三三
獨逸(1)	一九〇九	一九一四	一九一九	一九二四	一九二九	一九三三	一九三三

(b) 同上指數 (一九一〇—一九一四平均—一〇〇)

一九〇五	一九〇九	一九一〇	一九一四	一九一九	一九二〇	一九二五	一九三三
獨逸(1)	一九一三	一九一七	一九二一	一九二五	一九二九	一九三三	一九三三

また出生總數に就て之を見ると獨逸に於ける最高は一九〇一年で、當時の領土内（人口五七（百萬））に二、〇三二（千）の出生數をもつてゐたが、一九三一年には（人口六五（百萬））に對し僅かに九七八（千）しかない。出生數はこの三十年間に、總人口の増加及び妊娠年齢有配偶女子の著増にも拘らず百萬以上、即ち半分以上も低落したことになる。著者はこの出生總數に於いても次の如き各國別夫々の最高年次との對照を試みてゐる。

獨逸（大戰前領土）	一、〇五四減	即ち五二%減
大ブリテン	七九二二	〃 四四%〃
獨逸（大戰後領土）	三七五	〃 三四%〃
フ ラ ン ス	三一二二	〃 三〇%〃
イタリイ	一七〇	〃 一四%〃

併し其他の歐洲諸國にも同様の傾向の看取し得る事は次の第四表の數字の示す如くで、唯一つ和蘭を除いて中・西・北歐諸國に於いては其の總人口の増加にも拘らず其の出生數は大戰前よりも少くなつてをり、たゞ南歐及び東歐の一部に例外的現象を見るに過ぎない。

オーストリー(1)	瑞	西	六七三六	一	10K	一四八	一一三	10I	—	100	六三	八八	七三	六一	一
フィンランド	諾	三	一〇一	九五	九一	七三	七八	セ一	六九	10A	100	八一	八六	七八	七六
スウェーデン	瑞典	三、六九八	一〇一	九二	九〇	セヤ	八一	セヤ	セ三(3)	一〇I	100	八六	八六	八六	八〇(3)
ダーラン	典	六一七六	一〇一	三七	一三三	一三〇	一二一	一〇〇	九〇	一〇I	100	九一	九一	九一	六九
アーリテン	威	二、八三一	一〇一	六一	六一	六一	一〇〇	九一	四七(3)	一〇〇	100	一〇〇	一〇〇	一〇〇	七七(3)
ラテン	抹(1)	三、五九〇	一〇一	七五	七四	セ一	セ六	大丸	六五	一〇I	100	九六	一〇三	九三	八六
アーリラン	和	四九、三一一	一〇K	一七一	一七一	一七一	一七一	八五八	七六六	一七九	一七九	九三	七八	セ一	一
アーリラ	大	八一、一六六	一〇K	一六九	一六九	一六九	一六九	八五八	七六六	一七九	一七九	九三	九三	九三	一
ベルギー(1)	ベル	一、一六六	一〇K	一六九	一六九	一六九	一六九	一〇K	一〇K	一〇〇	100	九九	一〇九	一〇九	一〇九
フランス(1)	フラン	四一、九二八	一〇K	一七一	一七一	一七一	一七一	一〇K	一〇K	一〇〇	100	九六	一〇四	一〇四	一〇四
スペイン	スペイン	二三、五九六	一〇K	一七一	一七一	一七一	一七一	一〇K	一〇K	一〇〇	100	九七	一〇四	一〇四	一〇四
ポルトガル	ポルトガル	六一、七七七	一〇K	一七八	一七八	一七八	一七八	一〇K	一〇K	一〇〇	100	九七	一〇一	一〇一	一〇一
イタリイ(2)	イタリイ	四一、K四	一〇K	一〇九四	一〇九四	一〇九四	一〇九四	一〇K	一〇K	一〇〇	100	九九	一〇〇	一〇〇	一〇〇
ブルガリア(1)	ブルガリア(1)	五、九二二	一〇K	一七一	一七一	一七一	一七一	一〇K	一〇K	一〇〇	100	九九	一〇九	一〇九	一〇九
ハンガリー(1)	ハンガリー(1)	八、七五八	一〇K	一七一	一七一	一七一	一七一	一〇K	一〇K	一〇〇	100	九九	一〇九	一〇九	一〇九
ウクライナ	ウクライナ	三一、八二三	一〇K	一七一	一七一	一七一	一七一	一〇K	一〇K	一〇〇	100	九九	一〇九	一〇九	一〇九
日本	日本	六六、二九六	一〇K	一七一	一七一	一七一	一七一	一〇K	一〇K	一〇〇	100	九九	一〇九	一〇九	一〇九
アルゼンチン	アルゼンチン	一一、七四九	一〇K	—	—	—	—	一〇K	一〇K	—	—	—	—	—	—
オーストラリア	オーストラリア	六、五四九	一〇K	一一九	一一九	一一九	一一九	一〇K	一〇K	—	—	—	—	—	—
110	110	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	—	—	—	—	—	—
111	111	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	—	—	—	—	—	—

四 特に歐洲諸國に於ける自然増加の遞減  
に就て

人口動態の真相は併し單なる出生數に於てよりも寧ろ其の死亡數との比較に、即ち自然増加なるものに更に明確に表示される。於是、著者は歐洲諸國の出生率及び自然増加率を次の第五表として掲げてゐるが、

## 第五表　歐洲の出生率及び自然増加率の増減

白露 三九・〇 三八・六 一 一  
歐露 四九・八 四四・二 一 一  
瑞典 五三 一八 九・五 三・〇

一九・七 二四・五  
一六・三 三一・九  
一 一  
一 一

一 一  
一 一  
一 一

之によると出生率及び自然増加率の低下は殆んど凡ての歐洲諸國に看取せられるものの、前大戰以來ゲルマン系諸國に最も著しく、ラテン系諸國にも及んでゐる。最近の調査發表のないロシアに就ては其の反家族的立法の影響を見るに由ないが、波蘭の數字から類推しても恐らく同様の傾向を辿り初めてゐるに相違ないと著者は推定してゐる。とはいへ凋落傾向は特に中・西・北歐に重くて邊境地域に輕く、スラブの女は西歐特に獨逸の女に較べると現在なほ略二倍の子供を生むことを著者は注意してゐる。

著者は更に自然増加を其の總數に於ても検討し乍ら茲でも亦變動の最も激しいのは獨逸であることを忠告する。即ち世紀の變り目頃には出生總數年二百萬、自然増加は毎年八乃至九十萬、人口千に付一五の割合であつたのに、其後の死亡率の著減にも拘らず一九三二年には出生總數は約半減して九十八萬、自然増加は三分の一以下に萎縮して二十八萬、人口千に付四・三の割合となつてゐる。

この自然増加の遞減傾向を各國別に夫々大戰前年との比較に於て見ると次の如くで、

	自然 增 加	人口 千 に 付	總 數	一九一三年 一九三三年	一九一三年 一九三三年
獨逸 (大戰後領土)	七二二 (千)	二八〇 (千)	一二一	四・三	一七五
大不列顛	四五〇	九・九	三・六	一七五	九・九
ブルグドエルファー著白色民族は滅亡するか(一)					

ロシアに就いて著者がその部分的資料から推定してゐる所によると、歐露については毎年の自然増加約三百萬、アジア部分では五十萬、計三百五十萬で、この數字は他の全歐諸國の總和より大きい。ロシアに就いても自然増加に遞減傾向ありや否やは不明だが、この大數に對しては如何でもよいことでもあり、且つソ聯邦の反家族的立法もスラブ人の健全な出産力に對しては何の障害ともなつてゐまいと著者は推察してゐる。この點ロシアにも出産減退の傾向あるべしとした著者自身の前の論述と多少の矛盾はあるが、この矛盾は恐らく獨逸人たる著書がスラブ人種に對して抱いてゐる

願望と恐怖との產物と考へるのが至當と思はれる。

著者はこゝで更にこの『ソ聯邦の好敵手、極東の日本』、著者によれば西洋文明を取り入れ乍ら出産減退といふ没落的現象だけは少くとも今迄のところ眞似てゐない我が國を拉し來つて之を未來の黃色人種或は有色人種一般の代表者となし、日本と略同人口をもつ獨逸と比較對照して、有色及び白色人種の増殖傾向の相違を一目瞭然たらしむる好資料として掲げてゐる。

一九一三年 一九三二年

	自然增加 (千)	人口千に付 自然增加 (千)	自然增加 (千)	人口千に付 自然增加 (千)
獨逸	七二一	一一一·一	一八〇	四·三
日本(内地)	七三〇	一三一·八	一〇〇八	一五·一

之によると兩國は大戰前年には略々同じ自然增加を示してゐたのに、現在の日本は獨逸の三倍以上となつて獨逸の總出生數よりも大きくなるに至つてゐる。尤も本著出版以後、ナチス政權下の獨逸は其の人口現象に顯著な回復傾向をみせており、一九三八年には出生率一九·七、自然增加率八·〇となりてゐるのに對し、日本は事變の影響をも入れて出生率一六·七、自然增加率九·二六と激減してゐる。註記しておくる。

そこで著者は眞の出生率又は死亡率は年齢構成に於けるこの種の異常性の取り除かれた正常化されたる年齢構成に對して算出されねばならぬ」とて、著書自身が嘗て獨逸に就て計算せる方法(註)に従ひ次の如き各國の出生及び死亡の真正率を算出してゐる。

(註) F.Burgdörfer, Der Geburtenrückgang u. seine Bekämpfung. Die Labensfrage des Deutschen Volkes 1929 及び Derselbe, Volk ohne Jugend 2.Aufl, 1923. 參照

(筆者補註)ブルグドーフーの茲に従う正常化されたる年齢構成 genormter Altersaufbau とは、現在人口總數を現在のまゝに止め、之を毎年一定の出生人口が現在通りの性別各歲別死亡率に隨つて各年齢層に分配せられたる狀態に變形せらる場合に現ばれる年齢構成をいふ。言ひ換へれば現在の總數及び性別各歲別死亡率を等しくする静止人口 stationäre Bevölkerung の年齢構成をいふので、簡単に静止年齢構成 stationärer Altersausbau と言ふばれてゐる。(たゞ右の静止人口とば、年齢別出生率及死亡率が「一定」從つて自然增加率及年齢構成も一定するトトカの所謂安定人口 stabile Bevölkerung に於て自然增加率の零となれる特殊場合に相當するに至る。)

眞の死亡率 bereinigte Sterbeziffer とは現在人口が右の如き静止年齢構成をもつたとする場合に現ばれ得る死率の事だ、つまり現在の平均壽命を以て千

者に向つて忠告しあじめる。蓋しその様な錯覺の起るのは各人口に固有な年齢構成といふものが問題となるからで、人口千に對する出生、死亡及び自然增加の率を求めるといふ普通のやり方は人口の眞の動態的状況を捉へようとする以上、各人口の年齢別及性別の構成が一定してゐる場合の外は正當でないと著者はいふ。特に大戰後の中・北・西歐諸國に見る様に少年層の少く中年層の比較的に多い所では普通の計算法によるもののは其の實際の人口動態的状況よりも遙かに好都合な數値をとつて現はれることになるからである。

を割つた數値をいふことになる。一九二四一二六年の獨逸の平均壽命は五七・四歳で、 $1000 + 57.4 = 17.4$  が眞の死亡率となる(第六表に一七・一とあるは前大戰の影響及一九二八年の乳幼兒死亡率の低下を加算せるによる)。右は一九二七年の死亡率一二を遙かに超えた數値となるが、若し死亡率(人口千に付)一一を以て一九二七年の平均壽命を逆算すると平均壽命八三歳といふ實際上考へ得べからざる

第六表 歐洲諸國の眞の死亡率、出生率、並に自然增加率

波蘭	一九三一	二〇・四	二八・八	二七・六	(4)	八・四	(4)	七・二	生命表 真の死亡率		眞の出生率(1)	眞の自然增加率	粗自然增加率	
									一九二六一七	一九二九一三〇				
独逸	一九二四一二六年(2)								一七・二	一五・九	一四・九	(1)	一三・(1)	一九二六一七 一九二九一三〇
瑞典									一六・五	一四・七	一四・二	(1)	一八	五・八
英國									一六・六	一四・九	一三・七(1)	(1)	一七	五・一
英國及アイルランド									一六・四	一七・〇	一五・二	(1)	一七	四・三
法蘭西									一六・三	一七・一	一五・九(1)	(1)	一七	三・六(1)
意大利									二七・一	一四・六	一三・九	(1)	○六	六・七
波蘭	一九二五年(8)								一七・三	一〇・九	一八・二(1)	(1)	二五	八・八
法蘭西	一九二〇一二年(9)								一五・八	二一・〇	二〇・一	(1)	三二	八・一(1)
意大利	一九二〇一二年(10)								一八・四	一八・四	一八・〇	(1)	三六	六・七
ウクライナ	一九二五年一六年								一九・八	一四・九	一四・二	(1)	○九	五・九
波蘭	一九三一								二三・二	三五・一	五一	(1)	五二	三・九
									二九・九(1)	七・七(1)	一〇・八	(1)	一三・九	五・三
									一四・四	一四・四	一〇・八	(1)	一三・三	五・一
									一六・三	一六・三	一〇・八	(1)	一九・二(1)	三・四

(1) 獨逸 フランス、イタリーに對しては前大戰の影響による女子妊娠力の一時的停止を調整  
生命表を代用、乳幼死亡率のみは一九二八年スイスの乳幼兒死亡率を使用 (2) 一九二八年の低位の乳幼兒死亡率を顧慮 (3) 一九二四年一二六年獨逸の  
率を使用 (5) 一九二四年一二六年獨逸の生命表を代用、乳幼兒死亡率のみは一九二八年瑞典の乳幼兒死亡  
率を使用 (6) 一九二八年の低位の乳幼兒死亡率を顧慮 (7) 註(6)に同じ (8) 一九二一二五年の丁抹の生命表を代用、乳幼死亡率のみは一九二八年和蘭の乳幼兒死亡率を使用 (9) 註(6)に同じ (10) 註(6)に同じ (11) 一九二八一二九年度  
普通の粗笨な計算法によると右の各國の自然増加は皆一様に相當の出生超過となつてゐるが、之を正常化されたる年齢構成の場合に換算すると右

ブルグドエルファー著白色民族は滅亡するか(1)

る數値となることになる。

眞の出生率 bereinigte Geburtenziffer とは現在人口が右同様の靜止年齢構成をとつた場合に現はれる出生率の「」の場合の妊娠年齢(一五一四五歳)子女の出生率が現在と同じものとして其の出生總數を總人口に對する千分比として表はせる數値をいふ

十二ヶ國中七ヶ國までは出産不足を告げてくる。不足の一番軽いのは不思議にもフランスで、その理由はフランスの年齢構成が静止状態の其れに近似してゐるが爲であるが、併しこのフランスに就てさへ僅かの出生超過の錯覺は見出される。獨逸に到つては一二三の不足で、この數値は一九三二年には更に五になつてゐると著者はいふ。要之、本著者の計算によれば、和蘭を除いて中・北歐のゲルマン系諸國の生物學的生命力は一律に出産不足を告げてゐるわけで、その真相は別掲の圖表に一目瞭然としてゐる。

更に著者は前表第二段の眞の死亡率を以て各國が其の人口現在數を單に維持するだけの爲に必要な要出生率と考へ得るとして、獨逸の實際の出生數は一九二九—三〇年に七分の一（一九三一年には三分の一も）足りないとを注意してゐる。一般にゲルマン系諸國では（和蘭を除いて）現在の子孫とを比較するだけで、反之、スラブ系諸國に在つては逆に三五乃至五〇%の増加をみるとなる。

の二國を除いて悉く一以下となつてゐる。

瑞	典	○・九五	チエツコ、一以上
フ	ラ	ン	ス
レ	ト	ア	ニ
イ	ン	グ	ラ
獨	逸	○・九四	ハソバキア、一・一三
英	蘭	○・八九	ブルガリア、一・二九
埃	太	利	波蘭、一・三三
エ	斯	トニ	イタリ（一九三一）、一・四〇
芬	蘭	○・八八	ウクライナ（一九三九）、一・四〇
丁	抹	○・八〇	ソ聯（一九二八）、一・七〇
一	〇	七八	露
九	七	一・〇九	
七	七	一・〇九七	
五	五	一・七〇	
三	三		
一	一		
-	-		
-	-		
-	-		

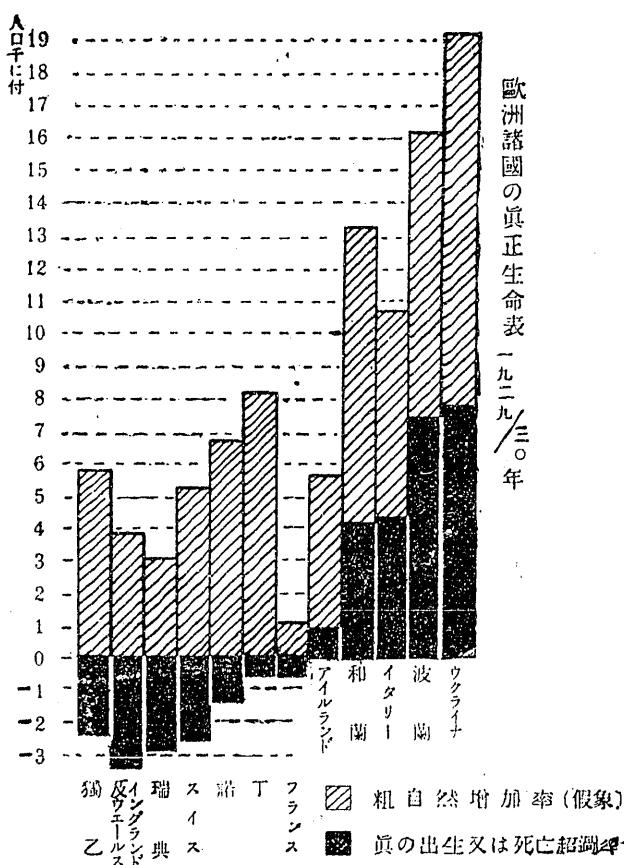
なほ全西・北歐の再生産率は○・九三で、既に一九二六年に七%の不足があるわけだが、著者は一九三二年現

在では西・中・北歐の全平均で少くとも一五乃至二〇%の不足があり、特に獨逸では不足三〇%とし、ゲルマ

ン系諸國民が人口學上危局的なる萎縮衰亡の段階にあることを忠告している。

尙、歐洲以外の諸國に就ては著者は其の資料難の故に單に其の出生及び死亡の粗率を掲げて其の概勢を大觀させてゐるが、

としてゐるが、之によると現狀維持の場合の再生産率は一で、人口の増減傾向は之を上下する大小の數値をとつて表はされることになる。一九二六年に對するクチシスキーの算定によると北・西歐諸國は芬蘭と丁抹によると北・西歐諸國は芬蘭と丁抹



第七表 歐洲外諸國の人口動態

	出生率	死亡率	自然増加率
日本	一九二三	一九二二	一九三一
英領印度	三三・二	三五・一	三一・二
フィリピン	三九・四	三二・二	三四・四
エチオピア	三四・五	三三・三	三五・五(1)
南阿聯邦(3)	四三・六	四二・二	四三・三
北米合衆國(4)	三一・七	二八・四	二六・六
カナダ	二九・一	二五・五	二五・三
アルゼンチン	三八・〇	二四・三	二五・三
チリ	四〇・八	一七・八	二一・七
濠洲聯邦	二八・二	二五・〇	二一・五
(註) (1)一九二八年 (2)一九三二年 (3)白色人口のみ (4)國勢調査區域のみ	一六・九(2)	一〇・八	九・九
			三三・七
			一二・四(2)
			八・七(2)
			一七・五
			一五・一
			八・二(2)

こゝでも著者の特に注視するのは歐洲外諸國中の白色人口で、その出産力は既に現状維持の状態に迫り、或は既に之を割つてゐることである。即ち著者はロトカが北米合衆國の白色人口に就て所謂「安定」年齢構成を基として算出せる一九二〇—二二年間に對する眞の自然増加率人口千に付五・四七の數値を引用し、この數値は其後の粗自然増加率の推移より見て現在すでに零に、即ち單なる現状維持の状態に迫つてゐるに相違ないと推定してゐる。要之、著者によればゲルマン系諸民族の人口學上の危局的段階は單に歐洲に止まらず既に全世界に及んでゐることになる。(續)

## 國勢調査間年次に於ける普通世帯人 口及普通世帯數の推計

館  
堺  
田  
嘉  
稔

本誌第一卷第二號及第三號(昭和一五年五月及六月)に「國勢調査間年次に於ける男女年齢別人口の推計」を掲げ、生存率を適用することによつて

年齢別に推計した全國の推計人口を求めておいた。之に對して此度更に普通世帶人口及普通世帶數を照會して來られた向があつたので以下の如き方を以て推計したから、次表の如く其の結果を参考として掲げることとする。

## 二

國勢調査間年次に於ける普通世帶人口及普通世帶數は、種々の方法によつて推計することが出来るが、次表の大正五年より昭和一三年迄の結果は、次の如き方法に基いて算出せられたものである。

普通世帶人口　國勢調査年次毎に、即ち大正九年、同一四年、昭和五年、同一〇年の各年次に就いて總人口に對する普通世帶人口との割合を求め、て見るに、各年共大體九七・一一九七・四%で、其の間の異動が可なり僅少であることを認めたので、大正五年から昭和一三年に至る二三年間を大正五年——同一一年、大正一二年——昭和二年、昭和三年——同七年、昭和八年——同一三年の四期間に區分し、第一期即ち大正五年——同一年の各年次に於いて、總人口に對する普通世帶人口の割合が、大正九年の國勢調査結果に基くそれと同値であることを假定し、此の比率を大正五年——同一一年の各年の推計人口に乗じて、同期間の普通世帶人口を推計した。又第二期即ち大正一二年——昭和二年の期間に於いて

ら同一〇年迄は大體同一と見做し、此の人員で大正五年から同一〇年に至る間の推計人口を除して同期間の普通世帶數の推計數を求めた。次に同六年は昭和五年の國勢調査、昭和九年以降は昭和一〇年の國勢調査の結果による一普通世帶當人員を以て、大正五年から同一〇年に至る間の推計法と同様に、夫々當該年次の推計人口を除して普通世帶數を算出した。又昭和二年、三年及昭和七年、同八年の兩年は、大正一一年、同一二年の普通世帶數を求めた場合と全く同様の方法で、即ち昭和二年、同三年の場合は、大正一四年及昭和五年兩回の國勢調査によつて算出した兩期の平均一普通世帶當人員を用ひ、昭和七年、同八年は、昭和五年及同一〇年兩回の國勢調査による平均一普通世帶當人員を適用して、夫々該年次の普通世帶數を求めた。

國勢調査間年次に於ける人口、普通世帶人口及普通世帶推計數  
(各年十月一日現在)

は、大正一四年の國勢調査の結果を用ひ、第三期即ち昭和三年——同一三年の期間では昭和五年の國勢調査結果を、第四期の昭和八年——同一三年の期間に於ては昭和一〇年の國勢調査結果を用ひて、第一期と同様の考察の下に國勢調査間年次の普通世帶人口の推計を行つた。

普通世帶數　大正五年から同一〇年迄の普通世帶數は、大正九年の國勢調査の結果によつて求め得られる一世帶當人員を算出し、之が大正五年か

年 次	總 人 口	男	女	普 通 世 帶 人 口	普 通 世 帶 數
大正五年	三五二〇,〇〇〇	二六八六,〇〦〦	二六七〇,〇〦〦	二五〇,〇〦〦	五二九五,七〇〇
六年	三五〇,〇〦〦	二七〇,〇〦〦	二五〇,〇〦〦	二五〇,〇〦〦	一〇七九,〇〦〦
七年	三五二,〇〦〦	二七一,〇〦〦	二五〇,〇〦〦	二五二,〇〦〦	一〇七九,〇〦〦
八年	三五三,〇〦〦	二七二,〇〦〦	二五〇,〇〦〦	二五三,〇〦〦	一〇八〇,〇〦〦
九年	三五五,〇〦〦	二七三,〇〦〦	二五〇,〇〦〦	二五五,〇〦〦	一〇九〇,〇〦〦
一〇年	三五六,〇〦〦	二七四,〇〦〦	二五〇,〇〦〦	二五五,〇〦〦	一〇九九,〇〦〦
一一年	三五七,〇〦〦	二七五,〇〦〦	二五〇,〇〦〦	二五七,〇〦〦	一一〇九,〇〦〦

十二年	五百一十萬人	二千九百八十五人	二十六萬四千人	五十六萬四千人	六人	一千一百一十人	三千六百三十人	三十六萬六千人	六千六百零八人	三十七萬零六百人
十三年	五百一十五萬人	二千九百九十六人	二十六萬四千人	五十六萬四千人	七年	一千二百四十人	三千六百六十人	三十六萬六千人	六千六百零八人	三十七萬零六百人
十四年	五百二十萬人	二千九百九十六人	二十六萬四千人	五十六萬四千人	八年	一千三百四十人	三千六百四十人	三十六萬六千人	六千六百零八人	三十七萬零六百人
十五年	五百一十五萬人	二千九百九十六人	二十六萬四千人	五十六萬四千人	九年	一千四百四十人	三千六百四十人	三十六萬六千人	六千六百零八人	三十七萬零六百人
昭和一年	六千一百萬人	三万零一十一千人	三十六萬四千人	五十六萬四千人	十年	一千五百四十人	三千六百四十人	三十六萬六千人	六千六百零八人	三十七萬零六百人
三年	六千一百四十萬人	三万零一十一千人	三十六萬四千人	五十六萬四千人	十一	一千六百四十人	三千六百四十人	三十六萬六千人	六千六百零八人	三十七萬零六百人
四年	六千一百五十萬人	三万零一十一千人	三十六萬四千人	五十六萬四千人	十二	一千七百四十人	三千六百四十人	三十六萬六千人	六千六百零八人	三十七萬零六百人
五年	六千一百五十萬人	三万零一十一千人	三十六萬四千人	五十六萬四千人	十三	一千八百四十人	三千六百四十人	三十六萬六千人	六千六百零八人	三十七萬零六百人

\* は國勢調査

### 重商主義時代の人口政策

(埋め草)

「ととした。(c)多産獎勵政策△スペインでは六

人の正嫡現存男兒を有つ者に免稅の恩典を與へ、

△フランスでも人頭稅納付義務者で正嫡の現存十子を有つ者にその義務を免じた。

△佛シこの場合十子中一人を有するを禁じた。

一年の寬容令は舊教徒に非ざる入國者に家屋財產の購入權を與へ、市民權及び親方權を許容してゐる。

三、國外では一六二三年に家族及び財產を伴ひ國外に出づるを禁じた。△フランスで新教徒の國外逃亡を禁ずる爲に設けられた一六八五年の禁令による

と新教徒の脱出を直接間接に援助せる商人、船長、船員は三千リーブルの罰金、再犯の際は體刑となつた。

△佛シこの場合十子中一人を有するを禁じた。

其他この時代に人口増殖策としては、國民各階級の生計の途に種々留意されたる外、衛生警察の改善、貧澤、特に結婚儀式の華美の抑制等の事例をも擧げることができる。

十二年	五百、一〇四、三〇〇	二千、二二一、八〇〇	二六、一九五、四〇〇	四〇、四九二、一〇〇	六、一七、一、一〇〇	三、一七、二、二〇〇	三、一七、一、二〇〇	三、一七、一、一〇〇
十三年	五百、一七七、四〇〇	二千、五九五、六〇〇	二六、三三一、八〇〇	四〇、一〇九、一〇〇	六、一九六、二〇〇	三、一七、二、三〇〇	三、一七、一、三〇〇	三、一七、一、二〇〇
十四年	五百、二四〇、八〇〇	二千、九七九、六〇〇	二六、四三一、一〇〇	四〇、二七九、一〇〇	六、一九七、三〇〇	三、一七、二、四〇〇	三、一七、一、四〇〇	三、一七、一、三〇〇
十五年	五百、三一四、二〇〇	二千、一二四、九〇〇	二六、五三一、五〇〇	四〇、三四九、一〇〇	六、一九八、四〇〇	三、一七、二、五〇〇	三、一七、一、五〇〇	三、一七、一、四〇〇
昭和一年	五百、三八七、四〇〇	二千、四二三、九〇〇	二六、六三一、四〇〇	四〇、四一九、一〇〇	六、一九九、五〇〇	三、一七、二、六〇〇	三、一七、一、六〇〇	三、一七、一、五〇〇
三年	五百、四四〇、四〇〇	二千、六九五、一〇〇	二六、七三一、三〇〇	四〇、五一、一〇〇	六、一九九、六〇〇	三、一七、二、七〇〇	三、一七、一、七〇〇	三、一七、一、六〇〇
四年	五百、五〇〇、一〇〇	二千、八六七、一〇〇	二六、八三一、二〇〇	四〇、五九、一〇〇	六、一九九、七〇〇	三、一七、二、八〇〇	三、一七、一、八〇〇	三、一七、一、七〇〇
* 五年	五百、五五〇、一〇〇	二千、九三五、一〇〇	二六、九二一、一〇〇	四〇、六七、一〇〇	六、一九九、八〇〇	三、一七、二、九〇〇	三、一七、一、九〇〇	三、一七、一、八〇〇

\*

## (埋め草)

## 重商主義時代の入口政策

\*は國勢調査

「ととした。

(c) 多産獎勵政策

△スペインでは六

人の正嫡現存男兒を有つ者に免稅の恩典を與へ、

一年の寬容令は舊教徒に非ざる入國者に家屋財產の購入權を與へ、市民權及び親方權を許容してゐる。

△フランスでも人頭稅納付義務者で正嫡の現存子十人を有つ者にその義務を免じた。

(併しこの場合十子中一人も倫俗又は尼僧となる者現存者として數へられる者は)

三、國外では一六二三年に家族及び財產を伴ひ國外に出づるを禁じた。△フランスで新教徒の國外逃亡を禁ずる爲に設けられた一六八五年の禁令による

(略記に就く者)を有つ者は毎年一千或は二千リーブルの年金を、人頭稅義務なき市民の場合は右の半額を

と新教徒の脱出を直接間接に援助せる商人、船長、船員は三千リーブルの罰金、再犯の際は體刑となつた。

△フランソアでは一六六三年に懷姫の教會に

亡を禁ずる爲に設けられた一六八五年の禁令による

(略記に就く者)を有つ者は毎年一千或は二千リーブルの年金を、人頭稅義務なき市民の場合は右の半額を

と新教徒の脱出を直接間接に援助せる商人、船長、船員は三千リーブルの罰金、再犯の際は體刑となつた。

△フリードリヒ大王は一七四六年に懷姫の教會に

亡を禁ずる爲に設けられた一六八五年の禁令による

△フランスでは一七六五年には裁判に

船員は三千リーブルの罰金、再犯の際は體刑となつた。

△フランソアでは一七六五年には裁判に

船員は三千リーブルの罰金、再犯の際は體刑となつた。

△スペインでは一七六六年には裁判に

船員は三千リーブルの罰金、再犯の際は體刑となつた。

△フランソアでは一七六七年には裁判に

船員は三千リーブルの罰金、再犯の際は體刑となつた。

△スペインでは一七六八年には裁判に

船員は三千リーブルの罰金、再犯の際は體刑となつた。

△スペインでは一七六九年には裁判に

船員は三千リーブルの罰金、再犯の際は體刑となつた。

## 紹介

### トイト・マス著「貧乏と人口」

Poverty and Population, by Richard M. Titmuss.  
1938, Macmillan. xxviii + 320

副題 「現代に於ける社會的浪費に関する

實證的研究

A Factual Study of Contemporary Social Waste.

英國に於て十九世紀の第四四半期以來、出産率の年々減退し來つた事は、心ある英國人の夙に憂へた所であつたが、一九一八年クチンスキーゲ「出生と死亡の均衡」に於て、婦人が一生の中に生む女子の數を計算して、英國に於て生れる女子の數は、生む母の數よりも少い事を指摘して英國の人口は近き將來に於て減少すべき事を科學的に證明し、一九三五年チャールス女史は英國の將來の人口の豫測を行つて、もし出産率が今日の調子で減退して行くならば——死亡率は國民の年齢構成の變遷と共に將來遞増する

こと必然なるが故に——英國の人口は今後百年經つと現時の十分の一になるであらうと發表して以來、英國の將來の人口減退と云ふ事は多くの學者の憂ふる所となつた。失業問題に關連してまだ多くの學者に依つて人口過剩説の唱へられて居る時に、失業問題の權威ベバリッヂは一九三一年、

「過去十七年間經濟學者の注意は銀行組織や金本位論に集中されて居たが、今後社會科學の中心は人口問題に移るであらう」と言つた。英國の經濟及社會問題の興味の中心は失業問題や金融問題から、人口問題、殊に如何にして人口の減退を防止すべきかと云ふ問題に移りつゝある。

本書はこの問題を取扱つた一研究であるが、その研究の範圍を、死亡率の問題に集中し、其の材料を主として地方別死亡統計に依つて、貧困と云ふことが如何に死亡に影響するかと云ふ事を實證せんとしたものである。私は我國に於ても、差別死亡率の研究を行ひ度々と考へて居るので、その研究方法に何か参考になることはないかと思つて、本書を讀んだのであるが、本書は主として英國に於ける地方別死亡率統計に據るものであつて、英國の如く勞働の移動少なく、大體勞働者の定住して居る所では、地方別死亡率はそのまゝその地方の衛生狀態を示すであらうが、我國の如く、勞働移動著しく、農村から都市工業に出稼に行つて病氣になれば郷里に歸る、從つて、農村の死亡率は必ずしも農村の死亡原因をなすものに非ずして却つて工業都市の不衛生が、一部農村の死亡となつて現れると云ふが如き國に於ては、この英國式の地方別差別死亡率に依つて、その地方の衛生狀態、従つてその地方が代表する職業や、社會狀態(貧富等)の衛生狀態を示すものと見る事は出來ない。即ちこの研究方法では日本にそのまゝ適用する事が出來ないが、英國に於ては或程度の實證的價値を失はないであらう。

著者は地方別差別死亡率を利用するために英國の死亡統計の分類に依り、英國を五地方に大別し、更に三十三區に細分し、その外に「標準地區」(Standard)を執へて、比較の基礎として居る。標準地區とは英國の南東地方より大ロンドンを除いたものである。即ちグッドフォードシャー、バークシャー、バッキンガムシャー、ヒセックス、ハートフォードシャー、ケン

ト、ミッドルセックス、オックスフォードシャー、サザンプトン、サーレー、サセクス、及ワイト島を含み、富の程度高く衛生状態の最も良好な地方である。(五六頁)この地方を標準地方とし、貧困な失業者の多い工業地域がこの標準地区に比して如何に死亡率が高いかを示す事が本書の主たる内容である。

そこで本書は種々の角度より貧困地方と富裕地方標準地方との死亡率を比較するのであるが、その主たるもの紹介すると左の如くである。因に以下本文に於て英國とはイングランド及ウェールズを指し、スコットランド、北アイランドを含まない。

## 一 乳児死亡率

乳児死亡率は衛生状態を示す最も標本的なものであるが、是を地方別に見ると頗る差の多い事に気がつく、即ち左の如くである。

第一表 地方別乳児死亡率 (生産百に付)

	英國全體	標準地方	北部	北部(スコットランド)	ウェールズ
麻疹	100	17	188	217	154
百日咳	100	61	139	163	123
結核	100	93	98	121	105
氣管支炎	100	58	132	141	111
先天的弱質	100	80	135	161	114
痙攣	100	48	147	1311	1148
大コロニ	114				
Midlands	59	Stockton-on-Tees	114		
ウエールズ	63				

## 一 幼年者及少年者の死亡率

以上の地方の貧困程度に關する客觀的科學的の指數のない事はこの統計

第三表 幼年及少年の死亡率 (1011, 103及106頁)

及本書全體を通じての缺點であるが、英國の實情を知るものは右の乳児死亡率の順位が大體富の順序の逆になつて居る事が容易に気がつく。著者

は更に死因別に右の各地方の死亡率を分析して居るが、病氣の種類による差の分析と云ふよりは、種々の病氣につき、是を最良の地區迄向上することを得ば何人の生命を防ぎ得たるなるべしとの計算に忙しく。

病原別に各地方を比較したものを見ると左の如くでその差の大なるに驚く。

第二表 主たる疾病別乳児死亡率

	英國全體	標準地方	北部	北部(スコットランド)	ウェールズ
麻疹	100	17	188	217	154
百日咳	100	61	139	163	123
結核	100	93	98	121	105
氣管支炎	100	58	132	141	111
先天的弱質	100	80	135	161	114
痙攣	100	48	147	1311	1148

北部やウェールズが英國全體に比し、更に南東部の所謂「標準」地方に比して遙に高き理由を、著者は失業、人口稠密、不況、救貧法の不完全等に依る母體及本人の栄養不良に歸して居る。(八六頁)その説明としてノルウェーのオスロに於て兒童の學校給食の結果死亡率の減少した事を擧げて居る。(同頁)

の事實であるが英國の統計も亦明白にこの事を示す。

大ロンドン	一四九	一三七
北 部(一)	二六二	二二二
ウエールス(一)	一八四	一七二
備考	一五七	一三七
歲より十五歳迄は一九三一年乃至一九三五年平均	一五七	一三七

歲より十五歳迄は一九三一年乃至一九三五年平均  
一九三一年乃至一九三五年英國全體の平均を百とす

第五表 婦人の結核死亡率 (一七〇頁)

十五歲乃至三十五歲	三十五歲以上
大ロンドン	九〇
サーレー州都市	六八
ニューカッスル	五八
ダラム州都市	一一九
同上 田 舍	一三九
ノーザンペーランド州都市	一三六
カチフ	一二二
同上 田 舍	一二七
グランモルガノ州都市	一〇五
モンマスシャー州都市	一〇六
同上 田 舍	一一七
一三六	一〇六
一七七	一〇六
一四三	一〇四
一六三	八三
一一二	一一二

地方別の死亡率は出産に基く死亡率に就ても同様の傾向を示す。  
第四表 出産に基く死亡率 (一四四頁)

ウエールス(一)	五・二九	大ロンドンの内訳	五・〇四	カチフ	一三九	一二七
北 部(一)	五・一七	バーモンチー	五・〇四	カチフ	一一七	一一七
北 部	四・七八	パドイントン	五・〇二	グランモルガノ州都市	一一七	一一七
北 部	四・三六	ウェストミンスター	一・八一	モンマスシャー州都市	一三六	一三三
南 東 部	二・五七	ケンシントン	〇・八六	同上 田 舎	一七七	一三〇
大ロンドン	二・一六				一四三	九四

右の表に就ても各地區の貧富の程度を表すべき數字はないが、英國の事情を知るものは右の全國的區分及ロンドンの區分が正に住民の貧富程度をはつきり現はし、出産に基く死亡率の少ない地方が即ち富民地圖に該當することは容易に理解し得らるゝのである。

實證するものとして居る。

尙貧困と結核との關係に關して E.F.Wyne がシェフィールドに於て調査した結果一室に二人以上の割合で住んで居る人々の結核死亡率は一室に一人未滿なる家の人々の夫に比して二倍以上なりしこと。A.S.MacNalty 卿が一九二九年大都市の調査の結果、一家一室の人々の結核死亡率は千人當り四・四三人なるに反し、一家五室以上を有する人々の結核死亡率は千人當そ結核死亡依率のでつてが貧富にが貧民 病甚しく異なることは各國共通

## 四 結 构

當「1,111人なる」F.C.S.Bradbury がヤラウに於て千三百の家族に就て之を家族の收入一人當り十志未満の家と、十志以上の家とに就て結核患者の居る家の率を調査した結果、前者に於ては五十五%，後者に於ては三十五%であつたこと、ブレイドンに於て同様の調査をなしたるに前者では三十四%，後者では十八%であつたこと等を引用して貧困が結核の重要原因なる事を證明して居る。

同様の事例は尙本書に多數擧げられて居るが、この邊で打切つて本書に對する批判を一言するならば、第一に前に屢々言つた如く、本書は地方別

の死亡率比較に依つて直ちに貧富の死亡率に及した影響とするのである。

が、各地方の貧富を現はす客觀的數字的標準を示して、貧困指數と死亡率との關係を示すならばもつと效果的であつたであらうと思はれる。第二に本書に於て各種死亡率の最も高い所とされたダラムは出産率一番高く、再生產率に於て英國中最高であると云ふ事である。そして逆に死亡率の一一番低い所として擧げられたサーレーは出産率最も低く再生產率最も低くと云ふ事である。唯人道的醫學的見地より死亡率の低き事を以つて最終目的とするならば即ち廢む、然らずして人口論的見地よりするならば如何に死亡率が少くとも同時に出産率も少いのでは何にもならない。この間の因果關係をはつきりする必要がある。第三に死亡率の高い地方は大體勞働者街で

死亡率の最も低い所は有閑富裕階級の住宅街又は別荘地で、英國が產業を止めて外國投資の利子で別荘生活をする事を以つて理想とするのでない以上、地方別の死亡率の差の大なる事を示されても如何とも出来るものではない。唯最後に擧げた、室數と結核死亡率、賃銀收入別の結核患者別は直ちに以つて國策の基礎たるを得る様に思はれる。(北岡壽逸)

マーシャル著「人口問題に關する英國民衆の考へ」

## マーシャル著「人口問題に關する英國民衆の考へ」

Marshall, T. H. and Others. The Population Problem: The Experts and the Public. George Allen & Unwin, Ltd., London, 1938.

本書は一九三七年の春英國に於て「世代が移り變る毎に」と題し問答體で數回に亘り人口問題に關して専門家諸氏が放送せるものを翌年論文體に改めて發行されたもので、一般國民を對照とした人口問題の解説的普及版である。その目次は、人々はどう考へるか(T.H.Marshall)、英國の實情(A.M.Carr-Saunders)、經濟的意義(H. D. Henderson)、世界の人口(R. R. Kuczynski)、人口の趨勢と國際移民(Arnold Plant)、原因とその對策(H.D.Henderson)、結語(T.H.Marshall)よりなつてゐる。これらの項目の内容に關しては既に他の機會に我國に屢々紹介されてゐるもので再言を要しないので、こゝでは單にその第一、二章をなしに見る人口問題を「人々はどう考へてゐるか」に就てその概要を紹介して見たいと思ふ。

### 前篇 四 代表者の聲

英國放送協會は人口問題に關する専門家の放送に先立ち四名の一般人民代表者に依頼してその意見を討議せしめた結果左の如き興味ある回答を得た。

四名の代表者は倫敦郊外の一事務員、ヨークシャイアの姉妹である女

工二名(婦は獨身、妹は既婚者で一人の子供がある)、及びウェーレスの貧困地域の一失業青年であつた。「出産率の低下」と云ふことが彼等にとつては曖昧ながら人口問題を意味してゐた。これは民衆の心理了解への鍵として興味深いものがある。

事務員は三十二歳の男子で、結婚して七年になり五歳と三歳の二児がある。彼は週給六磅を得て居り年額七十磅を支拂つてゐる家に住んでゐる。彼の言に従へば一ヶ年三百磅の收入に對して一家族四名の生活は最大限度なので彼の同輩たちの中には子供が一人あるのもあり、全然ないものが多い状態である。彼も妻も非常に子供好きなので現在一人の子供があり、女兒ならもう一人あつてもよいと思つてゐるほどである。併し第三児を家族に加へると云ふことは生活程度の低下を意味するのでその實現は容易なことではない。夏期休暇を犠牲にしたり、衣類を節約して貧乏くさくすることも望まないし、まして食費を切詰めることは健康維持の上から忍び得ぬことであり、借家に住むとしても現在以上に經濟的な生活は出来ない。従つて二児の將來の爲にも現在の家族數を固持することが最も好ましいと云ふのである。

彼の陳述には二つの重要な理由がある。一は生活程度の問題でこれは所謂糊口を凌ぐに足る最少限度のそれではなく、彼の階級相應の社會的標準を維持せんとするもので、これは今日の西洋文明社會には相當根強く民心を支配してゐるものである。他は親としての「児への責任の問題で、その子供たちによき教育と就職の機會を與へ、よき社會人たらしめんが爲だと云ふのでこれには利己主義的な考慮は含まれてゐない。第三の理由として考へ得ることは近年彼の屬する階級に於ては產兒制限が強化される傾向のこと、その理由としては婦人の社會的地位の變化が擧げられてゐる。近

年多くの婦人は結婚前に就職し、從つて經濟力を有し、比較的自由な休養や娛樂生活に慣れて來てゐる。從前の狀態に反して今日では結婚は自由と收入を奪ひ、出産による犠牲は更に大きい。この場合には夫妻とも子供好きであつたので社交其他のより自由な日常生活を犠牲にすることを意としなかつたのであるが、それでも子供が漸く成長して偶に留守番に委ね得るに至れば夫婦で外出するのが普通で、夫として妻にも閑暇、安逸な生活を興へんと望むのが常であると稱してゐる。

次に労働階級の代表として選ばれたのはヨークシャイアの姉妹である二人の女工である。姉は獨身であるが、幼時その父は一家の扶養者としての能力なく母が主として家族を養はなくてはならなかつた。故に子供たちは幼時から家計補助の爲に働くねばならず、弟は十二歳の時に半日は工場に働き彼女自身も同様であつた。母は事情が許せば子供を通學させておきたかつたし、彼女たちも學校に行きたかつたのであるがそれは出來ない相談であつた。母と彼女は晝間は働き、夜は家事に携つた。次いで母が艱れ、妹は當時僅かに七歳であつたので、全責任が彼女の雙肩に懸つて來た。爾來彼女は一家の生計を支へて來たのである。

妹は結婚して一人の子供がある。彼女は貯蓄して住宅を購入し子供が生れたのは結婚後五年を経てからであつた。第一子は非常に歓迎されたが、第二子の誕生は室数の不足、子供の將來、定収なくその額も其場々の事情によつて變化するので家計の不如意などの理由により制限されてゐる。故に彼女は定収ある職を得んと希望してゐる。

こゝでも生活程度、子供の將來、住宅、母性としての苦勞などが問題となつてゐるが、事務員の場合と異なる理由は、生活程度が、こゝでは社會的條件でなく、食はんが爲の問題に引下げられてゐる。尤もそれも程度の問

題で低ければ低いなりに矢張り人間らしい生活を望んで産児の制限をしてゐることは前者と同様である。

既に生れてゐる子供の爲に産児を制限すると云ふことは兩者共同様であるが、その理由が事務員の場合は子供の高等教育の爲であつたのが、労働階級では子供が幼時から働く必要のない爲にと云ふのであつた。中產階級では一人が働いて一家を支へるのが普通であるが、労働階級では幾人かが働き、それに扶養を要する家族員のあるのが常である。以前は子供は家計の助けとなり大家族の歓迎された時代があつたが、現在は最早その時代は去り、子供は收入の少い労働階級にとつては過重な負擔でしかなくなつてゐる。一には子供の在學期間が長くなり、就職時期が遅れて來たと云ふこともある。それに社會的概念が變化して子供の権利が認められて來たと云ふことがある。親が子供を育てることはその老年に至つて子供に養つて貰ふこともある。親が子供を育てる時代は去りつゝあるのである。母である一勞働婦人は云ふのである。「一生働いて子供を育てた人々に對してはその老年を安樂に暮せる爲に何等かの社會施設が出來てもよさうなものだ。青年たちに親を養ふ爲にその青春を犠牲にさせる」と云ふ法はない」と。現在では未だその施設なく、大家族にとつては子供たちの成長せらる後も親の扶養が相當の問題となり、屢々その子の婚期を遅らせ、或は生涯その機を逸することも稀ではない。

出産率低下の問題に關してはこれらの人々は餘り興味を感じてゐないやうであつたが、社會的施設の擴張が必要であると云ふ點では一同の意見が一致してゐた。それは養老保険、託児所、學校給食などの制度を改革充實せしむべきであると云ふのであつた。子供を母の手から離しすぎるのは好ましくないから各兒に對して家族手當を與へるのがよいと云ふ意見も出た。併しこれらの事は生活程度の改善には效果はあつても家族數を増加することには餘り影響はあるまいと云ふ意見も出た。こゝに社會政策上困難な問題が横つてゐると考へられるのである。住宅改良の問題が話題に上つたが中產階級にとつては家賃が收入の相當額に達するので實現が困難であることになり、こゝに初めて人口問題は政治的問題となり、社會立法の問題となつて來るのである。公私の問題の分歧點がこゝにある。これは第一の場

合には全然見られぬ問題であつた。中產階級には各自の問題として解決の餘地ある點が後者には國家が生活能力を伴ふ職業を與へぬ限り、他の社會的立法を以て援助する以外に解決の途なく、こゝで人口減少の問題は國家の責任として事態が發展して來るのである。

失業者の代表は獨身の一青年である。彼には婚約者があるが彼の失業は經濟的に彼等の結婚を許さない。他の多くの青年男女の爲せる失敗（漫然とどうにかなるだらうと獨斷的に遂行し後日破綻を來せし結婚）を繰返へさせぬ爲に彼等は苦しくとも何時迄も機會の來るのを待つてゐるのだと云ふ。この貧困地域では就職は非常に困難なのでこの青年の希望は生活程度の低下を怖れると云ふよりも一種の夢にも等しいことなのである。彼等には責任を以て子供を育てる境遇は許されてゐない。併し多くの人々の中には絶望の底から責任を忘れ子供を持つものもある。彼等は最早人間らしい生活をするなどと云ふことは考へやうともしなくなるのである。

これらの人々にとつて對策の問題は左程興味がなかつたやうである、彼らには貯蓄の機會なき爲、結局國家がこれららの階級を如何にすべきかと云ふことになり、こゝに初めて人口問題は政治的問題となり、社會立法の問題となつて來るのである。公私の問題の分歧點がこゝにある。これは第一の場

等には人口減少の危険などと云ふことに關しては考へる餘地がないやうであつた。特に失業青年には人口過剩こそ重要問題と見えたのである。彼は云ふのである。「産兒を制限する人々は社會的條件がそれを強要してゐるのでその子供たちが人生に希望を持ち得る如き状態にあれば誰も好んで制限などはしない」と。この説によれば出産率の低下は現代文明とその社會政策への無言の批判だと云ふことになる。

上述の理由を検討してみると戰爭以外には經濟的なもののみと考へられるかも知れない。併し子供を持つことそれ自體に大きな悦びをもつ親たちのあることも忘れてはならない。それ故に分娩の苦痛、養育上の苦勞や經濟的困難を排してまでも第三子の出生を望むものも少くないのである。

要するにこゝで判明したことは今日の英國人の大多數は如何なる事情の下にあつても三人以上の子持を望んでゐないと云ふことである。將來社會施設が如何様に擴張されようとも前世紀の如き大家族主義に戻るとは考へられない。而して一般人のかゝる態度に對しては一見政治家も經濟學者も無力であるかに考へられるのであるが、その將來への対策は専門家に残された問題として注目されてゐる。

## 後篇 投書の解説

これは前篇の放送に關して全國から集つた投書に對する解説であるが、

その内容は大體前者と同様で、一般人の體験をあるがまゝに綴つたもので、相當眞剣なものである。その數は男子一四七名、女子一六五名、性別不明者四〇名で合計三五二名からのものであつた。男子の中七七名は既婚

者が子供のことに觸れて居り、女子の中一三五名は既婚者で九一名が子供のことに觸れて居る。女子の中一三五名は既婚者で九一名が子供のことに觸れて居り、女子の五五%は母としての態度をとつてゐるが、父としての態度を明かにした男子は三七%であつた。これは女子は親子の關係を個人の問題として扱つてゐるに反し、男子はこれを社會政策的見地より論じてゐるによるものと考へられる。彼等の階級別については約半數が判明したのみであるが、それらの分類は知識階級三三%、下級俸給生活者階級二九%、労働者階級三八%であつた。これによつてみると、これらの投書は稍上層の社會階級の意見に偏してゐることが明かとなる。それは其日々の生活に追はれてゐる多くの労働者たちは特殊問題の放送を聞き、それに對して投書すると云ふが如き精神的餘裕なき爲であらう。

子供の數は區々で一人もないのから十七人までのがある。約百五十件では正確に子供の數が判明してゐるが、中一人のもの三十二件、二人のもの三十五件あり、この兩者の數が最も多い。次に三人のもの一九件、四人のもの一七件であるが、子供の數の増すと共に家族數は減少してゐる。これらの中二〇件に於てのみ子供のないことが明かにされてゐるが、八件は子供を欲して居り、六件は否定してゐる。一人子の家庭では約四分の一がより多くの子供を欲して居り、六人以上の子供のある二十一家族では、二件に於てのみ兩親が子供の數がより少ければよかつたと云つてゐる。而して大家族を否定するのは常にその經驗なき小家族であると云ふ傾向があら。

こゝで出産率低下の原因として擧げられたものをその重要性に従ひ列記してみる。

一、純經濟的因素——低收入で大家族を養ふことの困難と生活の不安よ

り来る悪影響。頻繁なる失業。

## 二、戦争による子供の生命への不安。

### 三、住宅難。

### 四、分娩時に於ける生理的苦痛と子女養育の経費。

### 五、婦人の社會的地位の變化。

### 六、他に附けたりの理由として家事手傳人の不足が擧げられてゐる。

右の原因對策への具體案は擧げられて居らず、暗示されるに止まつてゐる。即ちそれには社會制度の變更、増俸、低廉なる住宅の供給、無月謝の中等學校、幼兒を持つ父母への家族手當、課稅率低下（但し獨身者を除く）、既婚婦人の解雇、より完備せる補助金制度などが含まれてゐる。注目すべきことは養老年金制の改革が家族手當と共に強調されてゐることである。

階級別の色彩はこの投書では餘り認められない。

次に投書の中の代表的な意見を若干拾つてみる。投書家の大部分は發表された意見に例へ不賛成の點ありとしても、企てられし放送そのものに對しては賛成の意を表してゐる。

産兒制限に對して自然の法則に反する行爲として强硬にそれを否定してゐるものがある。併し多くの人々は人口の減少を國家の滅亡と關聯して考へることを快しとしてゐない。彼等は寧ろ少數人口を歓迎してゐる。或は英國は過剩人口に悩んでゐると考へてゐる。遠き將來のことなど考慮することなく過剰に悩む現状を救へとか、人口を三千萬（一九三八年には約四千萬であつた）で安定させておけとか、失業對策として人口を減少せしめよとか云ふ意見に對して對談では主催者が詳細にそれらの意義をより科學的に説明し、その考へ方の過誤を指摘したものであつた。

勿論大家族を歓迎するのもあるが、これは寧ろ例外的である。

大多數の投書家は出産率に關しては國家的見地から考へてゐるが、さうかと云つて自發的に制限を中止しようなどとは考へてゐない。彼等は低收入とか住宅難とか云ふことのみでなく、全體の經濟機構から考へてそれは不可能なことだと考へてゐるやうである。六十五歳の停年制に達した後、如何にして暮すかの問題がある。老後の生活の不安がある。勞働階級の貧困の不合理を憇へたものもある。倫敦の一熟練工（週給六磅）の妻は五人の子供の母であるが、人間らしい生活標準を保つ爲には子供は二、三人でよいと云つてゐる。彼女は女子が一生の中の最も華かなるべき青春より中年の活動期間を満足に養へもせぬ子女の成育と家事に無理算段をして過すことの矛盾を説き、子供を養老保險視することの矛盾を指摘してゐる。多くの人々は子供たち自身の爲にも少數家族を主張してゐる。而して大家族のための貧困の經驗に懲りてゐるもののが悲惨なる實話が相當多數に亘つてゐる。反而亦八人の子持で收入もさう多くないにも拘らず、圓満な家庭を營むでゐると云ふのも一、二あつた。こゝでは大家族と云ふものに誇りをもつてゐるかに見える。さうかと思へば一外語教師はその生活程度維持と職責をよりよく完うする爲に子供を持つことを好まないが、老年に達して無聊を慰める爲の伴侶として養子をすることを提案してゐるものもある。この教師の如き事情にあつて尙子供のある家庭では女中など雇へぬ實情にあり、妻が家政の爲に疲れすぎるので、かかる場合には外部（政府）から救ひの手を差しのべるべきだと云つてゐる。

住宅問題——子供があると間數の多い家が必要であるが、子持には家を貸さない家主が多い。家事使用人も經濟的に得難いのが實情である。

婦人の地位が經濟的にも社會的にも變化して來て以前の如く家事のみに専念しなくなつてゐる。

現在の經濟機構では新しい機械の發明毎に失業者の増加を招來する。女子の高等教育は婚期を遅らせてゐる。男子の賃銀を増して既婚婦人を家庭に還らしめんとの聲がある。

分娩の苦痛も一部の婦人たちには過重な負擔であり、醫學的に苦痛なき簡便なる分娩方法の普及が望まれてゐる。一部の人々は現代の女子が生理的に變化して來たと云ふやうなことも稱へてゐる。

戰争の恐怖は相當に根強く民衆を心理的に支配して居り、殺す爲に子供を産むのは困ると云ふのが多い。

これらの投書は勿論限られた一部の人々の聲としてのみ扱はるべきもので一般國民の意志を代表するものとしては尙幾多の缺陷のあることも考へ得るのであるが、而も尙よく興味ある資料として或程度の代表的意見を提供してゐるものであり、これにより將來より廣範囲の調査を行ふ場合に國民はよくそれに協力するであらうとの一應の豫測もついた譯である。

本誌第二號に於て中川博士が「將來人口の計算に就て」を書かれたので、それと聯繫して「支那・滿洲に於ける將來人口の推定」に關する二論文を紹介することとした。

日・滿・支のブロックが考へられてゐる今日それらの基礎となる民族人口の發展に一應の見透を與へることは緊急な國家的問題の一だと思はれるからである。

周知の如く支那の人口統計は未だ全國的な國勢調査が實施されたことがないので、その總數は部分的な政府の記錄、文獻又は局地的な實態調査を根據にして支那全體の人口を推定した「想像された數」に外ならない。従つてそこには推計する個人の相違によつて驚くべき膨大な計算上の差違が存在してゐるのである。

現在英國は第二次大戰の眞中にあり、獨逸の壓倒的武力戦の前に佛國に次ぎ一路没落の過程を辿りつつあるかの觀がある。今この現状を三年前 英國國民の人口問題への關心と關聯せしめてみると、相當高き文化の水準を経て老い行く民族の姿とでも云ふべきものを如實に見る如く感ずるのである。(大月照江)

## 支那及滿洲に於ける將來人口の推定

○陳長衡氏「中國近百八十餘年來人口增加之徐速及民勢之變遷」(原登東方雜誌)

○尾崎西郷氏「滿洲人口の增勢。二十年後の人口現象」(南滿洲鐵道株式會社調查部、滿鐵調查研究資料第一編「滿洲の人口問題」九三頁)

を構成してゐるので、若し支那が實態的な國勢調査を行つたならば世界人口の研究は充分な統計的正確性に基づいた結論を示すことが出来るであらうと述べてゐる。(Raymond Pearl: The natural history of population P.251)

## II 支那の人口增加推定

### 支那人口數の資料

陳長蘅氏の支那最近百八十年の人口增加に關する統計資料は大部分官廳統計に根據して計算したものであつて乾隆六年から民國十二年までの百八十一年間の人口總數は左の如くである。

年	度	人	口	數	備	考	錄
(乾隆六年)							
西曆二七四年	十四年	一四三、四一〇、五五九	東	清	同		
西曆二七五年	二十二年	一七七、四九五、〇三九	華	清	同		
西曆二七六年	二十四年	一九〇、三四八、三三八	道	通	清		
西曆二七七年	二十七年	一九四、七九一、八五九	光	通	清		
西曆二七八年	二九年	二〇〇、四七二、四六一	西曆二八一年	通	同		
西曆二七九年	三十二年	二〇五、五九一、〇一七	西曆二八二年	通	同		
西曆二七十年	三十六年	二〇九、八三九、五四六	道	清	同		
西曆二七一年	四十年	二二四、六〇〇、三五六	西曆二八三年	清	同		
西曆二七二年	四十五年	二六八、二三八、一八一	西曆二八四年	同	同		
西曆二七三年	四十六年	二七七、五五四、四三一	西曆二八五年	通	同		
西曆二七四年	四十七年	二七九、八一六、〇七〇	西曆二八六年	考	前		
西曆二七五年	四十八年	二八三、〇九四、〇〇〇	西曆二八七年	前	考		
西曆二七六年	四十九年	二八八、八六三、九七四	西曆二八八年	前	前		
西曆二七七年	五十年	二九四、八五二、〇八九	西曆二八九年	考	前		
西曆二七八年	五十五年	三〇一、四八七、一一五	西曆二九年	前	前		
西曆二七九年	五十八年	三二三、二八一、七九五	西曆二九〇年	考	前		

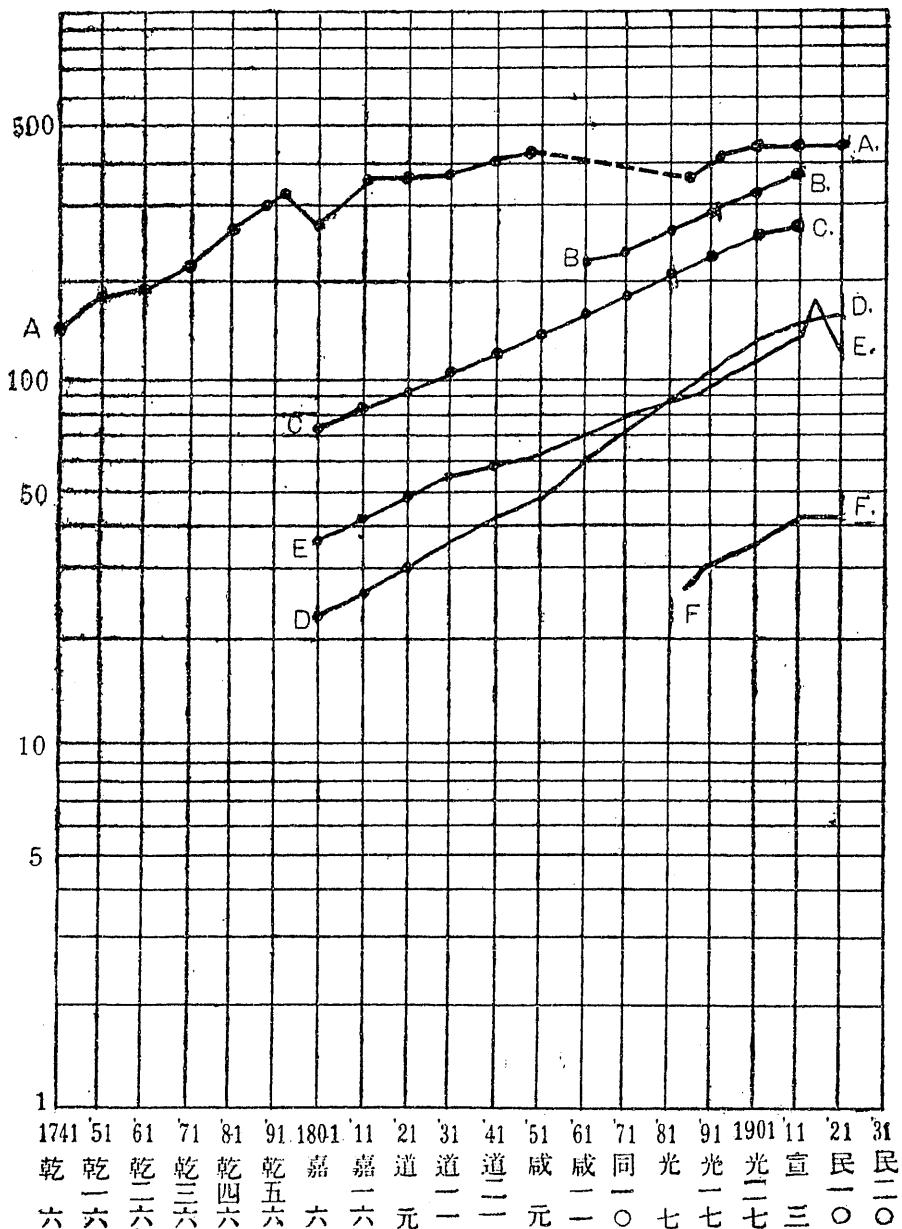
嘉慶二十九年	二九六、九六八、九六八
嘉慶三十一年	二七五、六六一、〇四四
嘉慶三十二年	二九〇、九八一、九八〇
嘉慶三十三年	二九三、二八三、一七九
嘉慶三十四年	二九五、二三七、三一一
嘉慶三十五年	三〇一、二五〇、六七三
嘉慶三十六年	三三三、一八一、四〇三
嘉慶三十七年	三〇一、二九一、七二四
嘉慶三十八年	三五八、六一〇、〇三九
嘉慶三十九年	三六一、六九〇、七九一
嘉慶四十一年	三一六、五七四、八九五
嘉慶四十二年	三三一、三四〇、四三三
嘉慶四十三年	三一〇、一、一六〇、五四五
嘉慶四十四年	三五五、五四〇、二五八
嘉慶四十五年	三七二、四五七、五三九
嘉慶四十六年	三七五、一五三、一二二
嘉慶四十七年	三七九、八八五、三四〇
嘉慶四十八年	三八三、六九六、〇九五
嘉慶四十九年	三八六、五三一、五一三
嘉慶五十一年	三九五、〇〇〇、六五〇
嘉慶五十二年	三九四、七八四、六八一
嘉慶五十三年	三九七、一三二、六五九
嘉慶五十四年	三九五、〇〇〇、六五〇
嘉慶五十五年	三九八、九四二、〇三六
嘉慶五十六年	四〇一、七六七、〇五三
嘉慶五十七年	四〇四、九〇一、四四八
嘉慶五十八年	四〇五、九二三、一七四
嘉慶五十九年	四〇九、〇三九、九九九
嘉慶六十一年	四一八、一五〇、六三九

二十年  
二十一年  
二十二年  
二十三年  
二十四年  
二十五年  
二十六年  
二十七年

四一二、八一四、八二八  
四一三、四五七、三二一  
四一三、〇一一、四五二  
四一七、二三九、九一七  
四一九、四四一、三三六  
四二一、三四三、七三〇  
四二一、一二一、一二九  
四二四、九三八、九〇〇

(西曆一八四九年)  
二十八年  
二十九年  
四一二、九八六、六四九  
三十一年  
咸豐元年至十一年  
同治元年至十三年  
光緒元年至十一年  
中法戰後  
(西曆一八八五年)  
十一  
無調查

三七七、六三六、〇〦〇  
參考  
十八省社會科學季刊  
第三卷第四期



(中日戰後)  
二十八年  
(庚子役後)  
三十一年

四二一、〇〇〇、〇〇〇 十八省 同前

一年から一七九三年に至る五十二年間の人口數は一四三、四一〇、〇〇〇  
から二二二、一八〇、〇〇〇に増したのであるから公式に代入すると

$$\log(1+r) = \frac{\log 313.280.000 - \log 143.410.000}{52}$$

$$\log(1+r) = \frac{8.4959327 - 8.1565794}{52} = \frac{0.3393533}{52} = 0.006526$$

(日俄戰後) 三十一年	四二八、一一四、〇〇〇	全國	同前
(西曆一九〇〇年) 十一月	四二八、四一五、〇〇〇	十八省	同前
(西曆一九〇〇年) 十一月	四三八、三七三、六八〇	全國	海關調查內二 十一行省爲郵
(西曆一九〇〇年) 十一月	四四三、三七三、六八〇	全國	務部民國五年調查

### 支那人口增加數の數學的分析

今半對數圖表を用ひて最近百八十二年の毎十年人口總數を記入すると歴  
年の人口増加の速度が明かに表示される。このグラフによつて百八十二年  
の人口増加が三期に分れてゐることを知ることが出来る。即ち乾隆六年か  
ら乾隆五十八年に至る期間が人口増加が最も速かであり、乾隆五十八年か  
ら道光二十九年に至る期間は人口増加が暫し緩漫であり道光二十九年から  
現在までの人口増加は更に緩漫である。

各期間の平均増加率は複利計算法と同じく幾何學的増加をなし次の人口  
増加の公式で與へられる。

$$P_n = P_0 (1+r)^n$$

この公式中  $P_0$  は某年の既知の人口數  $P_n$  は  $n$  年後の人口數、(數)  $_1$  は人  
口の單位、 $n$  は毎年増加率を示す。 $n$  の値は次の方程式によつて解かれる。

$$\log P_n = \log P_0 + n \log(1+r)$$

$$\text{或は } n \log(1+r) = \log P_n - \log P_0$$

$$\text{或は } \log(1+r) = \frac{\log P_n - \log P_0}{n}$$

この公式中  $P_0, P_n, n$  が皆な既知なる場合未知數  $r$  は對數表によつて容易に  
求め得る。この公式によつて乾隆六年から乾隆五十八年（即ち西曆一七四  
き僅に八人弱の増加である。

支那及滿洲に於ける將來人口の推定

對數表によつて

$$\log(1+r) = \frac{8.4959327 - 8.1565794}{52} = \frac{0.3393533}{52} = 0.006526$$

再び對數表によつて對數 0.006526 の眞數 1.01514を得

$$\text{故に } 1+r = 1.01514$$

$$\text{故に } r = 1.01514 - 1 = 0.01514$$

故に第一期人口増加の平均率は千分の一五・一四即ち毎年千人に付き十五  
人弱の増加である。乾隆五十八年から道光二十九年（即ち西曆一七九三年か  
ら一八四九年）に至る五十六年間は人口數三一三、一八〇、〇〇〇から四  
一二、九八〇、〇〇〇に増加した。よつて公式を用ひると

$$1+r = 1.00495$$

$$\text{故に } r = 1.00495 - 1 = 0.00495$$

故に第二期人口増加の平均率は千分の四・九五、即ち毎年千人に付き約五  
人の増加である。

道光二十九年から民國十二年（即ち西曆一八四九年から一九二三年）に至  
る七十四年間の人口數は四一二、九八〇、〇〇〇から四八三、三七〇、〇〇〇  
に増加した。公式を用ひると

$$1+r = 1.00081$$

故に  $r = 1.00081 - 1 = 0.00081$

故にこの第三期の平均人口増加率は僅かに千分の〇・八一即ち一萬人に付

今各期の人口増加率を示せば左表の如くである。

毎年千人に付  
平均増加率

$$\text{故に } n = \frac{0.30103}{0.0013959} = 216 \text{ 年}$$

故に求めた11倍になる年数は一百十六年である。

時 期	年 數
(乾隆六年至乾隆五十八年) (西曆一七四一年至一七九三年)	五二
(乾隆六年至道光二十九年) (西曆一七八四年至一八四九年)	一〇八
(乾隆五十八年至道光二十九年) (西曆一七九三年至一八四九年)	五六
(嘉慶五年至民國十二年) (西曆一八〇〇年至一九一三年)	一一三
(道光十五年至民國十二年) (西曆一八三五年至一九一三年)	八八
(道光二十九年至民國十二年) (西曆一八四九年至一九一三年)	七八
(光緒十一年至民國十二年) (西曆一八八五年至一九一三年)	三八
(乾隆六年至民國十二年) (西曆一七四一年至一九一三年)	一八一
(西曆一七四一年至一九一三年)	六・一五
P <sub>1</sub> = P(1 + r) <sup>n</sup>	一一・四二

滿洲の統計的人口數は  
四・九五

一、自然增加

二、社會增加

三、新發見增加

の三要素からなる。

従つて滿洲國の將來人口の推定はこれらの基準となる諸要素に如何なる  
數値を與へるかが最初の問題である。

更に支那最近百一十三年の人口増加の平均率を標準として支那の人口が  
11倍になる年数を需めると次の如き答を得る。

Pは現在の人口總數、P<sub>1</sub>は1倍になつた時の人口總數、nは1倍にな  
つた時の需める年数とすれば次の公式を得る。

$$P_1 = P(1 + r)^n$$

$$\text{即ち } (1 + r)^n = \frac{P_1}{P} = \frac{2P}{P} = 2$$

對數式に直し

$$\log(1 + r) = \log 2$$

既知の増加率を代入し

$$n \log(1 + 0.00322) = \log 2$$

$$\text{故に } n = \frac{\log 2}{\log 1.00322}$$

對數表によれば

### III 滿洲の二十年後の人ロ推定

が往年の三分の一乃至二分の一に激減し、加ふるに其の入離満差即ち殘留率が五〇%から一二%以下に低下したと謂ふ現實を見落せないために、寧ろ過去二十年間の増加率よりも鈍化する結果となつて居る。

即ち、第一表「自然増加のみに依る累年増加數」に於ては、自康徳四年至康徳二十三年二十年間に五百餘萬人の増加に過ぎないが、此の増加率勢は滿洲人口増加の恒久的部を形成するものであつて、他の社會的増加及未調査部分の増加が解消した後に於ても増加發展するものであるから、滿洲人口純増加部分と謂はるべきものであらう。(自然増加率を千分の七とする)

第一表 自然増加のみに依る累年増加數

年 次	人 口 數	増 加 數
康 徳	同 同	同 同
四 年	三五、五八五、三四六	二四七、三六六
五 年	三五、八三四、四四三	二四九、〇九七
六 年	三六、〇八五、二八四	二五〇、八四一
七 年	三六、三三七、八八一	二五一、五九七
八 年	三六、五九二、二四六	二五四、三六五
九 年	三六、八四八、三九二	二五六、一四六
一〇 年	三七、一〇六、三三一	二五七、九三九
一一 年	三七、三六六、〇七五	二五九、七四四
一二 年	三七、六二七、六三七	二六一、五六一
一三 年	三七、八九一、〇三〇	二六三、三九三
一四 年	三八、一五六、二六七	二六五、三九三
一五 年	三八、四三三、三六一	二六七、〇九四
一六 年	三八、六九二、三三五	康 徳
一七 年	三八、九六三、一七一	同 同
一八 年	三九、二三五、九一三	同 同
一九 年	三九、五一〇、五六四	同 同
二〇 年	二七四、六五一	同 同

### 入満支那移民を加へた累年増加數

次に第二表「入満支那移民を加へた累年増加數」に於ては、第一表に入満支那移民の絶對數のみを加へたのであるが、其の結果は、支那移民の入満數を今後毎年四十萬人とし殘留率を一〇%—A表、三〇%—B表、五〇%—C表として次の如く推定せられる。

即ち二十年後に於ける人口増加數は

A 表	B 表	C 表
四一、四一八、五三一	四三、〇二八、五三一	四四、六二八、五三一
六、〇九〇、五五一	七、六九〇、五五一	九、二九〇、五五一

であつて、殘留率を五〇%と見積つたC表の場合に於ても、過去二十年間に於けるよりも其の増加速度が低調である。

だが此の算出は、入満支那移民の自然増加を全然見て居ないから、此の關係を第三表「入満支那移民暨其の自然増加數を加へた累年増加數」に於て行くことにする。

第二表 (A) 入満支那移民を加へた累年増加數

年 次	人 口 數	増 加 數
康 徳	同 同	同 同
四 年	三五、六二五、三四六	二八九、〇九七
五 年	三五、五一四、四四三	二九〇、八四一
六 年	三六、二〇五、二八四	二九二、五九七
七 年	三六、四九七、八八一	二九四、三六五

八年 三六、七九二、二四六

二五六、一四六

三九、四七六、二六七

三八七、〇九四

九年 三七、〇八八、三九二

二九七、九三九

三九、八六三、三六一

三八八、九六四

〇年 三七、三八六、三三一

二九九、七四四

三九〇、八六六

三九〇、八六六

一年 三七、六八六、〇七五

三〇一、五六二

四〇、六四三、一七一

三九二、七四二

二年 三七、九八七、六三七

三〇三、三九三

四一、〇三五、九一三

三九四、六五一

三年 三八、二九一、〇三〇

三〇五、二三七

四一、四三〇、五六四

四一六、五七四

四年 三八、五九六、二六六

三〇七、〇九四

四一、八四七、一三八

四七八、五一〇

五年 三九、二二二、三三五

三一〇、八四六

四二、三三五、六四八

四〇〇、四六〇

六年 三九、五三三、一七一

三一〇、八四六

四二、六三六、一〇八

四〇二、四三三

七年 三九、八三五、九一三

三一四、六五一

四三、〇二八、五三一

四三、〇二八、五三一

八年 三四〇、一五〇、五六四

三一八、五一〇

四五四、三六五

四五七、九三九

九年 三四〇、四六七、一三八

三一〇、四六〇

四五〇、八四一

四五九、七四四

十年 三四〇、七八五、六四八

三一〇、四二三

四五二、五九七

四五九、七四四

(B) 十年 三四〇、一〇六、一〇八

一

四五六、一四六

四五九、七四四

次年 三四一、四二八、五三一

一

四五七、九三九

四五九、七四四

人 口 數

增 加 數

四五七、九三九

四五九、七四四

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

德 年

三九、四七六、二六七

三九、八六三、三六一

三八八、九六四

一一一

同

三九〇、八六六

一一一

同

三九二、七四二

一一一

同

三九三、八六三

一一一

同

三九四、七四四

一一一

同

三九五、八六三

一一一

同

三九六、九二三

(C) 一二一

同

三九七、九一三

一二一

同

三九八、八六三

一二一

同

三九九、七四四

一二一

同

三一〇、五六二

人 口 數

增 加 數

三九、四七六、二六七

三九、四七六、二六七

二〇年 四三、一八七、一三八  
 二一年 四三、六六五、六四八  
 二二年 四四、一四六、一〇八  
 二三年 四四、六二八、五三一  
 次に第三表「入満支那移民並其の自然増加數を加へた累年増加數」に於ては  
 $(\text{人口數} + \text{支那移民數}) \times \frac{1}{100}$  の算式に依り、前表と同様に殘留率  
 10%—A表、30%—B表、50%—C表として次の如く推定せられる。  
 即ち此の方式に依る時は二十年後に於ける人口増加數は

人 口 數	增 加 數
四一、四九〇、〇一九	六、一五一、〇三九
四三、二一三、〇〇五	七、八七五、〇一五
四四、九三五、九八九	九、五九八、〇〇九

であつて、此の場合に於ても、過去二十年に於ける人口増加數に及ばない。

第三表(A表) 入満支那移民並其の自然増加數を加へた累年増加數

年 次	人 口 數	増 加 數	加 數
三四、六二五、六二五	二四七、六四六	二四七、六四六	人
三五、九一五、二八五	二四九、六五九	二四九、六五九	
三六、二〇六、九七二	二五一、六八七	二五一、六八七	
三六、五〇〇、七〇一	二五三、七二九	二五三、七二九	
三六、七九六、四八六	二五五、七八五	二五五、七八五	
三七、三九四、三四一	二五七、八五五	二五七、八五五	
三七、六九六、三三一	二五九、九四〇	二五九、九四〇	
三八、〇〇〇、四七五	二六二、〇四〇	二六二、〇四〇	
一 一 一 一 一 一 一	二六四、一五四	二六四、一五四	

年 次	人 口 數	增 加 數	加 數
一〇〇年	三五、七〇六、一八六	三五、七〇六、一八六	人
九九年	三六、〇七六、九六九	三六、〇七六、九六九	
八八年	三六、四五〇、三四八	三六、四五〇、三四八	
七八七年	三六、八二六、三四〇	三六、八二六、三四〇	
七六年	三七、二〇四、九六四	三七、二〇四、九六四	
七五年	三七、五八六、三三九	三七、五八六、三三九	
七四年	三七、九七〇、一八三	三七、九七〇、一八三	
七三年	三八、三五六、八一四	三八、三五六、八一四	
七二年	三八、七四六、一五二	三八、七四六、一五二	
七一年	三九、一三八、二一五	三九、一三八、二一五	
七〇年	三九、五三三、〇二三	三九、五三三、〇二三	
六九年	三九、九三〇、五九四	三九、九三〇、五九四	
六八年	四〇、三三〇、九四八	四〇、三三〇、九四八	
六七年	四〇、七三四、一〇五	四〇、七三四、一〇五	
六年	四一、一四〇、〇八四	四一、一四〇、〇八四	
五年	四八、〇〇〇、四七五	四八、〇〇〇、四七五	
四年	二六四、一五四	二六四、一五四	
三年	二六二、〇四〇	二六二、〇四〇	
二年	二五九、九四〇	二五九、九四〇	
一年	二六四、一五四	二六四、一五四	
一〇〇年	三八、〇〇〇、四七五	三八、〇〇〇、四七五	

年 次	人 口 數	增 加 數	加 數
一〇〇年	三八、三〇六、七五八	三八、三〇六、七五八	人
九九年	三八、六一五、一八五	三八、六一五、一八五	
八八年	三八、九二五、七七一	三八、九二五、七七一	
七八七年	三九、二三八、五三一	三九、二三八、五三一	
七六年	三九、八七〇、六三五	三九、八七〇、六三五	
七五年	四〇、一九〇、〇〇九	四〇、一九〇、〇〇九	
七四年	四〇、五一一、六一九	四〇、五一一、六一九	
七三年	四〇、八三五、四八〇	四〇、八三五、四八〇	
七二年	四一、一五一、六〇八	四一、一五一、六〇八	
七一年	四一、四九〇、〇一九	四一、四九〇、〇一九	
七〇年	二八三、八六一	二八三、八六一	
六九年	二八六、一二八	二八六、一二八	
六八年	二八八、四二一	二八八、四二一	
六七年	二六六、六三一	二六六、六三一	
六六年	二六九、三三八	二六九、三三八	
六五年	二七二、〇六三	二七二、〇六三	
六四年	二七七、五七一	二七七、五七一	
六三年	二八〇、三五四	二八〇、三五四	
六二年	二八三、一五七	二八三、一五七	
六一年	二八五、九七九	二八五、九七九	
一〇〇年	二六六、二八三	二六六、二八三	

一九年 四一、五四八、九〇五  
二〇年 四一、九六〇、五八七  
二一年 四二、三七五、一五一  
二二年 四二、七九三、六一七  
二三年 四三、一一三、〇〇五

(C表)

年次	人口數	増加數
四年	三五、七八六、七四六人	一四八、七六六人
五年	三六、二三八、六五三人	二五一、九〇七
六年	三六、六九三、七二四	二五五、〇七一
七年	三七、一五一、九八〇	二五八、二五六
八年	三七、六一三、四四四	二六一、四六四
九年	三八、〇七八、一三八	二六四、六九四
十年	三八、五四六、〇八五	二六七、九四七
十一年	三九、〇一七、三〇八	二七一、二三三
十二年	三九、四九一、八二九	二七四、五一
十三年	三九、九六九、六七二	二七七、八四三
十四年	四〇、四五〇、八六〇	二八一、一八八
十五年	四〇、九三五、四一六	二八四、五五六
十六年	四一、九一四、七二八	二八七、九四八
十七年	四二、四〇九、五三一	二九一、三六四
十八年	四二、九〇七、七九八	二九四、八〇三
十九年	四三、四〇九、五五三	二九八、二六七
二十年	四三、九一四、八二〇	三〇一、七五五
二一年	四四、四二三、六二四	三〇五、二六七
二二年	四四、九三五、九八九	三〇八、八〇四
二三年	三一二、三六五	三一二、三六五

二八八、八二二  
二九一、六八二  
二九四、五六四  
二九七、四六六  
三〇〇、三八八

二九一、六八二  
二九四、五六四  
二九七、四六六  
三〇〇、三八八

して推定を下して來たのであるが、其の結果をここに改めて綜合すれば次の如くなる。

即ち、滿洲國人口は夫れ自體の自然増加率のみに依る時は、二十年後の將來に於て四〇、六二八、五三一人に達し、五、〇四三、一八五の増加であつて年平均増加は二五一、一五九人強である。

次に「入満支那移民を加へた累年増加數」に於ては

年	人口數	増加數	年平均增加數
A表	四一、四三八、五三一	六、〇九〇、五至一	三〇三、〇二八
B表	四三、〇二八、五三一	七、六九〇、五至一	三八三、〇二八
C表	四四、六三八、五三一	九、二九〇、五至一	四六三、〇二八
人 口 数	四一、四九〇、〇一九	六、一五二、〇三九	三〇七、六〇三
增 加 数	七、八七五、〇二五	三九〇、七五一	
年 平 均 增 加 数	九、五九八、〇〇九	四七九、九〇〇	

となるのであるが、C表に於ける年平均増加四六三、〇二八人は注目に値するものと謂はねばならぬ。

次に「入満支那移民並其の自然増加數を加へた累年増加數」に於ては

となるのであるが、以上の方程式に依る時は何れも年平均五十萬の増加には達しない。

然しながら、前にも觸れた如く、此の外に未調査部分の人口關係を考慮することが絶対に必要であるから、之を右の推定數に加へれば、二十年後の滿洲人口數は一體どれ程の數に達するものであらうか。

### 未調査部分の人口數を加へた二十年後の滿洲人口

民計畫に依る人口數並其の増加數を除いた満洲人口の二十年後に於ける絶對數を算出することにする。

康徳三年の満洲人口は三五、三三七、九八〇人であつて、其の増加數に占むる未調査部分の人口數は、九四八、六四〇人であつた。而も、此の數字は此の部分の人口數が將來に向つて加速度的に減少する傾向を示して居るものであるが、今後行政機能の浸透と共に完全に發見さる此の部分の人口數は一體幾何に推定さるべきものか、之等未發見、未調査の人口資源は、發見調査の如何に關せず、夫れ自身の生成發展の過程にあるのであつて、之が人口數の基礎確定は二十年後の満洲人口の推定には、重要な意義を持つものと謂はねばならない。

素より、此の未調査の實在人口は、實際は康徳四年以後の人口統計に其の若干部分を累年計上されて行くのであるが、今は假に其の實在人口が康徳四年に全部調査されるものとして、上記と同様の推定の方法に依り二十年後の將來を見て行くこととする。では此の未調査實在人口は幾何か。尾崎氏は此の人口數を康徳三年の一〇%三、五〇〇、〇〇〇人と推定する。

其の結果は次表の如く二十年後の將來に於て三、九九六、〇二三人となり、約五十萬人の增加を示すことになる。此の人口數並增加數は、夫れが實在人口であるが故に、純增加人口に準ずる人口と稱すべきものであらう。

第四表 未調査實在人口の累年增加數

年 次	人 口 數	增 加 數
康 徳 四 年	三、五〇〇、〇〇〇	二四、五〇〇
同 五 年	三、五二四、五〇〇	二四、六七二
同 六 年	三、五四九、一七二	二四、六七二

C'	B'	A'	C	B	A	表	表	表	表	表	表	人 口 數	增 加 數	年平均增加數
四五、四二四、五五四	四五、四二四、五五四	四七、〇三四、五五四	一〇、〇六六、五七四	一一、六六六、五七四	一一、六六六、五七四	五〇四、三九一	二六、八二六	二六、八二六	二七、〇一三	二七、〇一三	二七、〇一三	三、八五九、〇五二	三、八六六、〇六五	三、八六六、〇六五
四六、九三二、〇一二	四七、二〇九、〇二八	四五、四六六、〇四二	一〇、一四八、〇六三	一一、八七一、〇四八	一一、八七一、〇四八	五〇七、四〇三	二七、三九三	二七、三九三	二七、三九三	二七、三九三	二七、三九三	三、九一三、二六七	三、九一三、二六七	三、九一三、二六七
四六、九三二、〇一二	四七、二〇九、〇二八	四五、四六六、〇四二	一〇、一四八、〇六三	一一、八七一、〇四八	一一、八七一、〇四八	五九三、五五二	二七、五八五	二七、五八五	二七、五八五	二七、五八五	二七、五八五	三、九四〇、六六〇	三、九四〇、六六〇	三、九四〇、六六〇
四六、九三二、〇一二	四六、九三二、〇一二	四六、九三二、〇一二	一一、九四四、〇三二	一一、九四四、〇三二	一一、九四四、〇三二	六七九、七〇一	二七、七七八	二七、七七八	二七、七七八	二七、七七八	二七、七七八	三、九六八、二四五	三、九六八、二四五	三、九六八、二四五

以上に依つて満洲國人口は此の未調査實在人口三、九九六、〇二三人を加へることに依つて二十年後の人口の絶對數を次の如く推定せられる。

於ても、日本の百萬戸五百萬人の國策移民數を全然算入せずして、五四、四二四、五五四人となり、年平均增加數は五〇四、三二九人である。

吾々は此の五十萬人の增加數に對して、決して奇異の觀を持つべきでは勿論ない。日本の場合に於ては、夫れは約倍數であり過去五年間昭和五一〇年に於て、四百八十萬の增加を示した事實を想起するならば、滿洲人口の累年五十萬人の增加は、何等奇異とするに足りない。

而も、以上は日本の百萬戸五百萬人の集團移民計畫を、全然除外した滿洲人口數なのである。

五百萬人移民計畫に於ける五百萬人の人口數は、單に送出數に過ぎないのであるから、二十年後に送出數が五百萬に達する迄には、十九年間に送出された移民の自然增加數は、相當な數になつて居るものと觀ねばならぬ。

(註) 内地人口の自然增加率は人口千に付一三・〇八である(列國國勢要覽昭和十二年版)

更に考慮を要することは、康德三年に於ける滿洲人口數の中には、國策移民とは別に、既に入満して居る日本人口が相當數——内地人一八九、五〇八人、朝鮮人八六三、九五七人(註 滿鐵附屬地の日本人人口を含ます)に達して居るのであるから、今後に於ても、斯る移民計畫外に自然に流入する日本人口は、移民計畫の活潑なる進展と併行表裏して増加していくことは、極めて自然な人口發展現象と思はれるから、ここに所謂「幾何級數」的な人口の發展激化が其の後に來るものと、今日に於て豫見することは決して妥當を失するものと謂ふを得ないと結論してゐる。

(註) 滿鐵附屬地の移譲により同年に於ける同地域の日本人口を加算すれば内地人三九二、七四四、朝鮮人八九四、七四四(小山榮三)

### シーボルトと弟子高良齋との問答大意

(埋め草)

文政六年七月來朝した蘭館醫シーボルトは日本に滯留中門人等に問題を提出し、答を求めたが、左は其中高良齋との間に交された出生率死亡率等に關する問答の大意である(「シーボルト」研究八五—八七頁)

(問) 日本の男女の平均年齢は何歳か? 日本の何處に長壽の人が居るか?

(答) 男女とも六十歳は高齢といふ事になつてゐる。七十歳に達する人もある。「古稀の人」或は「古稀の壽」といひ、古來稀なりといふ意味である。時には八十歳、九十歳の人もある。百歳の人は五十年か百年に一人位である。高齢な人は山の中とか邊鄙の所に居る。時には町にも居る。

(問) 日本の女子の月經初潮は何歳で來るか? 何歳で子を生むか?

(答) 初潮は平均十四歳である。時には十五歳或は十六歳以後に始まる。十三歳以下では見られないが、此の年齢で子供を作る事は出來る。

(問) 日本では男子と女子と何れが多く出生するか? 其割合は如何、歐羅巴にては男兒二十人に對し女兒二十一人の割合なるが、日本にては女兒稍多かるべしと考ふ。

(答) はつきりとは分らぬが、歐洲に於けるよりも女子が多く生れる様である。

(問) 日本にては一年間に百人中何人死亡するか? 歐羅巴にては三十三人に付一人死亡する。日本にては尙ほ少きかと考へらる。

(答) 日本にては二十二人に一人の割合で死亡する。歐洲に於けるよりも多く死ぬ。

# 彙報

以上あるときは各夫婦毎に報告すること

ム 内地語理解の程度

(二) 出産力に関する調査事項

イ 娠孕の順位

ロ 結果

配偶者につき別添の調査票に調査事項を記入せしむ

## 内地在住朝鮮人出産力調査の施行

- (一) 夫婦に関する調査事項
- |              |            |         |          |        |            |
|--------------|------------|---------|----------|--------|------------|
| イ 氏名         | ハ 生年月      | ニ 夫の本籍地 | チ 子の教育程度 | ニ 発生年月 | ハ 性別       |
| ロ 創氏改名の場合は舊名 | ト 現在生存、死亡別 | ホ 妻の民籍  | ト 子の職業   | ホ 発生場所 | ム 現在生存、死亡別 |

前回の本研究所出産力調査にひきつづき今回更に財團法人中央協和會の協力により内地在住朝鮮人（有配偶者）の出産力調査を施行することとなつたが、其の要綱を掲ぐれば次の如くである。

### 内地在住朝鮮人（有配偶者）出産力調査要綱

#### 一、調査目的

本調査は内地在住朝鮮人の結婚年齢、職業、教育程度、收入、内地在住の期間等が出産力と如何なる関係を有するかを調査し、内地在住朝鮮人の實情認識の基礎資料の一部となさんとするものである。

#### 二、調査客體

内地在住朝鮮人（單なる旅行者を除く）の有配偶者にして現に内地に於て妻と同棲するものを對象とす  
註（一）内縁關係でも事實上の妻として同棲するものは之に含む。  
(二) 正式の妻を朝鮮に残し内地に於て他の婦人と同棲せる場合は其の婦人につき報告すること  
(三) 妻が内地人たると朝鮮人たるとを問はず報告すること  
(四) 世帯別調査にあらざるを以て一世帶二夫婦

尙、本調査に於て使用する調査票は別掲の如くである。

### 人口問題研究所研究報告會

本年五月中に於ける本研究所研究報告會の題名及報告者氏名は左の如くである。

第十七回 民族周流理論（前回の續き）

館 研究官

五月三日

第十八回 出生率減退に關する一考察

中川調査部長

五月十日

第十九回 德川時代に於ける出生及死亡率

關山研究官

五月十七日

第二回 婚姻統計の方法に就て

岡崎研究官

五月廿四日

秘

## 内地在住朝鮮人(有配偶者)出産力調査表

昭和15年8月1日現在

番號	氏名		創氏改名の場合は舊姓名		生年月		夫の本籍地		現住所		寄留届 未了		
	夫				明治大正昭和年月								
(一) 夫妻に關する調査事項	妻				明治大正昭和年月	妻の民籍 朝鮮内地其の他					未了		
	事實上の婚姻年月		婚姻の形態		婚姻の場所		初婚・再婚の別 夫 初婚 再婚 妻 初婚 再婚	兄弟姉妹の順位 人 男 人 女	I	II	III	IV	
	明治大正昭和年月	普通婚姻 入夫婚姻 重婚的 内縁 單婚的											
	渡來年月	渡來前の職業 (内職も記入のこと)	渡來直後の職業 (内職も記入のこと)	婚姻當時の職業 (内職も記入のこと)	現在の職業 (内職も記入のこと)	現在月平均收入額				郷里へ送金の有無	公の扶助金の有無		
	明治大正昭和年月					30圓以下	31圓以上	71圓以上	101圓以上	有	無	有	
	明治大正昭和年月					70圓以下	100圓以下					無	
	教育程度										内地語理解の程度		
	夫	無就學	書堂	小學校 退卒	中等學校 退卒	専門學校以上 退卒					完	不完	無
	妻	無就學	書堂	小學校 退卒	中等學校 退卒	専門學校以上 退卒					完	不完	無
	備考												
(二) 出産力に關する調査事項	妊娠順位	結果	性別	發生年月	發生の場所	現在生存死別	子の職業	子の教育程度					
	0	妊娠なし											
	1	出生	早産死産流產	男女	明治大正昭和年月	内地内地外	生存死亡		無就學	書堂	小學校 在退卒	中等學校 在退卒	
	2	出生	早産死産流產	男女	明治大正昭和年月	内地内地外	生存死亡		無就學	書堂	在退卒	在退卒	
	3	出生	早産死産流產	男女	明治大正昭和年月	内地内地外	生存死亡		無就學	書堂	在退卒	在退卒	
	4	出生	早産死産流產	男女	明治大正昭和年月	内地内地外	生存死亡		無就學	書堂	在退卒	在退卒	
	5	出生	早産死産流產	男女	明治大正昭和年月	内地内地外	生存死亡		無就學	書堂	在退卒	在退卒	
	6	出生	早産死産流產	男女	明治大正昭和年月	内地内地外	生存死亡		無就學	書堂	在退卒	在退卒	
	7	出生	早産死産流產	男女	明治大正昭和年月	内地内地外	生存死亡		無就學	書堂	在退卒	在退卒	
	8	出生	早産死産流產	男女	明治大正昭和年月	内地内地外	生存死亡		無就學	書堂	在退卒	在退卒	
	9	出生	早産死産流產	男女	明治大正昭和年月	内地内地外	生存死亡		無就學	書堂	在退卒	在退卒	
10	出生	早産死産流產	男女	明治大正昭和年月	内地内地外	生存死亡		無就學	書堂	在退卒	在退卒		
備考													

調査者

管轄警察署名

厚生省

人口問題研究所

## 第廿一回 將來人口の計算に就て

中川調査部長 五月卅一日

## 二、調査事項は

- (一) 實地調査に在つては別掲「醫療實地調査票」所載の事項。

## 厚生省衛生局の國民醫療調查

厚生省衛生局に於ては今回國民醫療狀況の精確なる調査を施行することになつたが、本調査今後の集計結果は人口政策上の一資料としても期待されるところ極めて多い。

一、調査地域は次の如く各地方、大小各種都市より農山漁村に亘つてゐる。

大都市	工場地帶中約二千戸 商業地帶中約二千戸 住宅地帶中約二千戸	東京 大阪 兵庫	調査施行府縣
中都市	人口十萬以上中約二千戸	福岡	
小都市	人口三萬乃至五萬中約千五百戸	宮城、福岡	
大町村		宮城、兵庫	
醫療普及せる千戸乃至二千戸の町村	福岡		
醫療不便なる千戸乃至二千戸の町村	宮城、兵庫		
有開業醫村にして三百戸乃至五百戸のもの			
醫療に不便なき無醫村にして三百戸乃至五百戸のもの	宮城、福岡		
醫療に不便なる無醫村にして三百戸乃至五百戸のもの			
公立診療所々在村にして三百戸乃至五百戸のもの	宮城、福岡		

大都市

工場地帶中約二千戸  
商業地帶中約二千戸  
住宅地帶中約二千戸

東京  
大阪  
兵庫

調査施行府縣

三、調査員は實地調査及調査に關する事務に從事するもので國民醫療調査員と呼ばれ、府縣職員、市町村吏員其の他適當なる者を以て當てられ、府縣知事の推薦に依り厚生大臣之を囑託す。

更に府縣知事は「醫療實地調査票」所載の事項の實地調査に從事せしめる爲調査員の中より實地調査員を命ずる。

なほ國民醫療調査員の職務の種別其の擔當範圍等に付ては府縣知事の定むる所に依る。

四、調査の方法については實地調査に先き立ち先づ準備調査を行ふこととし、

(一) 調査の準備として、(1)實地調査員は各調査世帯に付き準備調査を行ひ「準備調査簿」を作成、また

(2) 實地調査の施行上必要な事項 (調査地區番號、所得階級區分其の他) は準備調査簿及市町

村吏員たる調査員の調査する所に依り實地調査員に指示される。更に(3)調査員は世帶番號札に世帶番號を記入し實地調査員をして各世帶の最も

見易き場所に貼附せしめる。なほ(4)府縣知事は「調査地區調」表を作成して之を厚生大臣に報告することになつてゐる。

## (二) 實地調査の

(1) 調査期間は本年秋より一ヶ年間繼續施行さるるもので、

宮城、福岡

(2) 調査の實施方法については、實地調査員が毎月十日迄に各戸を訪問して前月分の調査事項を

實地調査票に記入する。實地調査票の記入に付ては別冊「國民醫療實地調査事務要綱」に掲ぐる所に依る。

(3) 集計及報告 (イ) 實地調査員は毎月十五日迄に前月分の實地調査票に毎月調査票送致目録を添へ府縣知事の定むる調査員に送致 (ロ) 府縣知事は實地調査を行ひたる月の翌月末迄 (例へば九月分の實地調査票に付ては十一月末日迄)

に市町村要計表、所得階級及職業別疾病狀況所得階級及職業別治療費額、醫師又は歯科醫師に支拂ひたる治療費内訳表、及び所得階級及職業別の病類別受療日數等の諸表を作成し、之に實地調査票を添へ厚生大臣に報告する。

(4) 地域概況調査は調査地域に選定せられたる地区的病類別受療日數等の諸表を作成し、之に實地調査票を添へ厚生大臣に報告する。

(5) 地域概況調査は調査地域に選定せられたる地区的病類別受療日數等の諸表を作成し、之に實地調査票を添へ厚生大臣に報告する。

五、經費については、府縣に對し調査世帯數一世帯に付凡そ一圓の割を以て調査に要する經費が交付される。調査に要する諸用紙は厚生省に於て作成し府縣に交付される。

六、其の他、府縣知事は調査地域 (市に在りては區町丁名等を記入)、調査の對象たる世帯數、任命すべき調査員の氏名、現職名及擔當せしむべき事務の種類、調査事務處理方法其の他参考となるべき事項を具して經費の交附申請書を厚生大臣に差出することになつてゐる。



世帯主名	(一)世番	(二)世人	(三)所得階級	(四)主ナル職業			(五)疾病及受療狀況			(六)治療費方法			(七)治療費額		
				農水產業	工業	商業	醫療從事者	年齡	性別	醫師二對スル	醫師二對スル	處方箋	資(普通)	資(醫保又ハ)	資(疾病保險)
帶號	所得者	所得者	(1)年百圓以上	農業員	會社員	資業員	其ノ活勞者	年齡	男女	醫師二對スル	醫師二對スル	處方箋	資(普通)	資(醫保又ハ)	資(疾病保險)
帶號	男女計	男女計	(2)百圓未滿	工場勞動者	其ノ活勞者	業員	其ノ活勞者	性別	男女	醫師二對スル	醫師二對スル	處方箋	資(普通)	資(醫保又ハ)	資(疾病保險)
人	人	人	(3)第一級	其ノ活勞者	其ノ活勞者	業員	其ノ活勞者	年齡	男女	醫師二對スル	醫師二對スル	處方箋	資(普通)	資(醫保又ハ)	資(疾病保險)
人	人	人	(4)第二級	其ノ活勞者	其ノ活勞者	業員	其ノ活勞者	性別	男女	醫師二對スル	醫師二對スル	處方箋	資(普通)	資(醫保又ハ)	資(疾病保險)
人	人	人	(5)第三級	其ノ活勞者	其ノ活勞者	業員	其ノ活勞者	年齡	男女	醫師二對スル	醫師二對スル	處方箋	資(普通)	資(醫保又ハ)	資(疾病保險)
健	康	保	險	名	稅	業	業	性別	男女	醫師二對スル	醫師二對スル	處方箋	資(普通)	資(醫保又ハ)	資(疾病保險)
者	者	者	號	納	納	業	業	年齡	男女	醫師二對スル	醫師二對スル	處方箋	資(普通)	資(醫保又ハ)	資(疾病保險)

## (八) 医師又ハ歯科醫師ニ對スル支拂ノ内譯表

疾 病 / 種 類	受療延日數	醫			療			費					
		診察料	薬 價	手術料	處置料	入院料	検査料	處方箋料	其ノ他 ノ文書	醫師又ハ 歯科医師 ニ委託費	歯科費	其ノ他	合 計
内 科 的 病 患		圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
外 科 的 疾 患		圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
小 兒 科 的 疾 患		圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
眼 科 的 疾 患		圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
耳 鼻 咽 喉 科 的 疾 患		圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
產 婦 人 科 的 疾 患		圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
皮 膚 泌 尿 器 科 的 疾 患		圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
外 伤		圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
傳 染 病 的 疾 患		圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
精 神 病 的 疾 患		圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
齒 科 的 疾 患		圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
其 他		圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
月 分		圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
計		圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓

地 調 查 票

## 地域概況調査票

市町村

(一)面積	町歩	内 譜	田 畠	町歩、山林	町歩	宅地	坪	
(二)戸及人數口	戸	人口	男 女	名 名	計		名	
(三)租税負擔額 (昭和十四年度分)	稅目	納稅人員	納稅年額	一人平均	課稅除外人員	市町村稅額 圓		
所得稅								
營業收益稅								
特別稅戸數割					人			
(四)財政 (昭和十四年度分)	歲入 經常部 臨時部 計	圓	歲出 經常部 臨時部 計	圓	內衛生費 經常部 臨時部	圓	圓	
(五)住民ノ主ナル生業 (多キ順ヨリ記入ノコト)	業 業 業 業 業	割 割 割 割 割	分 分 分 分 分	業 業 其ノ他		割 割	分 分	
(六)診療所分布	診療所名稱	開設者	中央ヨリノ距 離	病院ノ非別	患者收容定員	勤醫師數	務數	備考
(七)調用療所 スル地域 内接ノ區 住民町 ノ利診	診療所名稱	開設者	利用者ノ居 住スル地域 ヨリノ距離	病院ノ非別	患者收容定員	勤醫師數	利用者數	備考

備考 (一) 市ニ在リテハ(一)及(四)ノ事項ハ當該市ノ全地域ニ付調査スルコト

(二) (二)戸數及人口ハ準備調査ノ結果ニ依ル

(三) (六)及(七)ノ欄ハ記入欄不足ノ場合ハ別紙ニ記入スルコト

厚生省豫防局の東京、大阪兩市に於ける兒童健康診斷成績の發表

厚生省豫防局に於ては東京、大阪兩市の學童に對し昭和十四年九月（大阪は十月）より今年三月に亘りツ

東京、大阪兩市に於ける兒童健康診斷成績調（昭和十四年度）

ベルクリン反應試験を行つたが其の集計結果は次の如くである。

小 尋 常 科 計	學 年 性 別		東 京 市		大 阪 市	
	男	女	男	女	男	女
六年	四、二四八	三三九	四、二四八	三三九	〇・一	〇・五
五年	四、四〇六	三一〇	四、四〇六	三一〇	四・八	四・八
四年	八、六五四	二三九	八、六五四	二三九	六八七	五四三
三年	三、一五一	二三九	三、一五一	二三九	一、四二七	五一四
二年	三、三五八	二九六	三、三五八	二九六	三六九	五六一
一年	六、五〇九	三一〇	六、五〇九	三一〇	五七	五六一
尋常科一年	三、七一〇	三九〇五	尋常科一年	三九〇五	六八	五六一
尋常科二年	三、九〇五	七六一五	尋常科二年	七六一五	六三	五六一
尋常科三年	六、五〇九	二八三九	尋常科三年	二八三九	四七	五六一
尋常科四年	三、一四五	二六一九	尋常科四年	二六一九	三五	五六一
尋常科五年	五、九八七	三一九	尋常科五年	三一九	七二〇	五六一
尋常科六年	二、六二九	三三一	尋常科六年	三三一	三七五	五六一
尋常科計	三、一四六	三七九	尋常科計	三七九	七三〇	五六一
尋常科計	三、九五七	三八一	尋常科計	三八一	一、三三七	五六一
尋常科計	三、九七〇	三九一	尋常科計	三九一	一、三三〇四	五六一
尋常科計	二、九三三	三九五	尋常科計	三九五	二、六四一	五六一
尋常科計	二、九三三	三一四	尋常科計	三一四	三、二七四	五六一
尋常科計	二、九三三	三一七	尋常科計	三一七	三、〇二九	五六一
尋常科計	二、九三三	三〇七	尋常科計	三〇七	六一九	五六一
尋常科計	二、九三三	三九三	尋常科計	三九三	六一六	五六一
尋常科計	二、九三三	三九五	尋常科計	三九五	六一四	五六一
尋常科計	二、九三三	三九七	尋常科計	三九七	六一九	五六一
尋常科計	二、九三三	七九一七	尋常科計	七九一七	六一九	五六一
尋常科計	二、九三三	二〇、五三四	尋常科計	二〇、五三四	六一九	五六一
尋常科計	二、九三三	二一、九三三	尋常科計	二一、九三三	六一九	五六一
尋常科計	二、九三三	四二、四六七	尋常科計	四二、四六七	六一九	五六一

高等科一年	男	女
二、六八八	五一·五	〇·二
一、五八三	四七·一	〇·三
四、二七一	四九·八	〇·三
三、二二二	五七·一	〇·三
一、九六五	五二·二	〇·六
五、一七七	五四·五	〇·五
五、九〇〇	四五·九	〇·四
三、五四八	五二·八	〇·三
九、四四八	三六·六	〇·五
二六、四三四	五六·二	〇·五
二五、四八一	四五·九	〇·四
五一、九一五	三六·六	〇·三
三五·〇	三三·四	〇·四
總計	小計	高等科計
備考	本表中比率は百分比とす	

高等科一年	男	女	計	高等科計	小計	總計	備考
二、六八八	五一·五	〇·二	〇·二	〇·二	〇·二	〇·二	
一、五八三	四七·一	〇·三	〇·三	〇·三	〇·三	〇·三	
四、二七一	四九·八	〇·三	〇·三	〇·三	〇·三	〇·三	
三、二二二	五七·一	〇·三	〇·三	〇·三	〇·三	〇·三	
一、九六五	五二·二	〇·六	〇·六	〇·六	〇·六	〇·六	
五、一七七	五四·五	〇·五	〇·五	〇·五	〇·五	〇·五	
五、九〇〇	四五·九	〇·四	〇·四	〇·四	〇·四	〇·四	
三、五四八	五二·八	〇·三	〇·三	〇·三	〇·三	〇·三	
九、四四八	三六·六	〇·五	〇·五	〇·五	〇·五	〇·五	
二六、四三四	五六·二	〇·五	〇·五	〇·五	〇·五	〇·五	
二五、四八一	四五·九	〇·四	〇·四	〇·四	〇·四	〇·四	
五一、九一五	三六·六	〇·三	〇·三	〇·三	〇·三	〇·三	
三五·〇	三三·四	〇·四	〇·四	〇·四	〇·四	〇·四	
總計	小計	高等科計	計	備考	本表中比率は百分比とす		

### 昭和十三年全國結核死亡統計の集計

厚生省衛生局に於ては内閣統計局死因統計を基とし  
昭和十三年に於ける全國結核死亡統計の種々なる集計  
を完成發表したが、其の内特に重要なものを擷ぐれ  
ば以下の如くである。

#### 昭和十三年地方別結核死亡率

(人口二萬二付)

地方別	全結核死亡	肺結核死亡
北海道	二七·一三	一八·六六
東京都	二五·三七	一八·七四
京都府	二六·一七	一八·八九
大阪府	二五·四八	一九·〇七
神奈川縣	二三·四八	一七·七八

岐阜縣	長野縣	兵庫縣	新潟縣	福井縣	群馬縣	栃木縣	埼玉縣	千葉縣	愛知縣	三重縣	奈良縣	大阪府	京都府	東京都	北海道	全結核死亡	肺結核死亡
一六·四九	一六·七七	一四·七七	一三·九八	一六·四九	一六·四九	一六·四九	一六·四九	一八·二八	一八·二八								
二三·一四	二一·五四	一九·三五	一九·三五														
三三·一四	一九·三五	一九·三五															
一六·四九	一九·三五	一九·三五															
九·九二	一·一	一·一															
九·四八	一·一	一·一															
九·三三	一·一	一·一															
九·二二	一·一	一·一															
九·一一	一·一	一·一															
九·〇〇	一·一	一·一															
八·九八	一·一	一·一															
八·八九	一·一	一·一															
八·七四	一·一	一·一															
八·六九	一·一	一·一															
八·五八	一·一	一·一															
八·四九	一·一	一·一															
八·三八	一·一	一·一															
八·二六	一·一	一·一															
八·一六	一·一	一·一															
八·〇九	一·一	一·一															
七·七四	一·一	一·一															
七·六九	一·一	一·一															
七·五七	一·一	一·一															
七·四九	一·一	一·一															
七·三七	一·一	一·一															

自明治三十九年  
至昭和十三年 人口一萬に對する全國結核死亡

## 職員健康保険法並船員保険法の實施

## 厚生省主催國民優生大講演會の開催

昭和八年以降の肺結核瘤の計数は呼吸器(気管及支の淋巴腺を含む)結核とす

厚生省豫防局では今第七十五回帝國議會の協賛を経て公布された國民優生法の主旨を徹底普及するを目的として、昭和十五年五月十七日神田一橋共立講堂に於て國民優生大講演會を開催した。其の講演題目及び講演者氏名を擧ぐれば次の如くである。

みならず、特に船員保険法に於ては養老年金制度等の割期的部面を開拓せるものとして注目に値するものである。なほ健康保険の給付範囲を被保険者の世帯員にまで擴張することを主旨とする第七十四回帝國議會協賛の健康保険法中改正法律も本年七月一日よりいよいよ實施の運びとなつた。

尙、参考の爲各種健康保険別の包畠人員概數を擧ぐれば、健康保険は五百萬人、労働者災害扶助責任保険は約六十萬人、國民健康保険は百五十萬人（本年中に三百五十萬に擴充の見込み）、職員健康保険は七十萬人、船員保険は十二萬人となつてゐる。

三百五十萬に擴充の見込み、職員健康保険は七十萬人、船員保険は十二萬人となつてゐる。  
いま新實施の職員健康保険法及船員保険法の大要を

折り本の如く、おれは（注）に取扱い原価割合を  
は當賣業者、「今」は我販賣業者（注）は當賣業

は船員保険法、「令」は職員健康保険施行令又は船員保険法施行令の略)

### 職員健康保険法(昭和十四年四月六日)に就て

本法は事務所、商店等の被保険者の健康の保持増進を圖ると共に其の生活の安定に資せんが爲の制度で、被保険者は勿論、事業主及政府も其の経費を負擔する國家の社會政策的制度であり、疾病又は負傷の際の療養費又は傷病手當金、分娩の際の分娩費或は出産手當金、死亡の際の埋葬料等を支給する目的とするものである。

被保険者中の主體たる強制被保険者は都市又は厚生大臣指定の町村にありて當時十人以上の使用者を使用する「法」定種類の事業所の使用者一年の報酬千二百圓以下の者である(「法」第十八條、「令」第八條)。この場合團體加入の規定もあり事業主は被保険者となるべき者の半數以上の同意を得て厚生大臣の認可を求めることになる(「法」第十九條、第二十條)。また強制加入の必要のない者に於ても同様の團體加入は可能である(「法」第二十一條、第二十二條)。其の外、被保険者が退職其の他の理由によつて被保険者の資格を喪失せる場合更に一定期間内續いて被保険者となることもできる(「法」第二十七條)。

保険事業經營の主體である保険者は政府と職員健康保険組合であるが、後者は事業主及其の事業所に使用せられる被保険者(常時三百人以上)を以て組織される法人格を有つ自治團體で、其の組合員たる被保険者の保険を管掌する。

保険事業に要する費用の負擔の中大體事務費に相當する額は國庫の負擔(「法」第七十三條)。保険料(標準)は結核豫防施設の經營、體育施設等も行はれる筈である。

報酬月額の千分の二十六)は事業主及被保険者が各一分の一宛を負擔する(「法」第七十五條)。但し前掲被保險者の資格喪失後に自ら續いて被保険者たる者は全額負擔(同上)、又少額所得(報酬月額十五圓未満)の被保険者に對しては事業主は二分の一以上を負擔する

(「法」第七十六條、「令」第九十八條)。なほ被保険者が陸海軍に徵集又は召集せられたときは保険料は免除されることになつてゐる(「法」第七十六條)。

當保險制度の實體たる保險給付に就いては、疾病又

は負傷の爲の療養費の支給は總費用の八割(「令」第七十六條)、支給期間は六月間である(「法」第七十八條第一項)。疾病又は負傷に關する保險給付は近い將來に於て被保険者の世帯員にも及ぶことになつてゐる

(「法」第一條)。また被保険者が傷病に罹り療養の爲に労務に服することの出來ない時は四月目(日給者に付ては十一日目)から労務不能の期間報酬の五割に相當する金額を傷病手當金として支給される(「法」第四十九條)。支給期間の限度は三月(日給者は六月)である

(「法」第五十條)。又、被保険者の死亡せる場合の埋葬料の支給は標準報酬月額の一月分に相當する金額(但し最低三十圓)であり(「法」第五十一條第一項)、被保險者の分娩せる場合の分娩費の支給は一千圓(「法」第五十二條)、分娩の日以前二十八日、分娩の日以後四十二日以内の休業に對しては標準報酬日額の五割に相當する金額を出産手當金として支給される(「法」第五十二條、「令」第八十二條)。

なほ本保険に於ては積極的豫防の趣旨を以て健康相

談施設の擴充、保健衛生思想の涵養、榮養改善施設等も行はれる筈である。

る(「法」第七十條)。

[參照]

### 職員健康保険法

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ノ事業所ニシテ市又ハ主務大臣ノ指定スル町村(以下指定町

村トス)ニ在ルモノニ使用セラル者ハ職員健康保険ノ被保険者トス

一 物ノ販賣ニ關スル事業

二 金融又ハ保險ニ關スル事業

三 物ノ保管又ハ賃貸ニ關スル事業

四 媒介周旋ニ關スル事業

五 集金、案内又ハ廣告ニ關スル事業

六 前各號ニ掲タルモノノ外勅令ヲ以テ指定スル事業

前項第一號乃至第五號ニ掲タル事業ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ職員健康保険ノ被保険者トセズ

一 第一項ニ規定スル者ヲ當時十人未満使用スル事業所ニ使用セラル者

二 健康保險ノ被保険者及健康保險法第十四條第二項ノ規定ニ依リ健康保險ノ被保険者ト爲ルコトヲ得ル者

三 一年ノ報酬千二百圓ヲ超ユル者

四 前各號ニ掲タル者ノ外勅令ヲ以テ指定スル者

船員保險法(昭和十四年四月六日)に就て

本法は四面環海の我が國が一朝有事の際に補助海軍として必要とする優秀船舶と優秀船員の國家的保護を

主旨として成立せるもので、船員をして永く安んじて其の職に留まらしむる爲め船員の老後及廢疾に對する生計の保障を主眼とし併せて其の疾病死亡等に對する經濟的保障を與ふるを目的とするものである。右の如く老齢及廢疾に關する年金制度を其の中軸となし疾病保險的性質は寧ろ第二次的となす點に於て本法は從來の健康保險、前掲の職員健康保險等と趣を異にし、我が國社會保險制度としては正に劃期的なるものといふべきである。

本保險の保險者は政府であり(「法」第二條)、本法の對象とする主要な被保險者、即ち強制被保險者は船員法第一條に規定する帝國臣民たる船員で本法施行地に船舶港を定むる船舶の乗組員である(「法」第十七條、「令」第十二條)。

本法に於ては疾病又は負傷に際しては療養の給付(「法」第二十八條)を爲すを第一とし、時に之に代へて療養費の給付を爲すこともある(「令」第二十三條、第二十四條)。療養給付の期間は六月間であるが、但し厚生大臣の指定する疾病(結核等)に對しては更に六ヶ月を加へて一年に及ぶ(「法」第三十二條)。療養中勞務不能の場合に其の期間支給せらるる傷病手當金の制度もあり、支給額は一日に付被保險者の資格喪失當時の標準報酬日額の百分の六十に相當する金額(「法」第三十二條)、支給期間は六月間である(「法」第三十二條)。本法の中心たる養老年金に就いては、十五年以上被保險者たりし者が其の資格を喪失して後五十歳を超えた時、又は五十歳を超えて其の資格を喪失した時に、其の者の死亡に至る迄支給されるもので(「法」第三十四條)、支給額は、被保險者たりし期間十五年以上十六

年未満に對し被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の二十五、被保險者たりし期間十五年以上一年を増す毎に其の一年に對し被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の一に相當する金額を加へたるものになる(「法」第三十五條)。この外、疾病又は負傷によつて惹起されたる廢疾者に對する廢疾年金及廢疾手當金の制度も設けられ(「法」第四十條)、廢疾年金の額は被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の二十五、被保險者たりし期間十五年以上一年を増す毎に其の一年に對し被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の一に相當する金額を加へたるものとなる。廢疾手當金の額は被保險者たりし全期間の平均標準報酬月額の七月分に相當する金額となる(「法」第四十一條)。更に脱退手當金(「法」第四十六條)及び死亡手當金(「法」第五十條)の制度もあり、死亡手當金は被保險者たりし全期間の平均標準報酬月額の三月分(最低百圓)となつてゐる。

尙、本制度運営上の必要經費の負擔は、國庫は療養の大精神を昂揚し社會事業報國の意圖を益々鞏固にして現下重大の時局に處して國策に即應する斯業萬全の方途を攻究し以て皇國の進運興隆と興亞の目的達成とに資せんとす。

三、會期 昭和十五年十月十日(木曜)十一日(金曜)  
十二日(土曜)三日間

四、開催地 東京

五、會場 總會場を日比谷公會堂となし各部會の會場は左記候補館所に就き交渉すること

## 紀元二千六百年記念全國社會事業大會 の開催

明治三十六年五月大阪市に於て同府下社會事業關係者主唱の下に第一回全國慈善大會の開催せられたのが社會事業に關する全國的大會の初めであるが、第三回以降は財團法人中央社會事業協會の主催となり昭和十年六月七日専門委員會に於て決定せる本大會開催に關する要綱を掲ぐれば次の如くである。

### 紀元二千六百年記念全國社會事業大會 要綱

#### 第一項 目的其他に關する事項

一、名稱 紀元二千六百年記念全國社會事業大會

二、趣旨 光輝ある紀元二千六百年に方り國立基

給付及傷病手當金支給以外の保險給付に要する費用の五分の一、其の他の保險給付に要する費用は總て船舶業者と被保險者との折半である。保險料率は報酬年額

千八百圓を超ゆる所謂高級船員(及資格喪失後任意繼續する者)に在つては其の標準報酬月額百圓に付六圓四十錢の割、其の他の被保險者に在つては同じく月額百圓に付八圓二十錢の割である。

六、主催 厚生省、財團法人中央社會事業協會

業組合中央會、帝國教育會、日本青年館、青山會館

協調會館、女子會館、芝公會堂、日本赤十字社、產

七、後援 内務省、陸軍省、海軍省、司法省、文部省、拓務省、對滿事務局

八、協賛 東京府、東京市、其他本大會開催に協賛をなす團體

### 第一項 組織並協議に關する事項

#### 一、大會の組織

(一) 大會には總裁を推戴すること

(二) 大會には名譽會長並會長以下必要なる役員を設ぐること

名譽會長は厚生大臣、會長は財團法人中央社會事業協會長の職に在る者を之に推すこと

#### (三) 協議員

協議員は別項に定むる所の本大會出席有資格者たること

#### 二、大會の行事

(一) 式典

(二) 厚生大臣表彰

(三) 大會會長表彰

(四) 協議

(五) 講演

(六) 視察

(七) 御苑拜觀を申請すること

### 三、諮詢事項

(一) 厚生大臣諮詢

(二) 陸・海軍大臣諮詢

(三) 司法大臣諮詢

### 四、協議事項

現下非常世局に際し、銚後國民生活の安定に萬全を期し以て國力の充實培養を圖るは我が社會事業に於てせられたる重大任務たり、仍て斯業の各分野に於て夫々適切なる事業の實施と之が擴充強化とに力むるの要あることは言ふを俟たざれども更に其の全面に亘る綜合的見地より現在當面する重要諸問題を討議攻究し以て之が解決處理に斯業の統制ある積極的活動を展開すること極めて緊要なり、乃ち刻下緊切なる諸問題を擧げて協議部門を左の如く定めむとす

#### 第一部 國民保健に關する事項

本部門に於ては左記例の事項を取扱ふこと

一、母性並兒童保健

一、結核、精神病、癲病及性病

一、醫療保護

一、國民健康保險

#### 第二部 勞働保護に關する事項

本部門に於ては左記例の事項を取扱ふこと

一、勞務者福利

一、職業保護

一、勞動婦人保護

一、勞動少年保護

一、移住其他種民問題

一、講演

一、視察

一、厚生大臣諮詢

一、御苑拜觀を申請すること

#### 第三部 經濟保護に關する事項

本部門に於ては左記例の事項を取扱ふこと

一、小商工業者の生活問題

一、家族生活保護と人口問題——家族を國家社會の單位とするならば、家族生活の保護強化を圖

ること

ること

#### 第四部 軍事援助に關する事項

八三

本部門に於ては左記例の事項を取扱ふこと

一、司法保護思想の啓發普及

一、對象者の職業保護

一、被保護者の大陸移民

#### 第六部 教育並教化に關する事項

本部門に於ては左記例の事項を取扱ふこと

一、教育と社會事業

二、宗教と社會事業

一、社會教化

#### 第七部 社會事業組織化に關する事項

本部門に於ては左記例の事項を取扱ふこと

一、都市及農村問題と社會事業

二、社會事業の連絡並研究の問題

一、社會事業從事員の問題

### 司法省の支那事變前後に亘る一般及少年犯罪増減調

支那事變が國內犯罪現象に及ぼせる影響如何は種々の觀點より見て興味ある事柄  
であるのみならず人口政策的見地よりしても極めて重要な資料たるはいふ迄もな  
いが、司法省の調査による支那事變前後に亘る一般及少年犯罪の増減は以下の諸表  
の示すが如くである。

第一表 支那事變前後に於ける犯罪事件數調（新受事件）（司法省調査部調査）

月別	第一審裁判事件			總局件數	搜査事件			總局件數
	刑法犯	特別法犯	合計		刑法犯	特別法犯	合計	
昭和十一年一月	四、七五二	三、二三三	七、九八五	八、二九八	二八、一二〇	九、三八四	三七、五四	三一、七四四
二月	三、五八八	二、九六二	六、五五〇	七、〇一三	一六、九三四	七、八八八	二四、八二二	一九、七七六
三月	四、七六九	四、六七七	九、四四六	九、〇九一	二四、五八〇	一〇、六〇四	三五、一八四	三〇、〇七九
四月	六、六八六	四、六九三	一一、三七九	一〇、九七〇	三〇、九九三	九、二六七	四〇、二六〇	四二、〇一三
五月	七、二五六	四、八〇三	一二、〇五九	一二、一〇五	三四、四七四	九、九九六	四四、四七〇	四七、六九三
六月	七、一四二	四、九二〇	一二、〇六二	一二、一四五	三四、一七八	一、五二〇	四五、六九八	四七、五九〇

二、社會事業の助成並財源問題

一、社會事業の立法並行政問題

一、日滿支社會事業の協力問題

#### 五、豫備審議並議案

##### （一）地方に於ける豫備審議並議案の提出

協議事項に關しては道府縣、朝鮮、臺灣、樺太、  
關東州各地方社會事業協會若くは之に準する團體

毎に夫々管内に於ける豫備審議を行ひ其の具體的  
意見を取經め昭和十五年七月末日迄に財團法人中

央社會事業協會宛提出方を依頼すること

右期日は之を嚴守すること

##### （二）中央に於ける豫備審議並議案の整理

協議事項に關しては中央に於て豫め専門委員を委

嘱し各部豫備審議を行ひ地方提出議案の整理を爲

#### 二、參會者資格

#### 第三項 參會資格並協議員に關する事項

##### 一、參會人員

參會人員は三千名を限度とすること

すこと



十一月	四、六五八	三、一〇四	七、七六二	七、四九〇	一一、八八一	九、三三〇	三三、一〇一
十二月	四、八二五	二、七九四	七、六一九	七、六六一	二四、〇九九	八、五八一	三三、六八〇
昭和十四年一月	六、一七二	三、五〇一	九、六七三	九、四三四	二七、〇三〇	八、〇三九	三五、〇六九
二月	三、九四〇	一、九八七	五、九二七	六、二四〇	一一〇、三六八	六、四六五	二六、八三三
三月	四、九〇〇	二、一三四	七、〇三四	六、八七三	一一〇、五六五	五、六三八	二六、二〇三
四月	六、〇二〇	二、三一四	八、三〇三	一一一、六一四	一一一、九一	六、二八八	二九、九〇二
五月	五、二二八	二、三六八	七、五九六	一一二、九一	六、四二〇	二八、三三一	二八、七二二
六月	五、八三〇	二、八九七	八、七二七	一一三、六三六	七、七六一	二七、八三六	二七、八三六
七月	五、五〇四	三、一二九	八、六三三	一一四、六三六	八、八二〇	三三、五二八	三一、四九四
八月	五、〇四三	三、五五七	八、七二二	一一五、七〇八	八、七三八	二九、八四五	三〇、八六一
九月	四、八一四	三、三〇九	八、一二三	一一六、一〇七	二九、九三三	二九、一三五	二九、一三五
十月	四、七八八	三、二五六	八、〇〇四	一一七、八四〇	三〇、九五六	三〇、六八二	三〇、六八二
十一月	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一〇、二〇五	一〇、四七六	一〇、四七六	一〇、四七六
十二月	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一〇、二〇五	一一〇、二〇五	一一〇、二〇五	一一〇、二〇五

第二表 支那事變前後に於ける犯罪事件數の各月増減調

(第一表の新受事件合計に付)

年次	月別	事件別	昭和十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和十一年は 増 減	昭和十二年は 増 減	昭和十三年は 増 減	昭和十四年は 増 減
七月	七月	搜第一	三、七五〇	七、九八五	八、〇四九	三、七五四	一一一	一一一	一一一	一一一
六月	六月	查察	三、七五九	七、九八四	九、七二八	三、七五〇	一一一	一一一	一一一	一一一
五月	五月	搜第一	三、七六〇	九、七一〇	九、七一〇	三、七五〇	一一一	一一一	一一一	一一一
四月	四月	查察	三、七六一	九、七一〇	九、七一〇	三、七五〇	一一一	一一一	一一一	一一一
三月	三月	搜第一	三、七六二	九、七一〇	九、七一〇	三、七五〇	一一一	一一一	一一一	一一一
二月	二月	查察	三、七六三	九、七一〇	九、七一〇	三、七五〇	一一一	一一一	一一一	一一一
一月	一月	搜第一	三、七六四	九、七一〇	九、七一〇	三、七五〇	一一一	一一一	一一一	一一一
十二月	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一	一一一	一一一	一一一
十一月	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一	一一一	一一一	一一一
十月	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一	一一一	一一一	一一一
九月	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一	一一一	一一一	一一一
八月	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一	一一一	一一一	一一一
七月	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一	一一一	一一一	一一一
六月	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一	一一一	一一一	一一一
五月	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一	一一一	一一一	一一一
四月	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一	一一一	一一一	一一一
三月	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一	一一一	一一一	一一一
二月	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一	一一一	一一一	一一一
一月	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一、一二四	一一一	一一一	一一一	一一一

地 方 裁 判 所 管 轄 別 全 國 少 年 犯 罪 調 査	（司法省保護課調査）											
	昭和十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	平均年	昭和十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	平均年
和 大 奈 神 大 京 新 長 甲 静 前 宇 水 千 浦 横 横 東	八、六四七 三九、一八七	八、五五一 三三、三八五	八、四〇〇 三四、五八一	八、二三三 三〇、九五六	五、二九八 一、一九九	一一、一九九	八、六四七 三九、一八七	八、五五一 三三、三八五	八、四〇〇 三四、五八一	八、二三三 三〇、九五六	五、二九八 一、一九九	一一、一九九
歌 戶 阪 都 所 年 大 阪 滊 領 内 判 少	一、一〇六七 四八、六八四	一、一〇六七 四八、六八四	一、一〇六七 四八、六八四	一、一〇六七 四八、六八四	一、一〇六七 四八、六八四	一一、六四三 一〇、五五四	一、一〇六七 三九、一九三	一、一〇六七 三九、一九三	一、一〇六七 三九、一九三	一、一〇六七 三九、一九三	一、一〇六七 三九、一九三	一一、一九九
集 良 山 津 良 戸 阪 都 所 年 大 阪 滊 領 内 判 少	一、一〇六七 三九、一九三	一、一〇六七 三九、一九三	一、一〇六七 三九、一九三	一、一〇六七 三九、一九三	一、一〇六七 三九、一九三	一一、六四三 一〇、五五四	一、一〇六七 三九、一九三	一、一〇六七 三九、一九三	一、一〇六七 三九、一九三	一、一〇六七 三九、一九三	一、一〇六七 三九、一九三	一一、一九九
報 築 歌 戸 阪 都 所 年 大 阪 滊 領 内 判 少	一一、一九九 一一、一九九											
鹿 福 佐 熊 大 本 岡 賀 長 嶺	一一、一九九 一一、一九九											
兒 島 分 本 岡 賀 長 嶺	一一、一九九 一一、一九九											
島 分 本 岡 賀 長 嶺	一一、一九九 一一、一九九											

## 東京に於ける市民調査の施行

戦時下物資配給の正確なる基礎資料整備の必要から

東京府及市に於ては昭和十五年七月一日現在の府民調査及市民調査を施行したが、其の今後の集計結果は都巿人口問題上にも新しい一資料を加へるものとして期待されるところが多い。

特に東京市の市民調査に関する東京市民調査提要の一  
部を摘要すれば次の如くである。

一、調査の主旨 本調査は東京市民籍に關する最新資料を急速に徵收し一般生活必需品の需給調整に関する緊要な對策の樹立實行上須要なる基礎資料の作成整備を目的とする。

二、調査の時期 本調査は昭和十五年七月一日現在を以て調査す。

調査の範囲 本市内に定住する者を以て構成する世帯及び其の世帯員に付調査す。

但し左記を除外する。

龍所

とする。

をいふ。

(イ) 隨つて民法の住所とは大多數の場合一致す

るが、民法の住所の要件を無く生活の本據たる事を要するものでない。平常居住の場所であれ

ばよい。而して定住地は唯一のものと見るべきであるから交代二二升の家二生しへ歸る者三

きは何れか一軒に決めなくてはならない。

(ロ) 一時の旅行とか入院とかしてゐる者は平常居る壯勞の壯勞員二日から。

### 三) 水上生活者に就ては警視廳に依頼する事にな 居る十尋の十尋員に加へる

つてゐる。

調査票及調査の事項（調査表及調査事項に就いては別掲「市民調査票」参照）

**調査の機関** 本調査は區長が市長の指揮を受け區

の調査の執行を掌るのであって、之が執行に關する事務は隣組區域により隣組長に委嘱する。

## 調査の方法

( ) 調査票用紙その他の印刷物の交付 市民調査

経て隣組長に夫々交付する。

(二) 實查 隣組長は所屬町會名、隣組名、世帶番號を記入の上、一世帶正副二通宛市民調査表用紙を世帶主又は世帶管理者(準世帶の管理者)に配付する。

世帶主又は世帶管理者(以下世帶主とあるは世帶管理者を含む)は調査票用紙に各調査事項を記入し署名又は捺印の上七月一日迄に隣組長に提出する。

世帶主にして調査事項の記入をなすことの出来ない者ある時は隣組長は調査票蒐集の際、口頭を以て申告させ代つて記入をなし読み聞かせた上これを蒐集する。

(三) 調査票の検査、整理並に提出 隣組長は市民調査票の記入事項を仔細検査の上検印欄に検印、調査票の世帶番號順に整理し要計表を添へて七月三日までに町會長に提出する。町會長も亦其の町會所屬の世帶の要計表を作成し一通は手元に保管し他の一通に隣組長が作成せる要計表を添へて七月五日までに區長に提出する。區長は市民調査票を町會長より受取つた時は其の記入事項を一枚毎に検査し、誤謬又は脱漏ある時は隣組長をして其の訂正の手續を取らしめる。區長は其の手續を終つた後其の調査票に區に關する要計表、町會に關する要計表と隣組に關する要計表とを整理して七月七日までに市長に提出する。

### 七 要計表の作成(要計表畧)

(表)

隣組長 檢印	市 民 調 査 票			
昭和十五年七月一日現在	世帶主氏名		捺印	
所屬町會名	隣組名	世帶番號		
所轄警察署名	警察署	巡査派出所 又ハ駐在所名		
世帶所在地	區	町	丁目	番地 方
準世帶ノ種類	管理人ノ 民 名		瓦斯設備 ノ有無	有・ 無・
室 數	室 疊 數	疊	風呂用 燃 料	石炭・煉炭・其 ノ他
氏 名	男女 ノ別	出生ノ年月日	世帶ニ於 ケル地位	職 業
1.		年 月 日		
2.		年 月 日		
3.		年 月 日		
4.		年 月 日		
5.		年 月 日		

枚ノ内  
第  
號

東京府 東京市 ○ 警視廳

(裏)

	氏 名	男女 ノ別	出生ノ年月日	世帶ニ於 ケル地位	職 業	從業ノ場所
6.			年 月 日			
7.			年 月 日			
8.			年 月 日			
9.			年 月 日			
10.			年 月 日			
11.			年 月 日			
12.			年 月 日			
13.			年 月 日			
14.			年 月 日			
15.			年 月 日			
16.			年 月 日			
17.			年 月 日			

## 財團法人人口問題研究會の罹災

厚生省内に事務所を置いてゐた財團法人人口問題研

究會は昭和十五年六月二十日の火災に際し類焼の危を  
蒙り其の苦心蒐集せる文献の大半を喪失したが、厄後  
直ちに厚生省社會局生活課内に事務所を設け鋭意復舊  
に努めてゐる。

## 厚生科學研究會の創立並機關誌「厚生

### 科學」の創刊

時代の要求に添ひ厚生科學に關する理論並に應用の  
發達を促進する目的として創立された厚生科學研究  
會は既に其の發會式を昭和十五年一月二十三日公衆衛  
院に於て舉行し、別掲の如き會則を議定し、評議員  
選舉、理事互選を行ひ、また公衆衛生院長林春雄博士  
を會長に推せるものであるが、更に本年五月同會の機  
關誌として季刊「厚生科學」の第一卷第一號を刊行し  
た。其の内容目次は別掲の如くである。

### 3 其他本會ノ目的達成ニ資スル事業

#### 會員

##### 第四條 會員ヲ分チテ次ノ三種トス

###### 1 名譽會員

名譽會員ハ特ニ吾邦衛生ノ進歩改善ニ功勞大ナリ  
シモノニシテ總會ノ決議ヲ經テコレヲ推薦ス

###### 2 贊助會員

特ニ本會ノ趣旨ニ贊同シテ援助セントスル者ニシ  
テ理事會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

###### 3 普通會員

衛生ニ關スル研究又ハ實務ニ携ハル技術家其他一  
般ニ衛生ノ研究又ハ實務ニ密接ナル關係ヲ有スル  
者

##### 第五條 普通會員タラントスル者ハ其ノ氏名、住所、 職名ヲ記シ會員ノ紹介ヲ以テ本會事務所ニ申込ミ理 事會ノ承認ヲ經テ之ヲ定ム

##### 第六條 會員ニシテ本會ノ名譽ヲ毀損シ又ハ其他ノ不 都合ノ行爲アル時ハ理事會ノ決議ニリテ除名スル コトアルベシ

理事ニ庶務理事、會計理事並ニ編輯理事ヲ置キ會長  
之ヲ委嘱ス

編輯委員ハ會員中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

事務員ハ會長之ヲ嘱託ス  
役員ニ缺員ヲ生ジタル時ハ會長ノ指名ニヨリ之ヲ補  
缺スルコトヲ得

第九條 會長ハ本會ヲ代表ス

理事ハ理事會ヲ組織シ本會ノ常務ヲ處理ス  
評議員ハ理事會ヨリ附議セラレタル主要ナル事項ヲ  
審議ス

總會及會議

第十條 本會ハ毎年一回通常總會ヲ開ク

第十一條 理事會ニ於テ必要ト認ムル場合又ハ會員ノ  
要求アリテ理事會之ヲ適當ト認ムル場合ハ臨時總會  
ヲ開クコトヲ得

第十二條 總會ノ議事ハ出席會員ノ過半數ヲ以テ決  
ス

第十三條 理事會ハ會長必要ト認メタルトキ之ヲ開催  
ス

第十四條 評議員會ハ會長必要ト認メタルトキ理事會  
ノ決議ヲ經テ之ヲ開催ス

第十五條 本會ノ經費ハ會費及理事會ノ承認シタル寄  
附金ヲ以テ之ヲ支辨ス

第十六條 普通會員ノ會費ハ年額三圓又ハ一時金五十  
圓トス

贊助會員ノ會費ハ年額二十圓又ハ一時金百圓以上ト  
ス

第十七條 會計決算ハ曆年度トス

### 第一條 本會ヲ厚生科學研究會ト稱ス 名 称

### 第二條 本會ハ厚生科學ニ關スル理論並ニ其應用ノ發 展ヲ促シ併セテ會員相互ノ親睦ヲ圖ルヲ以テ目的トス 置ク

役員ノ任期ヲ二ヶ年トシ再選ヲ妨げズ但シ次期ノ役  
員就任スルマデハ其任ニアルモノトス

尙事業處理ノ必要ニ應ジテ雜誌編輯委員及事務員ヲ  
置ク

第八條 評議員ハ會員中ヨリ之ヲ選舉ス  
理事ハ評議員中ヨリ之ヲ互選ス

會長ハ理事中ヨリ互選ニヨリ之ヲ定ム

### 第三條 本會ハ其ノ目的達成ノ爲メ次ノ事業ヲ行フ

#### 1 機關雑誌ノ發行並ニ其他ノ出版

#### 2 研究會、講演會、學會等ノ開催

第十八條 本會發行ノ機關雑誌ハ會員ニ無償配布ス

附 則

第十九條 本會會則ハ總會ノ決議ヲ經ルニアラザレバ

之ヲ變更スルコトヲ得ズ

第二十條 本會事務所ヲ公衆衛生院内ニ置ク

なほ同研究會現在の理事名は次の如くである。

會長

公衆衛生院長、東大  
名譽教授臨學博士 林 春雄

理事

公衆衛生院教授臨學博士 赤塚 京治

理

公衆衛生院講師兼

厚生技師農學士 池田 錫

事

公衆衛生院教授醫學博士

石川 知福

事

公衆衛生院教授醫學博士

川上理一

事

公衆衛生院教授醫學博士

齋藤 潔

事

公衆衛生院教授醫學博士

野邊地慶三

事

公衆衛生院教授醫學博士

平山 嵩

事

公衆衛生院教授醫學博士

廣瀬 六郎

事

公衆衛生院教授醫學博士

赤塚 京治

事

公衆衛生院教授醫學博士

池田 錫

事

公衆衛生院教授醫學博士

石川 知福

事

公衆衛生院教授醫學博士

川上理一

事

公衆衛生院教授醫學博士

齋藤 潔

事

公衆衛生院教授醫學博士

野邊地慶三

事

公衆衛生院教授醫學博士

平山 嵩

事

公衆衛生院教授醫學博士

廣瀬 六郎

事

公衆衛生院教授醫學博士

赤塚 京治

事

公衆衛生院教授醫學博士

池田 錫

防毒面に關する研究(第一報)

鈴木 幸夫

年は恰かも國勢調査を施行せらるゝを機會として  
沈澱活性汚泥中に於けるチブス菌の生存期間に就て

岡本 啓・柄内 寛

(二) 農山漁村に於ける愛育諸施設狀況の調査

赤塚 京治・森下 正次其他

事業施行の資料となさむとす

調査報告

北滿開拓地の夏期に於ける青少年義勇軍並に開拓民  
の生活狀況

東北地方農漁村住宅視察報告

平山 嵩

農村に於ける小兒保健並に營養改善事業

齋藤 潔

夜業の影響に關する一調查

辻 正三

資 料

活性汚泥生物の定量法に就て

洞澤 勇

論著紹介

疫 學(七篇) 心 理 學(二篇) 產業衛生(六篇)

建築衛生(一篇) 衛生化學(一篇)

イ、地方別に關係者の聯絡協議會を開催すると  
もに

ロ、愛育村の保健婦に對し再教育を行ひ愛育事業

の實績を擧ぐるに努めむとす

(七) 地方巡回展覽會施設

(八) 會報「愛育」及「愛育新聞」發行

第二、愛育研究所に關する事項

(一) 研究事項の擴充

現に研究に從事しつゝあるものの外研究事項を  
擴充する爲所員及助手を増員し猶他の關係團體よ  
りの援助に依り一層研究を進めむとす

結核死の年齢分布に就て

久保秀史

第一、本會に關する事項

(一) 道府縣市區町村別乳兒死亡率の調査

昭和八年統計局に依頼し本調査を行ひたるが本

## (二) 愛育醫院の充實

- 1 小兒科擔當の醫員を増員し現在醫長一人、醫員三人を醫長一人、醫員五人とする外、耳鼻咽喉科及皮膚科の嘱託醫を置く
- 2 產科を新設し醫長一人、醫員一人、產婆一人、看護婦六人を置く

## (三) 相談所及母親學校

相談所の事業を擴張し深川區住吉町深川母子園に健康相談所を開設す

母親學校を設け一期約五十時間の豫定を以て年三回之を開き兒童を同伴せしめて實際的指導を行ふ

## 第三、愛育隣保館に関する事項

## (一) 戰歿者遺族保育講習

軍事保育院の援助を受け本年三月開始の戰歿者遺族保育講習は本年度に於ても引續き之を施行し九月中旬終了の豫定なり

## (二) 乳兒の哺育

現に隣保館に於て實施しつゝある幼兒の保育と關聯して乳兒の哺育は隣保館の使命を達成する上に於て最も必要な事なるが故に經費の許す場合に於ては乳兒の哺育を開始し愛育研究所と聯絡して乳兒の榮養其他保護に關し實際的指導をなさむとす

## 社團法人日本産業衛生協會の健康保險法の改善に對する決議

社團法人日本産業衛生協會理事會に於ては昭和十五

年四月二十三日同協會内社會保險制度及醫療制度調査委員會の調査による健康保險法の改善に對する決議案を承認決定、五月十七日理事長より保險院社會保險局長宛提出した。其の全文を掲ぐれば次の如くである。

## 健康保險法の改善に對する決議

## 一、定額式に由る適性診療報酬の決定

## 説明

本年度日本醫師會との診療契約は諸種の點に於て改善されたるも府縣により診療の報酬動搖するのみならず、而も往々にして高物價を示す大府縣に於て低額なるを以て、被保險者に満足を與へ得ず、又保險醫にも經濟上の不安を齎し、延いては診療内容を更に低下するに至る虞あり。故に地方的事情を考慮し、且診療方法並に診療經濟上の合理性を具備せる定額報酬を制定すること

## ロ、保險醫の指定

(1) 健康保險法施行當初に於ては開業醫全部を保險醫たらしめるために種々の情弊を生ぜり。依りて社會保險を理解せず、或は社會保險醫療をなさざる有名無實なる保險醫に關して合理的制限を行ふこととする

(2) 私立診療所に於ける醫師にして社會保險を理解し之が診療を希望するものに就ては、その設備不完全ならざる限り銓衡の上之を保險醫たらしむること

(3) 現行制度下に於ては、日本醫師會は醫者に非ざる者の設立する病院例へば大會社の社長が表面上病院の設立者たる場合、產業組合設立の病院等を政府管掌保險の保險醫たることを欲せざるが如き場合あるも政府は醫師に非ざる者の經營する病院と雖社會保險醫療に適するものは廣く之を指定され度きこと

## イ、専門醫制度の實施

被保險者の診療費負擔なき現行制度は亂診濫療を來す虞多きを以て、診療費の極めて少額を被保險者に負擔せしむること

## 三、保險醫療機關の整備

## 説明

拘、その診療報酬は低額單一化を目標として實施されてゐる

これは一方被保險者に安心と満足とを與ふるの道に非ざると共に、他方醫師にも亦満足を與へざる理由である。この弊を除去する爲には新たに専門醫制度を設くるの必要あり。即ち、專門的醫術に深き造詣を有する醫師を以て專門醫とし、その撰定を嚴格にすると共に、專門醫たる保險醫の報酬と一般保險醫の報酬との間には適切且妥當なる區別を立つること。専門醫の撰定に關しては適當なる資格規準を定め、特に委員會等を組織して慎重に撰任すること

## (二) 愛育醫院の充實

1 小兒科擔當の醫員を増員し現在醫長一人、醫員三人を醫長一人、醫員五人とする外、耳鼻咽喉科及皮膚科の嘱託醫を置く

2 產科を新設し醫長一人、醫員一人、產婆一人、看護婦六人を置く

## (三) 相談所及母親學校

相談所の事業を擴張し深川區住吉町深川母子園

に健康相談所を開設す

母親學校を設け一期約五十時間の豫定を以て年三回之を開き兒童を同伴せしめて實際的指導を行ふ

## 第三、愛育隣保館に関する事項

## (一) 戰歿者遺族保育講習

軍事保育院の援助を受け本年三月開始の戰歿者遺族保育講習は本年度に於ても引續き之を施行し九月中旬終了の豫定なり

## (二) 乳兒の哺育

現に隣保館に於て實施しつゝある幼兒の保育と關聯して乳兒の哺育は隣保館の使命を達成する上に於て最も必要な事なるが故に經費の許す場合に於ては乳兒の哺育を開始し愛育研究所と聯絡して乳兒の榮養其他保護に關し實際的指導をなさむとす

## 社團法人日本産業衛生協會の健康保險法の改善に對する決議

社團法人日本産業衛生協會理事會に於ては昭和十五

年四月二十三日同協會内社會保險制度及醫療制度調査委員會の調査による健康保險法の改善に對する決議案を承認決定、五月十七日理事長より保險院社會保險局長宛提出した。其の全文を掲ぐれば次の如くである。

## 健康保險法の改善に對する決議

## 一、定額式に由る適性診療報酬の決定

## 説明

本年度日本醫師會との診療契約は諸種の點に於て改善されたるも府縣により診療の報酬動搖するのみならず、而も往々にして高物價を示す大府縣に於て

低額なるを以て、被保險者に満足を與へ得ず、又保險

險醫にも經濟上の不安を齎し、延いては診療内容を更に低下するに至る虞あり。故に地方的事情を考慮し、且診療方法並に診療經濟上の合理性を具備せる定額報酬を制定すること

## ロ、保險醫の指定

(1) 健康保險法施行當初に於ては開業醫全部を保險醫たらしめるために種々の情弊を生ぜり。依りて社會保險を理解せず、或は社會保險醫療をなさざる有名無實なる保險醫に關して合理的制限を行ふこととする

(2) 私立診療所に於ける醫師にして社會保險を理解し之が診療を希望するものに就ては、その設備不完全ならざる限り銓衡の上之を保險醫たらしむること

(3) 現行制度下に於ては、日本醫師會は醫者に非ざる者の設立する病院例へば大會社の社長が表面上病院の設立者たる場合、產業組合設立の病院等を政府管掌保險の保險醫たることを欲せざるが如き場合あるも政府は醫師に非ざる者の經營する病院と雖社會保險醫療に適するものは廣く之を指定され度きこと

拘、その診療報酬は低額單一化を目標として實施されてゐる

これは一方被保險者に安心と満足とを與ふるの道に非ざると共に、他方醫師にも亦満足を與へざる理由である。この弊を除去する爲には新たに専門醫制度を設くるの必要あり。即ち、專門的醫術に深き造詣を有する醫師を以て専門醫とし、その撰定を嚴格にすると共に、專門醫たる保險醫の報酬と一般保險醫の報酬との間には適切且妥當なる區別を立つること。専門醫の撰定に關しては適當なる資格規準を定め、特に委員會等を組織して慎重に撰任すること

イ、専門醫制度の實施  
保険醫の技術及教養には多くの段階あるにも不

#### 四、給付困難なる地域に於ける直接給付

##### 説明

給付困難なる地域に於ける被保険者に對する醫療給付は日本醫師會の請負契約より削除し、保険者に於て直接給付の制度に改むること

#### 五、重症者の診療(入院診療を含む)の重視

##### 説明

從來の經驗に徴し且現下の情勢に鑑み、重症者の診療(入院診療を含む)に重點を置きたる診療制度に改むること。從來は多數の輕症者は比較的充分なる診療を受けたるも、重症者は保険經濟等のために未だ不充分、不完全なる診療を受くる者あり。此の事實は診療内容の一般的低下を意味し、重大なる問題を提起しつゝあるものなり

#### 六、結核保險(假稱)制度の創設

##### 説明

結核病診療を各種社會保險より切離し、新たに結核保險(假稱)制度を創設し、一般健康保險の療養給付六ヶ月を経過して尙未治なるものを凡て該保險に加入せしめ、轉歸迄治療し以て結核病に對する豫防及醫療の完璧を期すること

#### 七、廢疾保險制度の創設

##### 説明

結核病以外の長期慢性病のため勞務不能なる者の診療には特に廢疾保險の制度を考慮すること

#### 八、家族健康保險制度の擴充

##### 説明

被保険者より一定の家族保險料を徵收し、以てその家族の保險醫療を徹底すること

(次頁に續く)

一九三九年獨逸の婚姻、出産及死亡(總數)

	全 國 <sup>(1)</sup>	婚 姻 率			出 產			死 亡 <sup>(2)</sup>		
		出 生	死 産	一 歲 未 滿	一 歲 未 滿	一 歲 未 滿	一 歲 未 滿	一 歲 未 滿	一 歲 未 滿	一 歲 未 滿
	九四四、二四六	一、六三三、〇七八	三八、三五五	一、〇〇九、二九〇	一〇〇、二一四	六三、七八八	六三、七八八	八四、四〇七	五五四、〇八〇	五五四、〇八〇
舊 領 土 内	七七二、一〇六	一、四〇七、四九〇	三二、五〇五	八五三、四一〇	八五三、四一〇	九五一	九五一	九五一	三七一、八〇	三七一、八〇
舊オーストリ	一一七、五一〇	一、三八、八二六	三七〇	一〇一、六四六	一〇一、六四六	九一四	九一四	九一四	二七、五五四	二七、五五四
ズデーテン獨逸	四九、四三四	七四、七一〇	一、八七五	四七、一六六	四七、一六六	五一八四	五一八四	五一八四	九一四	九一四
メーメル地方	一、五二六	三、〇八一	八五	二、一六八	二、一六八	三六九	三六九	三六九	六五三	六五三
舊ダンチヒ自由市	三、六六〇	八、九六〇	一九〇	四、九〇〇	四、九〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇

一九三九年獨逸の婚姻、出産及死亡率(前年及一九三三年と比較)(人口千に付)

婚姻率  
出生率(死産を除く)  
死亡率(死産を除く)  
自然增加率  
出生百に付  
死産百に付

一九三九年  
一九三三年

(1) ボヘミア及モラビア兩保護領並に舊波蘭領の東部地方を除く。  
(2) 一九三九年九月一日以降の戰死數を除く。

舊オーストリ<sup>(1)</sup>の一九三七、八、九年に亘る人口動態(總數)

	全 國 <sup>(1)</sup>	出 生			死 亡 <sup>(2)</sup>			自然增加
		出 生	死 产	一 歲 未 滿	一 歲 未 滿	一 歲 未 滿	一 歲 未 滿	
	一九三九年	一九三九年	一九三九年	一九三九年	一九三九年	一九三九年	一九三九年	一九三九年
舊領土内	九四四、二四六	一、六三三、〇七八	三八、三五五	一、〇〇九、二九〇	一〇〇、二一四	六三、七八八	六三、七八八	八四、四〇七
舊オーストリ	一一七、五一〇	一、三八、八二六	三七〇	一〇一、六四六	一〇一、六四六	九一四	九一四	二七、五五四
ズデーテン獨逸	四九、四三四	七四、七一〇	一、八七五	四七、一六六	四七、一六六	五一八四	五一八四	九一四
メーメル地方	一、五二六	三、〇八一	八五	二、一六八	二、一六八	三六九	三六九	九一四
舊ダンチヒ自由市	三、六六〇	八、九六〇	一九〇	四、九〇〇	四、九〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇

(1) ボヘミア及モラビア兩保護領並に舊波蘭領の東部地方を除く。  
(2) 一九三九年九月一日以降の戰死數を除く。

## 九、保険制度の休養期間への延長

## 説明

傷病治療による診療打切りは必ずしも労働可能、作業場への復歸を意味せざるを以て、此の兩者間に休養期間を設け茲にも保険制度を延長すること

## 一九三九年獨逸の婚姻、出生及死亡

## 統計の發表

一九三九年に於ける獨逸の人口動態の集計結果は全國統計局 機關誌 Wirtschaft u. Statistik 1940 Nr. 9

に發表されたが、一九三三年ナチス政權確立以降その出產減退の國民的危機を克服して驚異的な回復傾向を辿り來つた獨逸は昨年も亦引き續いて好調を持続してをり、特に獨逸へ歸屬後の舊オーストリー、ズデーテン獨逸地方等に現はれた未曾有の出產増加の如きは世界の識者をしていよいよ瞠目せしむるに足るものがあるといへよう。其の主要統計は別掲の如く、之に對する全國統計局の附帶的説明の大意を摘記すれば以下の如くである。

## 婚姻に就いて

一九三九年に於ける全國婚姻數の未曾有の増大（前年に對し一七四、八二一件增）は、一つは獨逸への歸屬後に現はれたオストマルク（舊オースタリー）及ズデーテン獨逸地方に於ける顯著な婚姻増加に依るものであるが、之と共に開戦以來とり結ばれた多數の戰時結婚に依る所も多い。七・八・九月中にも前年同期に比し著しい増加を見せてゐるが、更に十・十一・十二月中には對前年同期に對し實に三五・七%の増加となつて

一九三八	九〇、〇一三	九四、三八四	二、四六九	九四、九九二	七、三七六	(一)	六〇八
一九三七	四六、三〇八	八六、三二二	二、四四七	八九、九五八	七、九三八	(一)	三、七一六

舊オーストリーの一九三七、八、九年に亘る人口動態（人口千に付）

## 婚姻率

出生率  
（共に死産を除く）

自然増加率

乳幼兒死亡率  
(出生百に付)

一九三九	一七・七	二〇・九	一五・三	五六	七・四		
一九三八	一三・四	一四・〇	一四・一	(一)	〇・一	八・三	
一九三七	六・九	二二・九	一三・四	(一)	〇・五	九・二	
一九三六	一四・五	二一・九	一三・二	(一)	〇・五	九・一	
一九三五	一四・二	二一・九	一三・一	(一)	〇・五	九・一	
一九三四	一四・二	二一・九	一三・一	(一)	〇・五	九・一	
一九三三	一四・四	二一・九	一三・一	(一)	〇・五	九・一	
一九三二	一四・四	二一・九	一三・一	(一)	〇・五	九・一	
一九三一	一四・四	二一・九	一三・一	(一)	〇・五	九・一	
一九三〇	一四・四	二一・九	一三・一	(一)	〇・五	九・一	

(1) 現在オストマルクとよばれてゐるが、現行政區劃としてのオストマルクはズデーテン獨逸地方の一部を加へてゐる。  
一九三九年九月一日以降の戦死數を除く。

## ズデーテン獨逸地方の一九三〇—三九年間の人口動態（人口千に付）

## 婚姻率

出生率  
（共に死産を除く）

自然増加率

乳幼兒死亡率  
(出生百に付)

一九三九	一四・七	一三・三	一〇・七	一一・〇			
一九三八	一四・七	一二・八	一〇・七	一一・〇			
一九三七	一四・七	一二・八	一〇・七	一一・〇			
一九三六	一四・四	一二・八	一〇・七	一一・〇			
一九三五	一四・四	一二・八	一〇・七	一一・〇			
一九三四	一四・四	一二・八	一〇・七	一一・〇			
一九三三	一四・四	一二・八	一〇・七	一一・〇			
一九三二	一四・四	一二・八	一〇・七	一一・〇			
一九三一	一四・四	一二・八	一〇・七	一一・〇			
一九三〇	一四・四	一二・八	一〇・七	一一・〇			

(1) 現行政區劃に於けるReichsgau Sudetenlandは所謂ズデーテン獨逸地方より小きい。

一九三九年九月一日以降の戦死數を除く。

## 九、保険制度の休養期間への延長

## 説明

傷病治療による診療打切りは必ずしも労働可能、作業場への復歸を意味せざるを以て、此の兩者間に休養期間を設け茲にも保険制度を延長すること

## 一九三九年獨逸の婚姻、出生及死亡

## 統計の發表

一九三九年に於ける獨逸の人口動態の集計結果は全國統計局 機關誌 Wirtschaft u. Statistik 1940 Nr. 9

に發表されたが、一九三三年ナチス政權確立以降その出產減退の國民的危機を克服して驚異的な回復傾向を辿り來つた獨逸は昨年も亦引き續いて好調を持続してをり、特に獨逸へ歸屬後の舊オーストリー、ズデーテン獨逸地方等に現はれた未曾有の出產増加の如きは世界の識者をしていよいよ瞠目せしむるに足るものがあるといへよう。其の主要統計は別掲の如く、之に對する全國統計局の附帶的説明の大意を摘記すれば以下の如くである。

## 婚姻に就いて

一九三九年に於ける全國婚姻數の未曾有の増大（前年に對し一七四、八二一件增）は、一つは獨逸への歸屬後に現はれたオストマルク（舊オースタリー）及ズデーテン獨逸地方に於ける顯著な婚姻増加に依るものであるが、之と共に開戦以來とり結ばれた多數の戰時結婚に依る所も多い。七・八・九月中にも前年同期に比し著しい増加を見せてゐるが、更に十・十一・十二月中には對前年同期に對し實に三五・七%の増加となつて

一九三八	九〇、〇一三	九四、三八四	二、四六九	九四、九九二	七、三七六	(一)	六〇八
一九三七	四六、三〇八	八六、三二二	二、四四七	八九、九五八	七、九三八	(一)	三、七一六

舊オーストリーの一九三七、八、九年に亘る人口動態（人口千に付）

## 婚姻率

出生率  
（共に死産を除く）

自然増加率

乳幼兒死亡率  
(出生百に付)

一九三九	一七・七	二〇・九	一五・三	五六	七・四		
一九三八	一三・四	一四・〇	一四・一	(一)	〇・一	八・三	
一九三七	六・九	二二・九	一三・四	(一)	〇・五	九・二	
一九三六	一四・五	二一・九	一三・二	(一)	〇・五	九・一	
一九三五	一四・二	二一・九	一三・一	(一)	〇・五	九・一	
一九三四	一四・二	二一・九	一三・一	(一)	〇・五	九・一	
一九三三	一四・四	二一・九	一三・一	(一)	〇・五	九・一	
一九三二	一四・四	二一・九	一三・一	(一)	〇・五	九・一	
一九三一	一四・四	二一・九	一三・一	(一)	〇・五	九・一	
一九三〇	一四・四	二一・九	一三・一	(一)	〇・五	九・一	

(1) 現在オストマルクとよばれてゐるが、現行政區劃としてのオストマルクはズデーテン獨逸地方の一部を加へてゐる。  
一九三九年九月一日以降の戦死數を除く。

## ズデーテン獨逸地方の一九三〇—三九年間の人口動態（人口千に付）

## 婚姻率

出生率  
（共に死産を除く）

自然増加率

乳幼兒死亡率  
(出生百に付)

一九三九	一四・七	一三・三	一〇・七	一一・〇			
一九三八	一四・七	一二・八	一〇・七	一一・〇			
一九三七	一四・四	一二・八	一〇・七	一一・〇			
一九三六	一四・四	一二・八	一〇・七	一一・〇			
一九三五	一四・四	一二・八	一〇・七	一一・〇			
一九三四	一四・四	一二・八	一〇・七	一一・〇			
一九三三	一四・四	一二・八	一〇・七	一一・〇			
一九三二	一四・四	一二・八	一〇・七	一一・〇			
一九三一	一四・四	一二・八	一〇・七	一一・〇			
一九三〇	一四・四	一二・八	一〇・七	一一・〇			

(1) 現行政區劃に於けるReichsgau Sudetenlandは所謂ズデーテン獨逸地方より小きい。

一九三九年九月一日以降の戦死數を除く。

ある。殊に現在結婚最適年齢期に在る一九一〇年生れの男子が全國で約七十五萬を算するに過ぎないことを考へると此の婚姻著増の事實は更に注目に値する。平常時に於ける男子の結婚率は其の約九〇%と見做され、ゐるから、假令死離別男子の再婚を加算しても、三九年の婚姻件數は平常時に豫期さるゝ數を二十萬も超えたことになる。而かも一九一五——一九年生れの男子數が一九一〇年出生男子數より更に遙かに多いことを考慮に入れるに、豫期の超過は二千萬どころではない。この未曾有の婚姻數は確かにオストマルク及ズデン獨逸地方で今まで繰り延べられてゐた結婚の大暴成立と、全國で取りいそぎ行はれた多數の戰時結婚とが同時に惹き起した一時的現象で、さう永續性をもつたものではないことは婚姻適齡人口の涸渇が生む將來の反動に際して誤解の生じない爲にも注意しておく必要があらう。併し今日までの所では猶ほかかる傾向は認め難く今年一·二·三月中の婚姻件數は昨三九年同期に對し尙四一·四%の増加を見せてゐる。

一九三九年の婚姻統計を特に舊獨逸領内に就いて見ると、前年に對し一二七、七四三件の増、また嘗て異常な婚姻數(七四〇、一六五件)を示した一九三四年に對しても約三一、〇〇〇件の増加となつてゐる。而かも當時の婚姻增加は之に先立つ恐慌期中から繰りこまれてゐた結婚の取りもどしに依るもので婚姻階級人口の過剰に因由するものであるが、昨三九年の婚姻增加は之に先立つ六ヶ年間の婚姻增加に引き續くものであるのみならず、現在結婚適齡期に當つてゐる一九一五——一九年生れの者特に多いことも前述の如くである。それにも拘らず前三九年初頭以來最初は僅かに

ではあつたが兎も角漸増の傾向(前年同期に比し前半期中に一〇、一二二件増)を示してゐるのは國民大衆を潤ほした經濟的好況が尙引き續いて上昇傾向をとつたことによる。而かも一九一五——一九年生れの男子數が一九一〇年出生男子數より更に遙かに多いことを考慮に入れるに、豫期の超過は二千萬どころではない。この未曾有の婚姻數は確かにオストマルク及ズデン獨逸地方で今まで繰り延べられてゐた結婚の大暴成立と、全國で取りいそぎ行はれた多數の戰時結婚とが同時に惹き起した一時的現象で、さう永續性をもつたものではないことは婚姻適齡人口の涸渇が生む將來の反動に際して誤解の生じない爲にも注意しておく必要があらう。併し今日までの所では猶ほかかる傾向は認め難く今年一·二·三月中の婚姻件數は昨三九年同期に對し尙四一·四%の増加を見せてゐる。

一月以降上升傾向を辿つてゐた昨三九年的出生增加は實に一一七、六二二件の増加で、若し戰争の勃發がなく後半期の對前年増加數も前半期同様と考へてみると舊獨逸領内で約一〇八、〇〇〇件の戰時結婚があつたと看做してよいことになる。尙、この舊領土内の婚姻統計を地域別に見て興味を惹くことは、ズデーテン地方の併合によつて邊境地域としての危險性を解消した地方に特に増加の顯著なことである。

オストマルクは合邦以來その婚姻數を著増してをり、既に一昨三八年は前三年に對し二倍の婚姻率を示すに到つてゐるが、昨三九年も亦この著増傾向を持続してゐるのは別表の如くで、三八、九年合計の總婚姻件數は舊オーストリー治下の最後の四ヶ年半に亘る總婚姻數に匹敵してゐる。この事實こそ舊獨逸領邦に対するオストマルク住民の心からなる贊意と、竝に同地方經濟の迅速なる復興を證明するものに外ならぬ。

獨逸合邦の半年後本國へ再歸せるズデーテン、獨逸地方では其の婚姻增加はオストマルクには及ばないが、それには又同地方にオストマルクに見る如き大都市がないといふ事情にも依るところが多い。(因にウイーン縣の婚姻率は人口千に付二二·一で、オストマルクの婚姻增加に寄與するところ極めて多い。蓋し農村や小都市の住民は大都市の市民ほど直接に生活環境に左右されることがなく、事情さへ許せば一般に極めて早く結婚して了ふと考へられるからである。併し同地方の婚姻率はオストマルクの農村地方の其れと較べれば全く同じ水準に立つてゐる。

#### 出産に就いて

一月以降上升傾向を辿つてゐた昨三九年的出生增加は最後の三ヶ月殊に十一月に弱勢を見せるに到つて最初期待せられてゐた年總數を實現するには到らなかつたが、この弱化は昨三九年一二·三月中の流行性感冒の蔓延によるもので、既に今年一月には昨年同月に比し一·八%増の出生數を示してをり、今年一二·三月中の諸大都市の報告も同様の増勢を語つてゐる。

舊獨逸領内に就いて見ると、昨三九年的出生數の對前年増は六〇、五七九で、一昨三八年の對前年増六九、八五六の數字と共にナチス人口政策の效果を確證するものである。この出生增加の一部は三七、八年中の婚姻增加にもよるには相違ないが、根本に於ては各人當りの出産頻度の上昇に基くものとなすべきで、唯その精確なる検證は今のところ尙不可能である。之を出生率に見ても別表所載の通りで、どん底に落ちてゐた一九三三年に比較照合して隔世の感を抱かしめる。尙、この出生率上昇を地域別に見ると、一九三三年に最悪の狀態にあつた地方が必ずしも豫期せらるゝ如き最も大幅の回復を見せてゐることにはならず、寧ろ嘗て最も高率の地方が其の後の躍進率に於ても亦著しいことが目立つ。また之を南部及北部獨逸人の區別から見ると、確かに北獨逸の方に躍進度は顯著だが、併しそれは北獨逸の大都市及工業地帶が一九三三年以降莫大な労働青年層を吸收せるが故で、南獨逸にあつても之に類する處にはやはり總平均以上の躍進度を示してゐる。

總じて工業地方は平均以上の躍進度を示し、農村地方

は平均以下になつてゐるといへよう。

オストマルク及ズデーテン獨逸地方は昨三九年を以て其の出産統計に割期的なる好轉を示すに到つた。オストマルクでは合邦後間もなく、特にウイーン縣に、出生數の漸増を見せた。これは寧ろ墮胎その他の幼児處分の減少の結果と考ふべきものであるが、併し

一昨三八年十二月の最後週及昨三九年一月中には出産數の著増が認められ、この傾向は三九年を通じて中斷せらるゝことなく繼續した。三九年中の出生數は前々年三七年に對し六・%の増加で、この増加割合が一九三七年以降の舊獨逸の其れよりも大きいことは出生率の比較に見るも明瞭である。尙、著増したとはいへ未だ低いウイーン縣の出生率(一五・三)は、同縣がオストマルク總人口の約三分の一を占めてゐる關係上オストマルク總平均の出生率をかなり低めてゐるわけである。其他の諸縣は平均出生率を遙かに抜いてゐる。

躍進の顯著なズデーテン獨逸地方も一昨三八年の出生率が一九三三年の舊獨逸の其れより更に低位にあつたことは合邦前のオストマルクと同様である。獨逸への歸屬(三八年十月)に因由する出生増加は三九年後半期までは現はれて來ないわけであるが、既に三九年の出生増加は前年に對し四一・三%に及んでおり、之と併行して出生率の高上も亦著しい。

### 一九三九年の出生過不足

更に昨一九三九年の出生數が國家的最少必需量を充足してゐるか如何かを検討してみると、二十歳男子の數を昨三九年同様に將來も維持してゆく爲めには全國(オストマルク及ズデーテン地方を含む)で毎年一、六

四〇(千)の出生數が必要で、メーメル地方及舊ダントビ自由市を加へるとこの數字は更に一、六五二(千)となる。之を全國(舊波蘭領の東部地方を除く)の總人口七九、九二四(千)に割り當てると人口千に付二〇・七の出生率を必要とすることになる。

この一、六五二(千)の要出生數を(昨年の國勢調査による年齢構成狀態は未だ利用不可能ゆゑ)總人口の割合で振り當てみると、舊領土内へ一、四三三(千)、舊オーストリーへ一三七(千)、ズデーテン獨逸地方へ七〇(千)となり、出生率は夫々一様に二〇・七となることになるが、之を昨三九年の實數と比較すれば、舊獨逸領内の出生總數は其の最小必要數に對し僅かに一・八%の不足、オストマルクは之を完全に充足、ズデーテン獨逸地方は必要數を四、七〇〇も超過してゐることになる。要之、最近までは出産過少に悩んでゐたことになる。舊ダントビ自由市も同じく超過剩餘を示し、その出生率二三・二は一・五も要出生率を超えることになる。要之、最近までは出産過少に悩んでゐた諸地方は獨逸への歸屬後その出生餘剰を以て本國を支援する狀態になつたわけである。それ故に全國總計に於て見るならば出生數の不足は僅かに一九・〇〇即ち一・二%に過ぎないこととなる。

勿論このことは今後もの最小必要量が確保されるといふことを意味するわけではない。出産數の僅少だつた一九一五—一九年生れの者、更に成績の悪かつた二三一一三年生れの者が結婚適齢期に達する頃の最適婚婚姻者數の減少は豫期せらるゝ所であり、之に現下の戰争に伴ふ影響も亦考慮せねばならぬ。孰れにせよ今後に其の減少を豫期せらるゝ適婚婚姻者數を以て年一、六五二(千)の出生數を維持しようとするには

各個當りの出産頻數を少くとも現在より一六%高めることが必要で、この比率は今次動亂の擴大程度や獨逸者の漸増と出産の著増とは或る程度の死亡増加を結果してゐるのは止むを得ぬ。人口一萬五千以上の市町村合計の主要死因別統計は別掲の如くで、之によつて見ても流行性感冒の蔓延(流行性感冒、氣管支炎、肺炎)高年者の增加(老衰、心臓病、癌、糖尿病、脳卒中)及び出産增加(乳幼兒死亡)が昨三九年の死亡増の三原因たることは明かで、その少くとも七〇%は之に歸すべきであらう。其の他の點で國民的健康並に醫療狀況の良好であつたことは結核、盲腸炎及び產褥熱による死亡減に見ることができる。乳幼兒死亡の總數は出産增加に伴ひ増加してゐるが、率からいへば前三八年と同じであり、流行性感冒蔓延の年頭初を除けば四月以降は前年よりも好成績を示してゐる。

### 人口一萬五千以上市町村總計の主要

#### 死亡因

	死亡數	人口千に付
チブス	一五九	一五八
癱瘓	一四〇	一五八
痘疹	一五〇	一五九
猩紅熱	一五九	一五八
百日咳	一五六	一五一
瘧疾	一五一	一五一

デフテリア 二、四三〇 二、九六九  
流行性感冒 五、九一〇 二、九〇一  
結核 四、三八八 一、八一八  
瘧疾 六、九三九 一、八五七  
糖尿病 六、三五四 一、八五七  
脳卒中及癲癇 三〇、四八三 一、五三一  
心臓病 五、五六 五、八〇八 一、七九  
気管支炎 四、七一七 三、八九九 一、五  
肺炎 二、〇〇一 一、九〇〇 一、六六  
盲腸炎 一、九〇一 一、一三〇 一、三  
腎臓炎 五、三八九 五、七一八 一、七〇七  
姪娠婦の不慮の傷害 一、八七一 一、八七一 一、一〇  
老衰 二、七四五 二、七四五 一、五七  
産科 二、九六六 二、九三〇 一、五七  
他殺 二、九〇三 二、八六 一、九三  
不慮の傷害 二、九一九 一〇、四三〇 三、七  
一歳未満の特殊死因

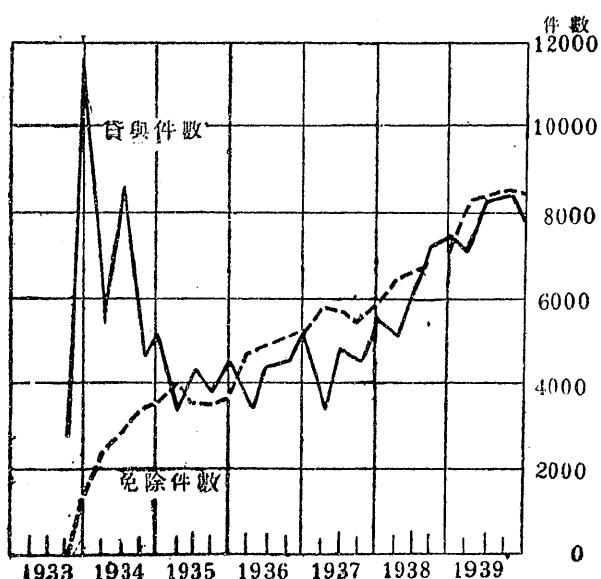
死因	件数	死因	件数	死因	件数	死因	件数
(1) 先天性畸形 脅及分娩による 産児の障害	一、九三三	早産	九、三三四	心臓病	二、七四五	心臓病	五、五六
(2) 出産(出生及死産)	一、九三四	他殺	二、九〇六	気管支炎	一、九一九	気管支炎	四、七一七
(3) 出生子に付。	一、九三五	腸力タル	三、三九	肺炎	一、九一九	肺炎	二、〇〇一
	一、九三六						
	一、九三七						
	一、九三八						
	一、九三九						
	計						
		償還免除件数		償還免除件数		償還免除件数	
		舊獨逸内		新獨逸内		舊獨逸内	

による。なほ兩者共に乳幼兒死亡率の低下は顯著である。

### 一九三三—三九年間獨逸の結婚資金 貸與及其の償還免除件數の集計

結婚資金貸與制度は一九三三年六月失業救済策に兼ねて施行されたナチス政府最初の人口政策の一つであるが、一九三三年—三九年間の資金貸與件數及規定により出生兒一人に付其の四分の一の金額を権引される償還免除件數の集計は Wirtschaft u. Statistik 1940 Nr. 5/6に發表ある所に依れば次の如くである。

年	貸 金 貸 與 件 數	年	貸 金 貸 與 件 數	年	貸 金 貸 與 件 數
一九三三	一四一、五五九	一九三四	一三四、六一九	一九三五	一五六、八二二
(八—十一月間)					
一九三六	一七一、四六〇	一九三七	一八三、五五六	一九三八	一四三、六九一
一九三九	一七〇、九一九	計	三一〇、五九九		



一家の收入は子供數に比例して増加するわけではなく多子家族は種々の節約による以外に之が対策を有していないが、多子家族の増加支出と支出節約とは果して如何なる點に行はれてゐるかを調査することを目的として Deutsche Arbeiter Front の労働科學研究所では一九三七年の労働者家計調査の結果を集計してこの方面には先例のない多子家族の生計費調査を完成した。併し新しい試みにかかるものの多少の缺陷は致し方な

く、調査客體の一千家族を凡て同一收入の家族に取る事ができなかつたのも其の一(つ)いゝよう。調査の對象とされた無子家族の平均月收は一九七、一子家族は一八八、二子家族は一八八、三子家族は一〇〇、四子及それ以上の多子家族は一一三 R.M.となつてゐる。同調査の主要數字を掲ぐれば次の如くである。

(總支出に對する百分比)	
(1) 無子 家族	(2) 四子 家庭
飲 食 費	三六六
被服及洗濯費	一四一
住宅整備費	一四一
入浴費	一・三
光熱費	四・一
其の他	一・一
税	一・一
金	一・一
賃	一・一
教養費	一・一
保険費	一・一
寄附金	一・一
交通費	一・一
保健費	一・一
右表によれば支出増は飲食費、被服費、住宅整備費(建築、子供の寝臺など)に著しいが、其の他の要費中には借金も含まれてゐる。光熱費は實際上も豫期される通りやしたる増加を見せてゐない。併しそ等の支出増も子供數に比例して増大してゐるわけではなく、從	一一一

て多子家族は恐らく安く且つ榮養費も低い飲食物や簡粗な服装、僅かの入浴等を忍んでゐると考へられる。税金及諸會費(例へば D.A.F.の組合費)の減少はよろこびしい現象だが、之以外の節約部分が問題で家賃の減少は多子家族が小さくて恐らくはまた舊い家に住んでゐるゝとを物語つてゐる。教養費の減少は芝居や音樂會などは勿論、新聞購讀にまでも及んでをり、保険費の減少は多子家族が非強制的な保険(物件及生命保険)に殆んど加入してゐない爲である。交通費の低下は自轉車利用等による所も多いが、また多子家族に對する種々の恩典の所爲もある。

なほ右表による四子家庭の節約の總計は一・六%

で、其の内税金、諸會費、寄附金等の節約を除いた眞の節約は七・〇%となる。いひ換へれば月收一九七マルクの無子家族が四人の子を持つて同程度に暮してゆくには一一〇八・八マルクの月收が必要となるわけだが、調査対象となつた四子(及其れ以上の多子)家族の平均月收は一一三マルクの家族で、若し收入が均等であつたならば節約度は更に一層強化されねばならぬことになる。其の點まで明確し難いところに前述本調査の瑕謹があるといふよう。

尙、本調査が資料とした原調査一九三七年以後、昨三九年の税制改革は更に人口政策的改善の跡を示しており、又一昨三八年の家族手當の制度は第三及第四子には月々十マルクを、第五子以上には夫々月々一十マルクを支給するルルルナイトルム。(Soziale Praxis 19

402 Heft 1 所載)

### 世界最大人口收容力の推定

E.G.ラヴァン・シュタイン 五、九九四(百萬)

『歐洲人の猶ほ入植し得る地域について』王立地理學會講演集 第十二卷 一八九一年

V. ヴィルクス 七、八〇〇(百萬)  
『人口論』一八九八年 二九五頁以降

K. バロウム 五、六〇〇(百萬)  
『地球は幾何の人口を養ひ得るか』シュモーラー年報 第三十六卷 一九一一年

H. ロッシュ 七、〇〇〇(百萬)  
『世界人口の限界』ヴュルテンブルグ年報 一九一一年

A. ピンク 七、六八九(百萬)  
『人類地理學の根本問題』プロシア學士院就任講演集 一九一四年

A. フィッシャー 六、一〇〇(百萬)  
『人口收容力の問題について』政治地理學雑誌 第二卷 一九一五年

(埋め草)

く、調査客體の一千家族を凡て同一收入の家族に取る事ができなかつたのも其の一(つ)いゝよう。調査の對象とされた無子家族の平均月收は一九七、一子家族は一八八、二子家族は一八八、三子家族は一〇〇、四子及それ以上の多子家族は一一三 R.M.となつてゐる。同調査の主要數字を掲ぐれば次の如くである。

(總支出に對する百分比)	
(1) 無子 家族	(2) 四子 家庭
飲 食 費	三六六
被服及洗濯費	一四一
住宅整備費	一四一
入浴費	一・三
光熱費	四・一
其の他	一・一
税	一・一
金	一・一
賃	一・一
教養費	一・一
保險費	一・一
寄附金	一・一
諸會費	一・一
交通費	一・一
保健費	一・一
保育費	一・一
右表によれば支出増は飲食費、被服費、住宅整備費(増築、子供の寝臺など)に著しいが、其の他の要費中には借金も含まれてゐる。光熱費は實際上も豫期される通りやしたる増加を見せてゐない。併しその等の支出増も子供數に比例して増大してゐるわけではなく、從	一一一

て多子家族は恐らく安く且つ榮養費も低い飲食物や簡粗な服装、僅かの入浴等を忍んでゐると考へられる。稅金及諸會費(例へば D.A.F.の組合費)の減少はよろこびしい現象だが、之以外の節約部分が問題で家賃の減少は多子家族が小さくて恐らくはまた舊い家に住んでゐるゝとを物語つてゐる。教養費の減少は芝居や音樂會などは勿論、新聞購讀にまでも及んでをり、保険費の減少は多子家族が非強制的な保険(物件及生命保険)に殆んど加入してゐない爲である。交通費の低下は自轉車利用等による所も多いが、また多子家族に對する種々の恩典の所爲もある。

なほ右表による四子家族の節約の總計は一・六%

で、其の内稅金、諸會費、寄附金等の節約を除いた眞の節約は七・〇%となる。いひ換へれば月收一九七マルクの無子家族が四人の子を持つて同程度に暮してゆくには一一〇八・八マルクの月收が必要となるわけだが、調査對象となつた四子(及其れ以上の多子)家族の平均月收は一一三マルクの家族で、若し收入が均等であつたならば節約度は更に一層強化されねばならぬことになる。其の點まで明確し難いところに前述本調査の瑕謹があるといふよう。

尙、本調査が資料とした原調査一九三七年以後、昨三九年の稅制改革は更に人口政策的改善の跡を示しており、又一昨三八年の家族手當の制度は第三及第四子には月々十マルクを、第五子以上には夫々月々一十九ルクを支給するルルルナイトルム。(Soziale Praxis 19

402 Heft 1 所載)

### 世界最大人口收容力の推定

E.G.ラヴァン・シュタイン 五、九九四(百萬)

『歐洲人の猶ほ入植し得る地域について』王立地理學會講演集 第十二卷 一八九一年

V. ヴィルクス 七、八〇〇(百萬)

『人口論』一八九八年 二九五頁以降

K. バロウム 五、六〇〇(百萬)

『地球は幾何の人口を養ひ得るか』シュモーラー年報 第三十六卷 一九一一年

H. ロッシュ 七、〇〇〇(百萬)

『世界人口の限界』ヴュルテンブルグ年報 一九一一年

A. ピンク 七、六八九(百萬)

『人類地理學の根本問題』プロシア學士院就任講演集 一九一四年

A. フィッシャー 六、一〇〇(百萬)

『人口收容力の問題について』政治地理學雑誌 第二卷 一九一五年

(埋め草)